



藤井寺市地域防災計画

令和3年3月

(令和6年7月一部運用変更)

藤井寺市防災会議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 節	計画の目的及び内容	1
第 2 節	市の概況	2
第 3 節	災害の想定	5
第 4 節	防災の基本方針	7
第 5 節	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	9
第 6 節	市民、事業者の基本的責務	19
第 7 節	計画の修正	21
第 8 節	計画の周知徹底	22

第 2 編 災害予防対策

第 1 章	防災体制の整備	23
第 1 節	総合的防災体制	23
第 2 節	情報収集伝達体制	31
第 3 節	消火・救助救急体制	34
第 4 節	災害時医療体制	40
第 5 節	緊急輸送体制	45
第 6 節	避難受入れ体制	48
第 7 節	緊急物資確保体制	54
第 8 節	ライフライン確保体制	57
第 9 節	交通確保体制	62
第 10 節	避難行動要支援者支援体制	63
第 11 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	66
第 12 節	帰宅困難者対策体制	67
第 13 節	災害営農体制	68
第 2 章	地域防災力の向上	69
第 1 節	防災意識の高揚	69
第 2 節	自主防災体制	73
第 3 節	ボランティアの活動環境	76
第 4 節	企業防災の促進	77
第 3 章	災害予防対策の推進	79

第1節	都市の防災機能の強化	79
第2節	地震災害予防対策	83
第3節	水害予防対策	85
第4節	危険物等災害予防対策	89
第5節	火災予防対策	92
第6節	文化財の災害予防対策	94

第3編 自然災害応急対策

第1章	活動体制の確立	95
第1節	組織動員計画	95
第2節	自衛隊の災害派遣	101
第3節	広域応援等の要請・受入れ・支援	105
第2章	情報収集伝達・警戒活動	111
第1節	警戒期の情報伝達	111
第2節	警戒活動	114
第3節	発災直後の情報伝達	118
第4節	災害広報	122
第3章	消火・救助救急・医療救護	125
第1節	消火・救助救急活動	125
第2節	医療救護活動	127
第4章	避難行動	132
第1節	避難誘導	132
第2節	指定避難所の開設・運営	137
第3節	避難行動要支援者への支援	141
第4節	広域一時滞在	143
第5章	交通対策、緊急輸送活動	144
第1節	交通規制・緊急輸送活動	144
第2節	交通の維持復旧	150
第6章	二次災害防止・ライフライン確保	152
第1節	公共施設応急対策	152
第2節	ライフラインの確保	154

第3節 農業関係応急対策	157
第7章 被災者の生活支援	158
第1節 支援体制	158
第2節 市民等からの問い合わせ	159
第3節 災害救助法の適用	160
第4節 緊急物資の供給	162
第5節 住宅の応急確保	166
第6節 応急教育	168
第7節 自発的支援の受入れ	170
第8章 社会環境の確保	173
第1節 保健衛生活動	173
第2節 廃棄物の処理	176
第3節 遺体対策	179
第4節 社会秩序の安定	181
第5節 文化財	183

第4編 事故等災害応急対策

第1節 鉄道災害応急対策	185
第2節 道路災害応急対策	186
第3節 危険物等災害応急対策	187
第4節 市街地災害応急対策	189

第5編 災害復旧復興対策

第1章 生活の安定	191
第1節 復旧事業の推進	191
第2節 被災者の生活確保	193
第3節 中小企業等の復興支援	198
第4節 ライフライン等の復旧	199
第2章 復興の基本方針	202

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第 1 節	総則	205
第 2 節	東海地震注意情報発表時の措置	206
第 3 節	警戒宣言が発せられたときの対応措置	207

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節	総則	211
第 2 節	関係者との連携協力の確保	212
第 3 節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	213
第 4 節	地震発生時の応急対策等	215
第 5 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	215
第 6 節	防災訓練計画	216
第 7 節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	217

第1編 総 則

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	計画の目的及び内容	1
第2節	市の概況	2
第3節	災害の想定	5
第4節	防災の基本方針	7
第5節	防災関係機関の基本的責務と業務大綱	9
第6節	市民、事業者の基本的責務	19
第7節	計画の修正	21
第8節	計画の周知徹底	22

第 1 節 計画の目的及び内容

第 1 計画の目的

藤井寺市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条の規定に基づき、藤井寺市（以下「市」という。）の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧復興等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務、又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、もって災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第 2 計画の内容

本計画の構成、内容は次のとおりとする。

構 成	内 容
第 1 編 総則	市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の大綱、想定される被害等について定める。
第 2 編 災害予防対策	災害の発生及び拡大を予防する対策、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応できる防災活動全般について定める。
第 3 編 自然災害応急対策	地震、風水害等の自然災害が発生するおそれのある場合の警戒活動、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策について定める。
第 4 編 事故等災害応急対策	鉄道災害、道路災害、危険物等災害、市街地災害に係る応急対策について定める。
第 5 編 災害復旧復興対策	市民の生活再建のための各種の取組及び復興の基本方針について定める。
付編 1 東海地震の警戒宣言 に伴う対応	東海地震の警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置等について必要な措置を定める。
付編 2 南海トラフ地震防災 対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める。
資料編	市及び関係機関の防災情報のうち、特に災害予防、応急対策、復旧・復興を定めるうえで重要となるものを抽出し、関係機関が共有すべき資料・法令・様式等について整理する。

第2節 市の概況

第1 自然的条件

1. 市の地勢

本市は、大阪平野の南東部に位置し、市街地の中心の経緯度は、東経135度36分、北緯34度34分にあり、和泉山麓から緩く広がる羽曳野丘陵の北端を占め、北部を大和川、東部を石川が流れ市の北東部で合流している。本市は、北部を八尾市、東部を柏原市、南部を羽曳野市、西部を松原市の計4市と接している。

2. 地形・地質

本市は、羽曳野丘陵の北端に位置し、地形は河川による浸食をうけて形成され、大きく分けると、大和川水系の段丘と低地に分類できる。

資料1－1 地形図（資料編P1）

段丘は、低地との高低差が約10m程度までの段丘低位面と、高低差が約10～20mの段丘下位面に分類できる。段丘低位面の標高は低地に近いため、水害の発生する危険性がある。

段丘層は地質的にみると洪積層の礫質であり、粒径が数cm～10数cmの未風化の円～亜円礫からなり、層の厚さは5m内外である。

なお、市内に点在する古墳群は主に段丘下位面にあり、比較的標高が高く洪水の危険性の少ない土地を選んで築造されたものと考えられる。

低地は、主に大和川の氾濫平野と、市内を流れる小河川の氾濫平野、又は谷底平野で、地質的には、旧大和川の運搬による泥・砂と、石川の運搬による礫・砂からなる沖積層である。低地を構成する堆積物は、未固結であり軟弱な地盤である。

この区域は、標高が低いため降雨の状況によっては浸水する可能性もあり、しかも地盤条件が悪いため、地震発生時には地震動が強く現れ、場所によっては地盤液状化が起こる危険性がある。

3. 気 候

市の気候は、瀬戸内型気候で、四季を通じて温和な日が多く、天災等も非常に少ない性質を示す。

降水量は春（5～7月）、秋（9～10月）に多く、冬季は少ない傾向にある。

資料1－2 気候の概要（資料編P2）

4. 河 川

市の河川は、市域の北側には、奈良県を水源に持つ一級河川大和川が西流し、東側には金剛・生駒を水源とする一級河川石川が北流し、北東部で大和川に合流している。

大和川は市の北東部、石川との合流点から北西にその流域をとっていたが、1704年（宝永元年）に付替工事が完成し、石川合流点から西へ流れ大阪湾に注ぐようになった。

大雨時に市内を流れる雨水等は、大和川へ自然排水できず、小山雨水ポンプ場と北條雨水ポンプ場から、大和川に強制排水している。

また、現況の主要水路は、主に農業用水路として築造されたものを降雨時の排水用として順次断面を広げるなど、浸水対策を進めているところであるが、未改修箇所については依然として、現在の排水量には対応できない構造であり、局地的な浸水の原因となっている。さらに、都市化の影響もあり、雨水に対し自然保水・遊水・浸透機能が著しく低下し、低地部への流出量が増加する傾向にある。

資料1－3 河川、水路図（資料編P3）

第2 社会的条件

1. 人 口

市の人口は、令和5年9月末で62,770人であり、出生数の低下による自然増の縮小と転出超過により、平成11年度をピークにゆるやかな減少傾向が続いている。

資料1－4 人口、世帯数の推移（資料編P4）

2. 都市構造

市の大部分を住宅地、商業地等が占めており、ほぼ全域が都市化されており、世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群の構成資産である仲哀天皇陵古墳、仲姫命陵古墳等の古墳や歴史遺産等が数多く存在することが特徴である。

鉄道は、市中央部を近鉄南大阪線が東西に、市東部を近鉄道明寺線が南北に走り、市内には藤井寺、土師ノ里、道明寺の3駅がある。

道路は、市中央部を南北に国道170号（外環状線）、東西に府道堺大和高田線、北西から南東へ西名阪自動車道が走り市中央部に藤井寺インターチェンジがある。

資料1－5 広域緊急交通路及び地域緊急交通路図（資料編P5）

3. 産 業

藤井寺駅前の大型商業施設（イオン藤井寺ショッピングセンター）が市の商業施設の中核をなし、藤井寺駅及び道明寺駅の各駅前には商店街が存在する。

商店数は456店で、このうち卸売業が81店、小売業が375店であり、年間販売額は卸売業が約478億円、小売業が約472億円である。（令和3年）

第 1 編 総則

製造業事業所数は 8 3 事業所で、従業者数は 1, 9 0 0 人、製造品出荷額は約 3 8 9 億円である。(令和 4 年)

農家数は 1 7 3 戸、耕地面積は約 5 0 ha である。(令和 4 年)

資料 1－6 商業の概要（資料編 P6）

資料 1－7 工業の概要（資料編 P6）

資料 1－8 農業の概要（資料編 P6）

第 3 節 災害の想定

第 1 想定災害

本計画の策定に当たっては、市における地勢、地質、気象等の自然的条件及び社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生が予想される災害は次のとおりである。また、各災害が複合的に発生する可能性も考慮する。

なお、大阪府（以下「府」という。）の南海トラフ地震による被害想定では、本市は津波被害がないため、津波災害は想定しない。

また、気象庁が発表する大雨警報による土砂災害の発表対象にはなっていないため、土砂災害も想定しない。

1. 自然災害

1 地震災害

- ①生駒断層帯地震（直下型）
- ②南海トラフ地震（海溝型）

2 風水害

- ①台風・大雨

2. 事故等災害

- 1 鉄道災害
- 2 道路災害
- 3 危険物等災害
- 4 市街地災害

資料 1－9 地震被害想定調査（資料編 P7）

資料 1－10 大阪府の地震被害想定結果一覧表（資料編 P9）

資料 1－11 断層位置図（資料編 P10）

資料 1－12 液状化危険度判定結果図（資料編 P11）

資料 1－13 液状化による全壊・半壊想定図（資料編 P13）

資料 1－14 揺れによる全壊・半壊想定図（資料編 P14）

資料 1－15 東海道、南海道で発生した地震（資料編 P15）

資料 1－16 日本付近で発生した主な被害地震（平成 18 年～令和 6 年 3 月）（資料編 P17）

資料 1－17 災害救助法が適用された主な地震災害（資料編 P23）

資料 1－18 気象庁震度階級関連解説表（資料編 P26）

資料 1－19 洪水浸水想定区域図（資料編 P28）

資料 1－20 藤井寺市における風水害履歴（資料編 P31）

資料 1－21 雨の強さと降り方、風の強さと吹き方（資料編 P40）

資料 1－22 台風に関する基礎知識（資料編 P42）

第2 南海トラフ地震防災対策推進地域

東海道、南海道沖の南海トラフ沿いには、東海地震、東南海地震、南海地震の3つの巨大地震が相互に関連しながら、100～150年間隔で繰り返し発生している。

地震の発生が切迫している東海地震には直前予知を前提とした「大規模地震特別措置法」が昭和53年12月14日に施行され、また、東南海・南海地震対策の重要性から平成15年7月25日に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が新たに施行された。さらに、平成25年には「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正された。

南海トラフ地震は海溝型地震であり、数度にわたる津波の発生と、ゆっくりとした大きな揺れが1～2分以上続く地震であるが、本市においては津波による被害は想定されない。

本市は、南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

このため、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策の事項を「南海トラフ地震防災対策推進計画」（付編2参照）に定め、本計画と併せて南海トラフ地震対策の推進を図る。

第4節 防災の基本方針

第1 計画の理念

防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的な施策である。

市防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらすおそれが明らかとなったことを踏まえ、市域の災害対策を進めてきた。また、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、さまざまな自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を図っていく必要がある。

しかし、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、防災の基本理念として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を据え、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最優先し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。

＜防災の基本理念＞

「減災」の考え方ー被害の最小化、迅速な回復

- ① 人命確保を最優先する
- ② さまざまな対策を組み合わせ、災害時の影響を最小限にとどめる
- ③ 市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、国、公共機関、地方公共団体、事業者、ボランティア、市民等が一体となった防災の取組を行う
- ④ 災害対策の各段階（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）において、計画的に災害対策を進めていく

第2 災害対策の基本方針

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、科学的な研究成果とさまざまな経験に基づいて検討し、ハード・ソフト対策を「適切に組み合わせて一体的に」講ずることにより効果的な災害対策を行うことや、災害対策全般について絶えず改善を図るものとする。

また、災害対策に当たっては、国、地方公共団体及びその他の公共機関それぞれが、防災計画や相互の応援協定等に基づき、適切に役割分担し、相互に連携協力するとともに、本市においても全庁的な取組として各所管が適切な役割分担のもと対応していくものとする。

加えて、災害に対処することは、「公助」はもとより、「自助」や「共助」なくしては、困難であることから、実現に向けて市民と行政が一体となり、取り組むことが望まれる。

以上を踏まえ、災害対策の基本方針を次のとおり示す。

1. 災害予防段階－周到かつ十分な対策

比較的発生頻度の高い地震等に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、発生頻度は低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大規模の地震等に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

2. 災害応急段階－迅速かつ円滑な対応

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦災害が発生したときには、的確な避難誘導や高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦等の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。とりわけ、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対して、地域コミュニティと協力して、きめ細かな支援を実施する。

感染症が蔓延又は蔓延するおそれがある場合には、避難者の安全を最優先に感染症対策を施した災害対応に努める。

3. 災害復旧・復興段階－適切かつ速やかな対応

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。

また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策の推進に当たっては、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の観点を踏まえながら取り組んでいく。

SDGs(Sustainable Development Goals)

2015年9月に国連で合意された“全世界全ての人たちが“持続的に”“人らしく生きる”ための世界共通の開発目標です。



第5節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱

市、大阪南消防組合（以下「消防組合」という。）、府、羽曳野警察署（以下「警察署」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力し、次に挙げる事務又は業務について、総合的かつ計画的に防災対策として実施することにより災害に対する危機管理機能の向上に努めるものとする。

第1 藤井寺市

災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、次に掲げる事項の実施並びに、必要な指示及び勧告を行う。

1. 対策本部総括

（1）危機管理室

- ☐ 災害対策本部の設置及び廃止に関すること
- ☐ 本部長の指示及び伝達に関すること
- ☐ 防災会議及び災害対策本部会議に関すること
- ☐ 気象、災害情報の収集、伝達、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部、防災関係機関への報告に関すること
- ☐ 災害通信の確保に関すること
- ☐ 職員の非常招集に関すること
- ☐ 自衛隊、隣接市、協定締結市町村及び関係機関への協力要請等に関すること
- ☐ 国・府等への連絡、報告及び要望に関すること
- ☐ 防災関係機関との連絡、調整に関すること
- ☐ 災害に関する文書の収受に関すること
- ☐ 大和川右岸水防事務組合との連絡調整に関すること
- ☐ 藤井寺市消防団（以下「消防団」という。）の出動要請に関すること
- ☐ 自衛隊の災害派遣要請の依頼及び受入れに関すること
- ☐ 災害救助法の事務に関すること
- ☐ 災害記録に関すること
- ☐ 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること
- ☐ 自主防災組織に関すること
- ☐ 防犯活動に関すること
- ☐ 各対策部の連絡統制に関すること
- ☐ 義援物資に関すること

（2）会計室

- ☐ 国・府等からの見舞金の出納に関すること

- ☐ 見舞金・災害応急対策経費の支払いに関する事
- ☐ その他経費の支払いに関する事

(3) 議会事務局

- ☐ 議員への連絡に関する事
- ☐ 本部長の特命事項に関する事

(4) 選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局

- ☐ 所轄事務に係る委員等への連絡に関する事
- ☐ 本部長の特命事項に関する事

2. 政策企画対策部

(1) 秘書課

- ☐ 本部長・副本部長（副市長）の秘書に関する事
- ☐ 渉外に関する事
- ☐ 見舞者等への応接に関する事

(2) 戦略調整課

- ☐ 復旧・復興の総括的計画に関する事
- ☐ 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関する事

(3) DX推進課

- ☐ 情報機器の保全に関する事

(4) 魅力発信課

- ☐ 災害に関する写真・ビデオ等による記録に関する事
- ☐ 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事
- ☐ 避難指示等の広報に関する事

3. 総務対策部

(1) 管財課

- ☐ 庁舎、電気施設の保全に関する事
- ☐ 庁舎の警備に関する事
- ☐ 災害用車両の調達配分計画及び燃料の確保に関する事
- ☐ 庁舎の被害調査及び応急措置に関する事
- ☐ 公有財産の被害調査及び応急措置に関する事

(2) 人事課

- ☐ 職員の安否確認に関する事
- ☐ 職員の公務災害等の補償に関する事
- ☐ 職員の仮眠室等、健康管理に関する事
- ☐ 職員の給食及び被服等に関する事

(3) 行財政管理課

- ☐ 災害対策費関係資料の作成及び報告に関する事
- ☐ 市の災害起債に関する事
- ☐ 市の災害復旧資金計画及び資金調達に関する事

- ☐ 災害対策費の収入支出及び決算に関すること

(4) 税務課

- ☐ 罹災証明に関すること
- ☐ 被災家屋調査に関すること
- ☐ 災害に伴う税の減免に関すること

(5) 契約検査課

- ☐ 食料及び物資の調達、確保に関すること
- ☐ 食料及び物資の供給に関すること
- ☐ 災害対策諸物資の調達、検収及び契約に関すること
- ☐ 緊急時における関係業者等への協力依頼、連絡調整に関すること

4. 市民生活対策部

(1) 市民課

- ☐ 市民の安否確認に関すること
- ☐ 遺体安置所等の運営等に関すること
- ☐ 被災者の給食に関すること

(2) 協働人權課

- ☐ 市民総合会館の被害調査及び応急対策に関すること
- ☐ 市民からの相談・要望の受付、本部への報告に関すること
- ☐ 外国人に対する情報提供及び相談に関すること
- ☐ 地区自治会への協力要請に関すること

(3) 商工労働課

- ☐ 商工業の被害調査、復旧に関すること
- ☐ 被災商工業者の復旧資金の融資あっせん事務に関すること
- ☐ 不正計量防止に関すること
- ☐ 商工会との連絡調整に関すること

(4) 観光課

- ☐ 来訪者に関すること

(5) 環境衛生課

- ☐ 防疫資材及び防疫薬品の整備に関すること
- ☐ 防疫対策の実施に関すること
- ☐ し尿及びごみ処理に係る応急対策に関すること
- ☐ 塵芥収集計画及び廃棄物の処理に関すること
- ☐ 災害廃棄物等、廃材等の処理（他の部の所管は除く）に関すること
- ☐ 清掃施設、清掃業者の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること

5. 健康福祉対策部

(1) 福祉総務課

- ☐ 義援金の受領及び分配、災害弔慰金に関すること
- ☐ 見舞金の交付に関すること

- ☐ 避難行動要支援者対策に関する事
- ☐ 社会福祉協議会との連絡調整に関する事

(2) 法人指導課

- ☐ 社会福祉施設の被災状況調査、報告に関する事

(3) 生活支援課

- ☐ 生活保護世帯、生活困窮者、行旅の被災状況調査に関する事

(4) 高齢介護課

- ☐ 避難行動要支援者対策に関する事
- ☐ 被災者に対する介護保険の減免等に関する事
- ☐ 老人福祉センターの被害調査及び応急対策に関する事

(5) 健康・医療連携課

- ☐ 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、保健所、医療機関等との連絡調整に関する事
- ☐ 救護所の設置・運営に関する事
- ☐ 医療救護活動に関する事
- ☐ 応援・派遣保健師の調整及び要請に関する事
- ☐ 被災者への心のケアに関する事
- ☐ 感染症の予防等、公衆衛生に関する事
- ☐ 災害医療センター及び地域医療救護班との連絡調整に関する事
- ☐ 保健衛生関係被害及び医療機関の被害状況の調査、報告に関する事
- ☐ 保健センターの被害調査及び応急対策に関する事

(6) 保険年金課

- ☐ 被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の減免等に関する事

6. こども未来対策部

(1) 子育て支援課

- ☐ 子育て関係団体との連絡調整に関する事

(2) こども施設課

- ☐ 市立保育施設等の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 被災した園児・保育児童の状況調査、応急対策、及び応急保育等に関する事
- ☐ 民間保育施設等の被害調査、報告に関する事

(3) 各保育所・こども園・幼稚園

- ☐ 園児・保育児童の安全対策に関する事
- ☐ 園児・保育児童の避難誘導及び収容に関する事

7. 都市整備対策部

(1) 都市デザイン課

- ☐ 建物の応急危険度判定に関する事
- ☐ 応急危険度判定の実施に関する事
- ☐ 空家対策に関する事
- ☐ 市有建物の応急修理及び緊急装置の準備に関する事

- ☐ 応急仮設住宅の建設に関する事
- ☐ 所管工事現場の災害防止に関する事
- ☐ 復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関する事
- ☐ 現場員に対する物資の配給に関する事

(2) まち建設課

- ☐ 所管工事現場の災害防止に関する事

(3) まちとみどり保全課

- ☐ 道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 土砂、災害廃棄物等、廃材等道路障害物の除去及び道路啓開に関する事
- ☐ 応急資機材の調達に関する事
- ☐ 河川、水路の被害調査、報告に関する事
- ☐ 用排水路等の障害物除去及び応急対策に関する事
- ☐ 法定外公共物の管理・運営に関する事
- ☐ 交通対策関係機関等との連絡調整に関する事
- ☐ ため池管理者との連絡調整に関する事
- ☐ ため池の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 樋門の管理に関する事
- ☐ 農作物、農地の被害調査に関する事
- ☐ 公園・街路樹等の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 災害用農林金融あっせんに関する事

(4) 下水道課

- ☐ 雨水ポンプ場の管理・運営に関する事
- ☐ 公共下水道施設の被害調査、報告に関する事
- ☐ 公共下水道の応急対策に関する事
- ☐ 浸水箇所等の確認巡視に関する事
- ☐ 所管工事現場の災害防止に関する事
- ☐ 公共下水道の復旧工事に係る委託業者及び機械の動員、配置並びに応急対策活動の指示に関する事

8. 教育対策部

(1) 教育総務課

- ☐ 教育施設の被害調査及び応急対策に関する事
- ☐ 被災した児童・生徒に関する学用品の調達及び支給に関する事
- ☐ 民間教育施設の被害調査、報告に関する事

(2) 学校教育課

- ☐ 被災した児童・生徒の状況調査及び応急措置に関する事
- ☐ 応急教育に関する事

(3) 文化財保護課

- ☐ 文化財の保護に関する事

第1編 総則

(4) 生涯学習課

- ☐ 生涯学習センターの被害調査及び応急対策に関すること
- ☐ 避難所の開設及び収容に関すること
- ☐ 放課後児童会に関すること

(5) スポーツ振興課

- ☐ 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ☐ 避難所の開設及び収容に関すること

(6) 図書館

- ☐ 図書館の被害調査及び応急対策に関すること

(7) 各小中学校

- ☐ 避難所（学校）の開設及び収容に関すること
- ☐ 学校内の避難場所の選定に関すること
- ☐ 避難所開設から市職員が派遣されるまでの避難所管理に関すること
- ☐ 児童・生徒の安全対策に関すること
- ☐ 児童・生徒の避難誘導及び収容に関すること
- ☐ 教員の動員、補充に関すること
- ☐ 休校、授業短縮の措置及び開校準備に関すること

第2 大阪南消防組合

- ☐ 防災に関する教育及び訓練に関すること
- ☐ 防災資機材の整備点検に関すること
- ☐ 災害情報等の収集及び必要な広報に関すること
- ☐ 災害の防除、警戒、鎮圧に関すること
- ☐ 要救助被災者の救出、救助に関すること
- ☐ 傷病者の救急搬送に関すること
- ☐ 大阪南消防組合庁舎等の被害調査及び応急措置に関すること

第3 柏羽藤環境事業組合

- ☐ 災害時におけるゴミ、災害廃棄物等の処理に関すること
- ☐ 災害時におけるし尿の処理に関すること

第4 大阪府

1. 富田林土木事務所

- ☐ 府の管理する土木施設、河川の防災対策及び復旧対策に関すること
- ☐ 水防時の雨量、河川水位等の情報の収集及び水防管理者への伝達に関すること
- ☐ 災害予防対策及び災害応急対策等に係る市及び関係機関との連絡調整に関すること

2. 南河内農と緑の総合事務所

- ☐ ため池に関する水防対策に関すること

- ☐ 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関すること

3. 藤井寺保健所

- ☐ 保健所保健医療調整本部を設置し災害時における保健衛生対策・医療救護活動に関する調整、市が処理する事務又は業務の指導、指示等の連絡調整に関すること

第5 大阪府警察本部（羽曳野警察署）

- ☐ 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること
- ☐ 被災者の救出救助及び避難指示に関すること
- ☐ 交通規制・管制に関すること
- ☐ 広域応援等の要請・受入れに関すること
- ☐ 遺体の検視（見分）等の措置に関すること
- ☐ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- ☐ 災害資機材の整備に関すること

第6 指定地方行政機関

1. 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所

- ☐ 公共土木施設（直轄）の整備と防災管理に関すること
- ☐ 直轄河川についての洪水予報、水防警報の発表伝達に関すること
- ☐ 公共土木施設（直轄）の応急対策に関すること
- ☐ 被災公共土木施設（直轄）の復旧に関すること

2. 羽曳野労働基準監督署

- ☐ 工場、事業所等における労働災害防止対策に関すること
- ☐ 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること
- ☐ 労働者の災害補償に関すること
- ☐ 離職者の早期再就職等の促進に関すること
- ☐ 雇用保険の失業等給付に関すること

3. 近畿農政局（大阪府拠点）

- ☐ 応急用食料品及び米穀の供給に関すること

4. 大阪管区气象台

- ☐ 災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること

第7 自衛隊（陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊）

- ☐ 府、市その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力に関すること

第8 指定公共機関及び指定地方公共機関

1. 藤井寺郵便局

- ☐ 災害時における郵便業務の確保に関する事
- ☐ 災害特別事務に関する事
- ☐ 郵便業務の復旧に関する事

2. 西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）（以下、本計画においては「西日本電信電話株式会社等」という。）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社

- ☐ 電気通信設備の整備と防災管理に関する事
- ☐ 電気通信設備の応急対策に関する事
- ☐ 非常緊急通信の確保に関する事
- ☐ 被災電気通信設備の復旧に関する事

3. 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ☐ 電力供給施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ 電力供給施設の応急対策に関する事
- ☐ 災害時における電力供給の確保に関する事
- ☐ 被災電力供給施設の復旧に関する事

4. 大阪ガスネットワーク株式会社

- ☐ ガス供給施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ ガス供給施設の応急対策に関する事
- ☐ 被災ガス供給施設の復旧に関する事

5. 近畿日本鉄道株式会社（藤井寺駅）

- ☐ 鉄道施設の防災管理に関する事
- ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ☐ 災害時における緊急輸送の協力に関する事
- ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する協力に関する事
- ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

6. 西日本高速道路株式会社関西支社（阪奈高速道路事務所）

- ☐ 市内の高速道路施設の防災対策及び施設の応急復旧等に関する事

7. 大和川右岸水防事務組合

- ☐ 水防団員の教育及び訓練に関する事
- ☐ 水防資機材の整備・備蓄に関する事
- ☐ 災害時における水防活動の実施に関する事

8. 日本放送協会（大阪放送局）

- ☐ 放送施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ 災害情報の放送に関する事
- ☐ 放送施設の応急対策に関する事
- ☐ 被災放送施設の復旧に関する事

9. 各民間放送株式会社

- ☐ 防災知識の普及等に関する事
- ☐ 災害時における広報に関する事
- ☐ 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- ☐ 気象予報時の放送周知に関する事
- ☐ 社会奉仕団体等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ☐ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

10. 日本赤十字社（大阪府支部）

- ☐ 災害医療体制の整備に関する事
- ☐ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事
- ☐ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事
- ☐ 義援金品の募集、配分等の協力に関する事
- ☐ 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事
- ☐ 救援物資の備蓄に関する事

11. 大阪広域水道企業団

- ☐ 水道用・工業用水道施設の耐震化等に関する事
- ☐ 水道用・工業用水道の被害情報の周知に関する事
- ☐ 災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事
- ☐ 水道用水及び工業用水の確保に関する事
- ☐ 応急給水及び応急復旧に関する事

第9 その他公共的団体

1. 市商工会・商店連合会・農業協同組合

- ☐ 災害時における物価安定についての協力及び救助用物資、復旧資機材の確保等についての協力に関する事

2. 市区長会（自主防災会ネットワーク）・水利組合

- ☐ 市が行う防災事務又は業務への協力に関する事

3. 藤井寺市社会福祉協議会

- ☐ 災害時における要配慮者対策への協力に関する事
- ☐ ボランティアセンターの設置、運営に関する事
- ☐ ボランティアの協力要請に関する事
- ☐ ボランティアの受入れ、支援及び調整に関する事
- ☐ 災害復旧についての相談受付、被災生活困窮者に対する生活資金の貸付に関する事

4. 藤井寺市赤十字奉仕団

- ☐ 災害時における協力活動等に関する事

5. 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会

- ☐ 災害時における医療救護活動に関する事

6. 市災害医療センター（医療法人ラポール会 青山病院）

第 1 編 総則

- ☐ 災害医療センターの運営に関する事
- ☐ 救急患者の収容及び診療に関する事
- ☐ 医療班の編成及び派遣に関する事

第 10 その他、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ☐ 災害予防、災害応急対策、災害復旧に関し、藤井寺市防災会議が必要と認める事務又は業務に関する事

第6節 市民、事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力してさまざまな防災活動に取組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1 市民の役割

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るよう行動し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1. 災害等の知識の習得

- (1) 防災訓練や防災講習等への参加
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認
- (3) 過去の災害から得られた教訓の伝承

2. 災害への備え

- (1) 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- (2) 避難場所、避難経路の確認
- (3) 家族との安否確認方法の確認
- (4) 最低3日分、できれば1週間分の生活必需品等の備蓄
- (5) 災害時に必要な情報の入手方法の確認

3. 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第2 事業者の役割

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1. 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2. 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分の生活必需品等の備蓄

3. 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4. 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

第 7 節 計画の修正

藤井寺市防災会議は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、本計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。また、計画策定への多様な主体の参画促進に努める。

市、府及び指定公共機関は、防災計画間の必要な調整、国から府に対する助言等又は府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

第 8 節 計画の周知徹底

本計画は、市の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図るものとする。

また、本計画を円滑に実施するため、防災関係機関は、平素から研修、訓練等によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第 4 2 条第 4 項の規定に基づき本計画の要旨を公表し、市民に周知徹底を図るものとする。

第2編 災害予防対策

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	防災体制の整備	23
第2章	地域防災力の向上	69
第3章	災害予防対策の推進	79

第1章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制

市、府をはじめ防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備、資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備、訓練や研修の実施等を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 中枢組織体制の整備

市は、市域における総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図るとともに、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における参集体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員（リエゾン）を含めた情報共有の仕組みを構築するなど、運営方法の整備に努める。

また、市は、府と災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるように努める。

1. 市の組織体制の整備

災害時における職員の配備基準及び配備体制を以下に示す。

資料3－1 職員の配備基準（資料編 P89）

2. 市の動員体制の整備

（1）動員方法

- ① 職員の動員は、配備区分に従い本部長（市長）が指令する。
- ② 勤務時間外において、動員指令が出された場合は、本部員は配備職員を直ちに非常招集しなければならない。
- ③ 全職員配備体制による動員指令が出された場合は、各部の緊急連絡体制により全職員を直ちに、非常招集しなければならない。なお、各部の長は、毎年各部における緊急連絡体制を定めるものとする。
- ④ 配備指令が出された場合、招集を受けない職員にあっては自宅待機とする。
- ⑤ 勤務時間外において、市内に突発的な災害が発生し、通信網の途絶等により配備伝達が困難な事態となった場合は、全職員配備体制が発せられたものとする。なお、大阪府域で震度4が観測された場合は情報収集体制を、南河内又は中河内地域で震度4が観測された場合は警戒配備体制を、震度5弱が観測された場合は初動配備体制を、震度5強が観測された場合は災害対策配備体制を、震度6弱以上が観測された場合は全職員配備体制が発せられたものとする。

3. 配備区分別の職員数

(1) 配備区分に基づく動員職員は、毎年定めるものとする。

なお、災害の種類、規模又はその状況に応じて、人員を増減することができるものとする。

(2) 各部の長は、配備職員及び全職員に対して、防災意識の高揚を図るとともに、非常参集時には速やかに参集できるよう、徹底しておくものとする。

4. 職員配備状況報告

災害動員における各班長は、班員の出動状況を取りまとめ、報告するものとする。また、各部の長は、所属職員の配備状況を取りまとめ、職員配備状況報告書により報告するものとする。

第2 防災拠点機能の確保・充実

市、府をはじめ防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進するなど、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1. 防災拠点の定義

防災拠点とは、災害対策上、極めて重要な機能を発揮する、人的・物的な集合体で、「司令塔機能」「現地司令塔機能」「物資等の備蓄・集積及び輸送基地」「消防・警察・自衛隊等の応援部隊の集結地」「医療救護を行う災害拠点病院」をいう。

2. 防災拠点の確保

市災害対策本部は本庁舎に設置し、発災時に災害対策本部として機能できるよう、自家発電等の電源の確保や燃料等の備蓄に努めるとともに、危機管理機能の強化を図る。

万一、本庁舎が使用不能の状態になった場合は、速やかに生涯学習センターの状況を調査し、本部を設置するものとする。

3. 現地司令塔機能の整備

府は、災害の地域的特性に応じ災害応急対策の実施を局地的又は重点的に推進するために、情報受発信機能や現地災害対策本部室等を備えた現地司令塔機能の強化に努める。

4. 広域防災拠点の整備

府は、大規模災害時における迅速かつ的確な救援対策を実施するため、府内3か所（南部・中部・北部）に広域防災拠点を整備している。

5. 後方支援活動拠点の整備

府は、自衛隊、消防、警察等広域応援部隊の活動拠点として、後方支援活動拠点を整備する。

6. 災害拠点病院及び広域搬送拠点臨時医療施設の整備

府は、重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ災害拠点病院を整備する。また、大規模災害時に全国からの医療救護支援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害時において被災地域内での治療が困難な重症患者を治療可能な医療施設まで搬送するため、広域搬送拠点臨時医療施設

を整備する。

7. 地域防災拠点の整備

市は、市内における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

第3 装備資機材等の備蓄

防災関係機関は、応急対策活動及び応急復旧活動に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保、整備に努める。

1. 資機材等の備蓄及びオペレーター等の把握

装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材・技術者（オペレーター）等の確保体制の整備に努める。

2. 資機材等の点検

備蓄、保有する装備・資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期する。

3. データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第4 防災訓練

1. 防災訓練の実施

市、府をはじめ防災関係機関は、地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画を含む）や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び災害時の防災体制に万全を期することを目的として、女性や避難行動要支援者の参画を含め、多くの市民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。

（1）総合的防災訓練の実施

市、府をはじめ防災関係機関は、関係機関及び市民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火・救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送等の総合的訓練、水防、危険物、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。

（2）自主防災組織の訓練

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的な防災活動を行うことにより、災害による被害の予防、軽減を図るものである。

自主防災組織においては、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、また災害時の応急活動が迅速かつ的確に行えるように、防災訓練を実施する。

- ① 情報収集伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出救護訓練
- ④ 安否確認訓練
- ⑤ 避難訓練
- ⑥ 給食給水訓練

⑦ その他必要な訓練

(3) 職員の訓練

災害時の適正な判断力を養い、関係機関の連携のもと防災活動が円滑に進むよう、災害発生を想定し、災害時の組織体制の有効性等を検証する職員の防災訓練を行う。

2. 実施すべき主要な訓練

(1) 水防訓練

水防活動の完全な習熟を目的として水防訓練演習を行う。特に水防工法訓練を重点的に行うとともに、情報収集、避難誘導、浸水地区内における活動要領について過去の水災事例を考慮し、実情に即した訓練を行う。

(2) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防御活動に万全を期すため、消防技術の徹底及び習熟を目的として必要な訓練を行う。

(3) 避難救助訓練

避難救助訓練は、水防訓練、消防訓練又は総合訓練の一部として実施するが、避難の指示、伝達、救出、誘導等について関係機関と緊密な連携をとり実施するものとする。

(4) 通信連絡訓練

通信訓練は、平常通信から災害通信への迅速円滑な切換え、通信途絶時の連絡の確保、通信内容の確実な伝達等について実施するものとする。

(5) 非常参集訓練

休日、夜間等勤務時間外において非常参集する職員の配備を迅速に行うため、一定の災害を想定し、職員参集メールを活用した参集訓練を実施するものとする。

3. 総合訓練の実施

本計画を習熟するため、防災関係機関相互の協力体制の緊密化を図り、地域住民参加のもとで、南海トラフ地震等の発生を想定した広域的な三市合同総合震災演習（三市合同総合防災フェア）を継続的に実施する。

4. 留意事項

(1) 実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、各種災害に関する被害の想定を明らかにする。

(2) あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境等について具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。

(3) 業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

(4) 地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

(5) 被災時の男女のニーズの違い、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(6) 訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第5 応急教育に関する学校長の事前措置

学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時に即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法を検討すること
- (2) 市教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認
- (3) 時間外における所属教職員の所在の確認及び非常召集方法の策定並びに教職員への周知

第6 人材の育成

市、府をはじめ防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育を一層充実するとともに、第一線で活動する消防団員の専門教育を強化する。

また、府は、国や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。さらに、府は、国と連携して、市長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市の災害対応能力の向上に努める。

1. 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

- ① 講習会、研修会等の実施
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

(2) 教育の内容

- ① 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災知識と技術
- ⑥ 防災関係法令の適用
- ⑦ その他必要な事項

2. 家屋被害認定を行う者の育成

市は、災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、府における家屋被害認定担当者向けの研修に積極的に参加する。

第7 防災に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、国、府、各防災関係機関によって行われる災害要因、被害想定及び防災体制等についての調査

研究の結果を活用し、的確な防災体制の整備を図る。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N S等、I C Tの防災施策への積極的な活用に努める。

第8 広域防災体制の整備

市は、府をはじめ防災関係機関と連携を図り、平常時から大規模災害を視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を推進する。

現在、本市を含む中河内地域並びに南河内地域等で、広域的な災害時における人的及び物的な相互応援体制を既に確立し、受入れ体制及び派遣等についての災害相互応援協定を締結している。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市、府をはじめ防災機関は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため平常時から、三市合同総合震災演習（三市合同総合防災フェア）、大阪南部自治体と自衛隊との意見交換会等を通じて、連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化等、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 自治体被災による行政機能の低下等への対策

市及び府は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることを視野に入れて、必要な体制を整備する。

1. 自治体の業務継続計画（BCP）の運用

大規模地震が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況に陥った場合でも、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、市民生活に直結する業務等について、できる限り継続的に実施することが必要である。また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧するため、自治体業務継続計画（BCP）に基づき業務継続を図る。

2. 市の体制整備

（1）被災者支援システムの運用

被災者支援システムの効果的な運用に努める。

（2）業務継続の体制整備

業務継続計画（BCP）の運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。

（3）相互応援体制の強化

相互応援協定の締結等、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。

3. 応援・受援体制の整備

市及び府は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努めるものとし、応援・受援に関する手順、応

援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制等を定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

また、府は市の計画作成を支援する。

(2) 計画に定める主な内容

- ① 組織体制の整備
- ② 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ③ 人的応援に係る担当部局との調整
- ④ 災害ボランティアの受入れ
- ⑤ 人的支援等の提供の調整
- ⑥ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- ⑦ 人的・物的資源の管理及び活用

第11 事業者・ボランティアとの連携

市及び府は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組が行えるよう、ボランティアの活動支援を行う社会福祉協議会との連携強化を図る。

第12 災害時用臨時ヘリポートの整備

市は、災害時の救助活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するためヘリコプターが離着陸できるヘリポートの整備に努める。

資料2-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表（資料編P43）

第13 防災センターの整備

市は、防災訓練、人材の育成、物資の備蓄等、災害予防活動や災害発生時の応急活動を総合的に実施するための施設の整備を推進する。

第2節 情報収集伝達体制

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、市民への的確な広報活動ができるよう、平常時から、大規模停電時も含めた通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

第1 災害時情報収集伝達システムの基盤整備

市、府をはじめ防災関係機関は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を強化するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用も含めて、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。また、保守管理を徹底する。

1. 防災行政無線等

情報連絡体制の充実のため、防災行政無線等の円滑な運用を図る。

(1) 防災行政無線（同報系）

市民等に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、デジタル防災行政無線（同報系）の円滑な運用を図る。

資料2-2 防災行政無線（同報系）屋外拡声子局設置場所一覧表（資料編P44）

(2) デジタルMCA無線（移動系）

災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、避難場所等の応急対策を円滑に実施するため、携帯無線機の円滑な運用を図る。

資料2-3 MCA無線局（移動系）一覧表（資料編P45）

(3) デジタル簡易無線（消防団）

的確な消防体制確立のため消防団本部、消防団各班及び消防組合に配備し、消防団無線の円滑な運用を図る。

資料2-4 藤井寺市消防団無線局一覧表（資料編P46）

(4) 運用体制の整備

- ① 有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。
- ② 平常時から各種無線機の整備・点検を行い、機能を十分に発揮できるよう努める。

③ 防災行政無線等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

2. 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

(1) 防災関係機関は情報連絡に用いる電話について、災害時の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を西日本電信電話株式会社等に申請し、指定を受けている。庁内における指定回線の位置づけを的確に行う。

(2) 西日本電信電話株式会社等は、電気通信設備の防火管理に努め、災害時優先電話が機能を発揮できるように運営体制を整備する。

3. 通信システムの確保

災害に関する情報連絡等については、有線電話・無線電話等の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

4. 大阪府防災情報システムの活用

災害状況を的確に把握するため、平常時から府防災行政無線をはじめ、大阪府防災情報システムを活用し、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

資料2-5 大阪府防災行政無線回線系統図（資料編P47）

第2 情報収集伝達体制の強化

市、府をはじめ防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める等、情報収集伝達体制の強化を進める。

1. 情報収集伝達体制の整備

(1) 市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

また、職員登庁までの間の情報収集として、消防組合に設置されている高所ＩＴＶカメラの映像により市内における被災状況の把握を行うなど、消防機関と連携した情報収集・伝達を行う。

(2) 市、府をはじめ防災関係機関は、職員の情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2. 伝達手段の多重化・多様化

さまざまな環境下にある市民や職員に対し、情報が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、次に示す手段を活用し、伝達手段の多重化・多様化を図る。

- ① 防災行政無線（同報系）
- ② 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）
- ③ テレビ
- ④ ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）
- ⑤ Ｌアラート（災害情報共有システム）

- ⑥ 市ホームページ
- ⑦ ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール
- ⑧ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）
- ⑨ 緊急速報メール（携帯電話）
- ⑩ ワンセグ、フルセグ
等

第3 災害広報体制の整備

市、府をはじめ防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制、施設及び設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

1. 広報体制の整備

- （1）広報責任者の選任
- （2）災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理
- （3）広報文案の事前準備
 - ① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況
 - ② 市民の不安感の払拭、適切な対応の呼びかけ
 - ③ 出火防止、初期消火の呼びかけ
 - ④ 要配慮者への支援の呼びかけ
 - ⑤ 災害応急活動の窓口及び実施状況
- （4）要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2. 広報媒体の整備

- （1）防災行政無線（同報系）による広報
- （2）広報車、ヘリコプター等の利用
- （3）インターネットによる広報（ホームページ、SNS等の活用）
- （4）マスメディアの利用
- （5）地区自治会、自主防災組織等の協力
- （6）巡回等による広報
- （7）チラシ、ポスター等による広報

3. 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制の整備に努める。

第3節 消火・救助救急体制

消防組合は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の整備、広域消防応援体制の整備等を実施する。

市は、消防組合と連携して、出火防止・初期消火等の防火思想の普及や消防団設備等の整備を実施する。

第1 火災対策

地震火災による被害を軽減するため、平素からの出火防止対策を推進するとともに、出火に至った場合の初期消火体制の充実・強化を図っていく。また、小学校・中学校においては、消防訓練や体験学習を通じて地震の発生から安全に避難するまでの一連の行動について学んでいただくとともに、防災の観点から火災予防に関する知識の習得、普及啓発を図り、防火教育等を積極的に推進する。

1. 出火防止

消防組合は、地震火災を未然に防ぐため、出火防止のための広報活動を実施し、市民等の防火意識の向上を図るほか、火災予防について立入検査、住宅等の防火指導、消防訓練等を通じて指導を行う。

(1) 市民等の火気取扱いに係る意識の向上

出火防止の啓発として、春・秋の火災予防運動、危険物安全週間による立入検査の強化、婦人防火クラブ等への育成・指導、防火管理者・防災管理者及び関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織等による訓練を実施し火災予防の強化を図る。

(2) 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

火気使用器具の転倒防止措置の促進、ストーブ等の火気器具の周囲にある可燃物除去を指導する。

(3) 電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備の点検、整備の励行のほか、避難の際にはブレーカ遮断等の措置を行うよう指導する。

(4) 危険物取扱設備等の安全化

危険物等の安全取扱いと適正管理についての事業者等に対する指導を実施する。

(5) 化学薬品等取扱施設の安全化

化学実験室、薬局等において危険物等の物品を貯蔵又は取扱う場合は、火災予防上必要な措置を講ずるよう指導する。

(6) 大規模商業施設や多量の火気を使用する事業者に対しての指導

火気使用設備・器具の固定、転倒・落下防止措置、発震時における関係者の対応要領

について指導する。

2. 初期消火

消防組合は、地震により出火に至った場合、初期のうちに消火することができるように、器具等の普及を図るとともに、訓練等による指導を行う。

(1) 家庭等への消火器具の普及

火災予防運動等の機会を通じて、家庭等で初期消火に必要な消火器具の普及啓発に努める。

(2) 消防用設備等の耐震性の保持

関係法令に定められた基準に基づく指導を行い、消防用設備等の耐震性の保持に努める。

(3) 市民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実強化

地域における消防訓練等、事業所における自衛消防訓練を通じて、火災警戒、出火時における初期消火について指導する。

3. 防火教育

消防組合は、火災予防に関する知識の習得、普及啓発を図るため、自主防災組織等を活用して、市民、事業所の関係者等に対して防火教育等を推進する。

(1) 市民等に対する啓発

防火防災講演、防火教室、自主防災訓練（消防展）の開催、啓発用パンフレットの作成、報道機関に対する広報等を積極的に推進し、住宅防火の普及啓発を図る。

(2) 重要な施設管理者に対する教育

大規模商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設、多量の危険物を貯蔵、取扱う施設の管理者等に対して、火災予防等に関する知識の普及啓発を図る。

① 防火管理者、防災管理者等に対する教育の推進

② 自衛消防、危険物防火協議会の育成

第2 消防体制の充実強化

地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路、水道等の機能障害等も伴う広域複合災害につながるため、災害初期の段階から効率的な消防活動を展開し得る消防体制の確保が必要である。

そのため消防組合は、消火・救助・救急体制の充実はもとより、情報収集・伝達機能の強化等、総合的な消防体制の整備を図るとともに、大規模災害時には広域的な応援活動が不可欠となることから、緊急消防援助隊をはじめとする他都市の応援隊の受援体制の充実に努める。

一方、地域における初期消火等の防災活動は極めて重要なことから、自主防災組織、事業所の自衛消防組織等の育成に努めるほか、平素から防災関係機関との連携強化を図る。

1. 消防庁舎の耐震化の推進

消防本部庁舎及び消防署庁舎は震災時において市民等の生命、身体、財産を守るための速やかな消火活動等、防災活動の拠点となる施設であることから、耐震性能の確保とともに機能強化を図る。

2. 消防活動体制の整備

地震災害発生時の効果的な消防活動の展開のためには初期の災害即応体制の強化が重要であり、防災活動全般の根幹となる災害初期の迅速・的確な被害情報の収集体制の整備とともに、何事にも優先して行わなければならない消火、人命救助、救急活動等、初動体制の強化を図る。

(1) 情報収集・伝達体制の強化

消防無線等を活用した情報収集・伝達体制を構築するとともに、消防団及び関係機関との連携強化を図る。また、無人航空機（ドローン）の導入計画に伴い、上空からの情報収集の推進に努める。

(2) 初期消火体制の充実

自主防災組織、市民等による初期消火とともに、道路通行障害時に消防隊が活用できるよう、各署所への可搬式ポンプの配置及び維持管理に努める。

(3) 救助・救急体制の充実

大規模地震時には多数の要救助者の発生とともに有毒ガスの漏洩等の特殊災害も同時に発生することが予想されるため、救助隊の訓練、研修をはじめ、高度救助資機材の整備、空気充填設備（移動式）の整備等救助体制の充実強化に努める。

また、多数の負傷者の発生に備えて、救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、救急隊の訓練、研修をはじめ、救急救命処置用資器材の整備等救急体制の充実強化に努める。

(4) 震災対策消防計画の充実

大規模地震発生時における効率的な消防活動を実施するため、消防職員の活動を具体的に規定した「地震活動マニュアル（警防本部編、警備課編、指令課編）」の見直しを必要に応じて実施するとともに、その充実を図り、震災時の活動に万全を期する。

(5) 関係機関との相互連携

府、警察、自衛隊とともに、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り、連携して活動する。

資料2-6 消防通信施設の概況（資料編 P48）

資料2-7 消防力現勢表（資料編 P50）

資料2-8 消防通信指令系統図（資料編 P53）

3. 消防水利の確保

震災時における消防水利の確保を図るため、消火栓が使用できない場合に備えて消火栓以外の消防水利として、耐震性防火水槽の設置をはじめ、プール、下水処理水等の活用、さらには河川等の自然水利の有効活用を図るなど、消防水利の多様化に努める。

(1) 指定水利の確保

大規模地震発生時に活用できる指定水利の確保を継続して実施するとともに、既存の耐震性防火水槽の補修整備及び都市開発整備等に伴う増設に努める。

(2) 消火栓全断水時の水利確保

地震火災による被害軽減のため、消火栓全断水時に水利が不足すると予測される地域への消防用水を確保する。

(3) 遠距離大量送水システムの整備

河川等の自然水利を利用して、一分間に3,000リットルの水量を1km先まで送水できるシステムについて整備計画を検討する。

資料2-9 消防水利状況（資料編P54）

4. 消防団の活性化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年12月13日法律第110号）」が施行され、地域に密着した消防団のさらなる活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層の消防団活動への積極的な参加の促進、担当区域における適切な団員配備等により、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防車庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の防災資機材及び装備の充実強化を図る。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

- ① 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練等あらかじめ定められた操作要領に基づく訓練）
- ② 応用訓練（火災等を想定し、消火活動、救助救急活動について概括的な活動要領を示し行う訓練）
- ③ 図上訓練（各種災害の防御及び救助救急活動の方法等を図上で行う訓練）
- ④ その他訓練（訓練指揮者等がその目的に応じて行う訓練）

(4) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

資料2-10 藤井寺市消防団の状況（資料編P54）

5. 広域消防応援に係る受援体制の確立

地震災害の規模やその態様等によっては、広域消防応援による消防活動が不可欠であることから、大阪南消防組合緊急消防援助隊受援計画に基づき、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊、大阪府下広域消防相互応援協定等で出動する応援隊の活動拠点（被災地進出拠点、宿营地等）について充実した受入体制の整備に努める。

（1）活動拠点の整備

応援隊の活動拠点については、水害を受けにくい場所や駐車スペースが多くとれる施設等を確保するとともに、災害時の一時使用に関する協定を締結するなど、活動拠点の整備に努める。

（2）活動拠点の設備強化

緊急消防援助隊による、他都市の応援隊の受入れについて、被災地進出拠点として指定されている消防組合にあっては、応援隊の拠点となるため、燃料設備の整備及び駐車スペースの確保に伴うグラウンドのコンクリート化等、活動拠点の受入れ体制の強化に努める。

6. 警防訓練等の実施

地震災害対応能力を高めるため、各種警防訓練を実施するとともに、訓練施設の充実に努める。また、消防職員が円滑な応急活動を実施するため必要な地震防災教育等を推進し、消防職員の資質の向上を図る。

第3 救助救急体制の整備

大規模災害時において、同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救助資機材の整備や救護知識の習得等、物的及び人的両面からの活動体制の整備に努める。

1. 救助救急用資機材等の整備

- （1）高規格救急車の整備充実及び救急救命士の養成
- （2）消防出張所等への救助資機材の整備
- （3）自主防災組織等への救助用資機材整備の啓発

2. 講習会・訓練等の実施

- （1）市職員・消防団員への応急救護講習会・訓練の実施
- （2）学校・職場等での応急救護講習会の開催啓発
- （3）自主防災組織・地域での応急救護講習会の開催啓発

第4 地域との連携強化と自主救護能力の向上

震災時に地域防災の核として活動する地域の自主防災組織等との連携強化により、地域防災力の向上を図るとともに、消防訓練の実施をはじめ、応急手当の技術や知識等の普及啓発により、市民等の自主救護能力の向上に努める。

1. 自主防災組織

大規模地震発生時における自主防災組織が効果的に活動できるよう、知識、技術の習得のための研修や訓練を実施する。

2. 事業所の自衛消防組織

自衛消防体制の充実強化の推進と、地域の一員として近隣の災害防御活動に寄与できるよう、防災訓練等を通じて地域との連携強化に努める。

3. 婦人防火クラブ

平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持向上に努める。

4. 応急手当の普及啓発の推進

震災時における市民等相互の応急処置活動を効果的に行えるよう、応急手当の知識・技術の普及のため講習会を実施し、各種救命講習受講者の養成、拡充に努める。

第5 防災関係機関等との連携強化

円滑な応急活動を実施するため、防災関係機関、民間事業者と災害時における連絡体制や活動分担等について事前に調整を行うなど、一層の連携・協力体制の充実に努める。

第4節 災害時医療体制

府は、医療の応援について近隣府県間における協定の締結を促進するなど、医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、関西広域連合とも連携し、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む）及び災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

また、大規模災害発生時において医療救護活動等が中長期にわたることも見据え、主に急性期医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担う医療救護班への円滑な移行等を図るため、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む）も参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるとともに、被災地域外からの医療救護班の受入れや派遣についてのコーディネート機能の整備等に努める。さらに、他府県が被災した場合に、被災地域への医療救護班の派遣や患者の受入れについても支援に努める。

市は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第1 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、市民が医療の途を失った場合、医療活動・医薬品等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

市をはじめ府内の全ての医療機関が、救命医療を最優先とした活動を実施することを目標とする。この際死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて、被災地域の内外を問わず、最大限の活動を実施するものとする。また、大規模災害時には、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し、派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

資料2－11 医療救護活動の流れ（資料編 P55）

1. 現地医療活動

患者が、最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

（1）活動及び活動場所の分類

次の2種類の活動及び活動場所に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

① 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

② 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって、指定避難所等に併設される救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

（2）考え方

① 医療機関を、できるだけ「救護所」と位置付け、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。

② 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を活かした医療救護を行う。

2. 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

（1）災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先して活動する。

（2）被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリ、消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機により、できるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。

（3）特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。

（4）医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市、府及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

1. 広域災害・救急医療情報システムの整備

府は、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握して発信できるよう、市及び医療関係機関等に、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。また、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

2. 連絡体制の整備

（1）市、府及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

（2）市及び府は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報が収集できるように、災害時医療情報連絡員を指名する。

3. その他

（1）市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

（2）各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市、府及び医療関係機関は、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

1. 医療救護班の種類と構成

市、府及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

(1) 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院等が派遣する医療救護班は、救急医療従事者で構成し、被害状況を早期に把握するとともに救護所等で主に現場救急活動を行う。緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含むものとする。

(2) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は、必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(3) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

(4) 薬剤師班

薬剤師で構成し、救護所等で活動する。

2. 医療救護班の編成基準

医療救護班は、市災害医療センターの医師等による医療救護班（医師1名以上、看護師2名、その他1名の4人以上で構成する。）1班と、市医師会関係機関に医師等の派遣を要請して編成する医療救護班（医師2名以上、看護師2名、事務職1名の5名以上で構成する。）3班とし、参集場所はそれぞれ市災害医療センター、保健センターとする。

3. 救護所の設置

医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

4. 医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制・窓口を整備する。

資料2-12 市内医療機関一覧表（資料編P56）

資料2-13 災害医療機関一覧表（資料編P61）

第4 後方医療体制の整備

府は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

1. 災害医療機関の整備

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院と同様の機能に加え、災害医療に関して府内で中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院を整備する。

② 地域災害拠点病院

重症患者の救命医療を行うために高度な診療医療を有するとともに、医薬品及び医療用資機材の備蓄機能、自己完結型の医療救護班の受入れ機能、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能、広域患者搬送への対応機能を有する地域災害拠点病院を整備する。

（2）特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療及び精神疾患等特定の疾病は専門医療を必要とすることから対策拠点として、特定診療災害医療センターを整備する。

（3）市災害医療センター

市は、医療救護活動の拠点として医療法人ラポール会 青山病院を市災害医療センターに指定するとともに、災害時における連携体制の充実を図る。

（4）災害医療協力病院

災害拠点病院、市災害医療センター等と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害医療協力病院として整備する。

2. 病院災害対応マニュアルの作成

全ての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策等を盛り込んだ病院災害対応マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

第5 医薬品等の確保供給体制の整備

市、府及び日本赤十字社大阪府支部は医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

1. 医薬品及び医療用資機材の確保体制の整備

市及び府は、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資機材の確保体制を整備する。

（1）災害拠点病院等での病院備蓄

- ① 災害拠点病院
- ② 特定診療災害医療センター
- ③ 市災害医療センター

（2）卸業者及び製造業者による流通備蓄

（3）大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

2. 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

第6 患者等搬送体制の確立

市及び府は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

1. 患者搬送

市及び府は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

2. 医療救護班の搬送

市、府及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3. 医薬品等物資の搬送

(1) 市

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の府外からの受入れ及び被災地への搬送手段の確保、搬送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

第8 関係機関協力体制の確立

市及び府は、地域保健医療協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を構築し、地域医療連携の推進を図る。

第9 医療関係者に対する訓練等の実施

1. 災害医療に関する研修

基幹災害拠点病院は、災害時における医療関係者の役割、特徴的な傷病・治療等についての研修会を実施する。

2. 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関等は、地域の防災関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

第5節 緊急輸送体制

災害発生時に救助救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1. 緊急交通路の選定

市及び府は、警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（府選定）

- ① 府県間を連絡する主要な道路
- ② 府内の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路
- ③ 各府民センタービル、市庁舎等、市の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路

(2) 地域緊急交通路（市選定）

市は、広域緊急交通路と市が自ら選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び指定避難所等の防災拠点を連絡する道路を選定する。

資料1－5 広域緊急交通路及び地域緊急交通路図（資料編P5）

資料2－14 広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表（資料編P63）

2. 緊急交通路の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路の整備に努めるとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

3. 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4. 緊急交通路の周知

市、府、警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

5. 緊急通行車両等の事前届出

防災関係機関は緊急通行車両等として使用する計画のある車両について「緊急通行車両等事前届出」を行い、災害時における緊急輸送体制の整備を図る。

様式－4 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証（資料編 P208）

6. 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

- (1) 市は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告する。
- (2) 三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。
- (3) 市及び府は、災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

資料2－1 災害時用臨時ヘリポート一覧表（資料編 P43）

第3 市域における防災拠点

市域における防災拠点とその施設が担う役割について以下に示す。

資料2－15 藤井寺市域における防災拠点一覧表（資料編 P64）

第4 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

1. 車両、航空機、鉄道、船舶等の把握

防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、鉄道、船舶等の配備や運用をあらかじめ計画する。また、不足が生じる場合を想定して、民間業者との協定を検討する。

2. 調達体制の整備

市は、防災関係機関の輸送能力を補完するため、日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合、一般社団法人大阪バス協会、近畿旅客船協会、佐川急便株式会社西日本支社及びヤマト運輸株式会社関西支社等の民間業者との連携に努め、府に要請し、状況に応じて迅速に対応する。

3. 緊急通行車両の事前届出

市は、災害対策基本法第50条に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、府公安委員会へ「緊急通行車両等事前届出」を行う。

様式－4 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証（資料編 P211）

第5 交通規制・管理体制の整備

1. 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があり、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

資料2-16 車両の現有（資料編P65）

様式-4 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証（資料編P211）

2. 警察署

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

（1）初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

（2）災害に強い交通安全施設の整備

① 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

② 災害時の信号制御システム等の整備

③ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3. 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等、交通が危険で応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

第6節 避難受入れ体制

市は、災害から市民を安全に避難させるため、指定避難所、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民に周知するなど体制の整備に努める。さらに、建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制の整備、応急仮設住宅等の事前準備等を進める。

資料3-37 避難場所等一覧表（資料編P144）

資料3-38 避難場所等の位置図（資料編P148）

第1 避難場所、避難路の指定

市は、避難場所及び避難路を指定し、日頃から市民への周知に努める。

指定緊急避難場所について、市は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

1. 災害時の避難場所及び避難路の指定

（1）一時避難場所

防災時に市民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

（2）広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から市民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

- ① 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。
（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）
- ② 火災延焼に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地。ただし、10ha未満であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として指定できる。
- ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（②に該当するものを除く。）

(3) 避難路

広域避難場所に通じる以下の条件を満たすものを避難路として指定する。

- ① 原則として、幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
- ② 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（①に該当するものを除く。）
- ③ 落下物、倒壊物による危険等、避難時において障害が生じるおそれが少ないこと
- ④ 水利の確保が比較的容易なこと

2. その他の避難場所及び避難路の指定

河川の堤防決壊、洪水及び浸水等に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

なお、避難場所・避難路の指定に当たり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、市と府は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。なお、避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水ハザードマップ等により周知に努める。

避難場所のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通ずる幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等総合的に安全性の向上を図る。

1. 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による市民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2. 広域避難場所

- (1) 避難場所標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3. 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進
- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする市民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定、整備する。

なお、避難所は、風水害と地震災害を想定し、それぞれの想定される状況に応じて、指定を行う。

1. 指定避難所の指定

指定避難所は、地区自治会等の単位での避難行動を考慮して指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

具体的には次のとおりとする。

- (1) 市は、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ洪水による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえてその管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。
- (2) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、専用スペースの活用等、状況に応じた対策を検討する。

2. 要配慮者に配慮した施設整備等

市は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努

めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的な避難所として二次避難施設（福祉避難所）の指定を進める。さらに、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、府と連携して必要な人員を確保する。

- （１）多人数の避難に供する施設の管理者は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、大阪府福祉のまちづくり条例、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障害者等が落ち着ける環境を工夫することや、障害特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障害者等の通路を確保するなど、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- （２）多人数の避難に供する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。（ただし、障害者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを使用できる場合は、この限りではない。）
- （３）市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- （４）市は、施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

3. 指定避難所の運営管理体制の整備

「避難所運営指針」（令和2年7月作成）及び「避難所運営マニュアル」（令和2年7月作成）に基づき、指定避難所の管理運営体制を整備していくとともに、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。また、避難所の運営について、女性の参画を促進するとともに、男女双方の視点に立って配慮するものとし、とりわけ女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪の予防、女性や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所運営を検討する。

- （１）指定避難所の管理者不在時の開設体制
- （２）指定避難所を管理するための責任者の派遣
- （３）災害対策本部との連絡体制
- （４）地区自治会、自主防災組織、施設管理者との協力体制

第4 避難者の受入

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第5 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、市民への周知及び意識啓発に努める。

1. 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市は、市域の河川特性等を考慮し作成した洪水に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」（令和6年2月改訂）について、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。

2. 市民への周知・意識啓発

市及び府は、避難指示等が発令された際、既に周囲で水害が発生しているなど、遠方の指定避難所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと市民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを市民へ平時から周知しておく。

資料3-33 避難指示等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動（資料編 P140）

第6 避難誘導體制の整備

1. 市

- (1) 防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により、市民等に対してその内容の周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮する。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。なお、ハザードマップの作成に当たっては市民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。
- (2) 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導について、集団避難が行えるよう地区自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、介護サービス事業者、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した体制づくりを図る。
- (3) 「避難情報の判断・伝達マニュアル」（令和6年2月改訂）に基づき、避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、適切なタイミングによる発令及び迅速かつ的確な情報伝達を図る。

2. 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡・連携体制の構築を行う。

3. 不特定多数の者が利用する施設の管理者

集会施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

第7 危険度判定体制の整備

市及び府は、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。府は、市及び建築関係団体との連携により、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録を行うとともに、都道府県の相互支援体制の整備を図る。

1. 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の受入れ体制の整備等実施体制の整備を図る。

2. 危険度判定制度の普及啓発

市及び府は、建築関係団体と協力し、市民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

市及び府は、あらかじめ各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

資料3-44 応急仮設住宅建設予定地一覧表（資料編P160）

第9 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるように、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第7節 緊急物資確保体制

市及び府は、災害による家屋の損壊、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備するものとする。市民・事業所に対しては、平素から水や食料、生活必需品について最低限の備蓄を促進する。

第1 給水体制の整備

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

1. 補給水利の確保

補給水利として市内の浄水場、配水場の水を応急給水の水源として確保する。

また、そのバックアップ体制として次の措置を行う。

- (1) 大阪広域水道企業団の管路に整備される給水栓付き空気弁（あんしん給水栓）の活用を図り、飲料水を確保する。
- (2) 状況に応じてプール等の水を簡易浄水装置により浄化し、適正な衛生管理のもと、応急給水を行う。

2. 応急給水拠点等の整備

- (1) 震災時には被害状況に応じて、市内各所の消火栓を応急給水拠点として活用する。
- (2) 浄・配水場に応急給水所を設置し、浄・配水場を基地とする給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。
- (3) 拠点給水は、原則として避難場所や浄・配水場等において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域に、臨時応急給水拠点を設け、給水タンク車や仮設給水栓による応急給水を行う。
- (4) 浄・配水場においては、応急給水所及び給水拠点としての整備を図る。

3. 応急給水用資機材等の整備

給水タンク・仮設給水栓・携行缶・非常用飲料水袋等の応急給水資機材の整備充実を図る。

4. 応急給水マニュアルの整備

現行の「藤井寺市水道局危機管理マニュアル」に基づき、応急給水体制を整備する。

5. 相互応援体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府は大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。
- (2) 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

6. 情報通信システムの整備

緊急時の初動体制の確立、応急対策の効率化、さらには市民へのきめ細かな対応を図るため、府内の水道事業者と協力して、施設台帳や資機材のデータベース化や応急対策作業の一元管理等を目的とした情報通信システム等の整備を促進する。

7. 井戸水による生活用水の確保

市及び府は、災害時における井戸水の有効活用により、生活用水の確保を図る。そのため、行政所有の防災井戸の活用とともに、災害時協力井戸の登録を推進する。

資料2-17 浄水場・配水場一覧表（資料編 P65）

資料2-18 大阪広域水道企業団 あんしん給水栓（資料編 P66）

資料2-19 災害時協力井戸位置図（資料編 P67）

第2 食料及び生活必需品の確保

市、府をはじめ防災関係機関は、相互協力して、食料・生活必需品の確保に努める。

1. 備 蓄

（1）重要物資の備蓄

市と府は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料等11品目を重要物資と位置づけ、市と府で1：1を基本とした役割分担の下、必要量を備蓄する。

資料2-20 市の備蓄目標量（資料編 P68）

資料2-21 災害用備蓄物資一覧表（資料編 P69）

資料2-22 災害時トイレ一覧表（資料編 P71）

資料2-23 大阪府災害用備蓄物資一覧表（資料編 P72）

（2）その他物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

当面の目標として、南海トラフ巨大地震の被害想定人数に対応できる数量を確保し、中長期的には生駒断層帯地震の被害想定人数に対応できる数量を確保していく。

- ① 精米、即席麺等の主食
- ② ボトル水・缶詰水等の飲料水
- ③ 野菜、漬物、菓子類等の副食
- ④ 被服（肌着等）
- ⑤ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- ⑥ 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ⑦ 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- ⑧ 医薬品等（常備薬、救急セット）
- ⑨ ブルーシート、土のう袋
- ⑩ 仮設風呂・仮設シャワー
- ⑪ マット、間仕切り等
- ⑫ 車いす、ポータブルトイレ、視覚障害者用つえ、点字器、紙おむつ等
- ⑬ 感染症防止対策に必要な資材（マスク、消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム）

ム等)、ペーパータオル、ティッシュペーパー、ポンプ式ハンドソープ、非接触型体温計、フェイスシールド、簡易ベッド、ダンボールベッド、パーティション等)

⑭ 寝棺、遺体袋等

(3) 家庭での備蓄

大規模災害が起きた場合、発災後しばらくは外部からの支援が必ずしも十分届かない。そのため家庭において1週間分の食料、生活必需品の備蓄を、そして避難する際には最低1日分の非常用物資を持つことを促進する。

2. 備蓄・供給体制の整備

市は、危険分散を図り、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄等の体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。また、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行うとともに、備蓄場所については順次整備していく。

(1) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保

(2) 備蓄物質の点検及び更新

(3) 民間事業者との協定の推進

① 主食、副食及び日用品等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定を締結する。

② 事前に調達に関する協定を締結した場合、定期的な物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

(4) 供給体制の整備（市町村等の共同備蓄や相互融通含む。）

(5) 市物資拠点から各避難所への物資の配送及び支給体制の整備

(6) 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める

第8節 ライフライン確保体制

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、上下水道の耐震化、ライフライン事業者の連携による施設整備等防災体制の整備に努めるものとする。特に、救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化に努める。

第1 上水道（大阪広域水道企業団）

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、施設の耐震化の推進等防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動及びその支援を的確に行うための情報通信システムを整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧体制（大阪広域水道企業団危機管理対策要領）等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2. 災害対策用資機材の整備等

応急復旧用資機材の備蓄及びその情報交換並びに調達体制の確保、整備を行う。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

4. 相互応援体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、府は大阪府水道災害調整本部を設置し、関係機関と連携した体制を整備する。
- (2) 都道府県域を越えた広域的相互応援体制を整備する。

第2 下水道

災害による被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、施設の耐震化の推進等防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

市は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を常に把握しておくとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2. 災害対策用資機材の備蓄、点検

災害時に必要な復旧用資機材を把握し、調達等により確保する。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟

知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の整備

- （1）被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- （2）対策要員の動員体制を整備する。
- （3）重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- （1）災害対策用資機材の確保体制を整備する。
- （2）災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- （3）災害対策車両（発電機車等）の配備増強を強める。
- （4）資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- （5）衛星携帯電話の配備等情報通信手段の多様化を図る。

3. 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- （1）社員の安全を確保するために地震等を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- （2）応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- （3）迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- （1）復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- （2）災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力受給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

- （1）緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計等の情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- （2）緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ① 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガ

ス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

- ② 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ① 復旧時における仮設配管及び導管地中残置
 - ② 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化

2. 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料備蓄に努める。

3. 防災訓練の実施

情報連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に訓練を実施する。

4. 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1. 応急復旧体制の強化

広範な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設

営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2. 災害用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資機材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3. 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常召集
- (3) 災害時における通信の確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4. 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

- (2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送体制等について相互応援体制を整備する。

5. 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

第6 市民への広報

ライフラインに関わる事業者は、災害時の対応について広報活動を実施し、市民の意識の向上を図る。

1. 上下水道

市及び大阪広域水道企業団は、飲料水等の備蓄の重要性、節水、水質汚濁防止及び非常時の下水排除の制限等について広報する。

2. 電気・ガス

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報する。

3. 通信

西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信確保のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第9節 交通確保体制

鉄道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努めるものとする。

第1 鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うため、人員の確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設（市、府、西日本高速道路株式会社）

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。
また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うため、人員の確保等の体制の整備に努める。

第10節 避難行動要支援者支援体制

市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等さまざまな場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 避難行動要支援者に対する支援体制整備

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等）を含む避難誘導、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うなど、地域実情に応じた避難行動要支援者支援対策を推進するため、国の示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき、「藤井寺市避難行動要支援者支援制度支援のためのハンドブック」等の見直しを行い、支援体制の整備を図る。

また、高齢者や障害者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の受入れ体制を整備する。

（1）避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援にあつては、その対応を実効性あるものとするため、日常から避難行動要支援者と関わる避難支援等関係者として、消防機関、警察、地区自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の参画を促進する。

市は、災害発生時には、本計画に基づき災害対策本部を設置するとともに、避難行動要支援者の避難支援業務を実施するため、安否確認情報処理班を設置し、関係機関と連携し、避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、避難所における支援等を実施する。

（2）避難行動要支援者名簿の作成

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認、避難支援、避難所での生活支援等を的確に実施するため、市各部局から収集した情報を集約し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿の対象者は、以下に規定する者とする。

- ・要介護3～5の認定を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者
- ・療育手帳Aを所持する者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ・上記以外で市長が支援の必要を認めた者

（3）避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の提供について、同意が得られたものを避難行動要支援者名簿（同意分）とし、災害の有無に関係なく、消防組合、警察署、地区自治会に提供する。また、同意の有無にかかわらず、全ての名簿情報については、災害時に避難支援等関係者へ提供し、避難支援活動に役立てる。

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者の支援に当たっては、氏名や住所、同居人の有無等の基本情報のほか、身体状況等の自力避難が困難な要因について把握する必要があるため、以下に掲げる情報を本人及び市関係部局から把握するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする理由
- ⑦その他避難支援等の実施に関し、市長が必要と認める事項

(5) 避難行動要支援者名簿の管理・更新方法

市は、避難支援等関係者及び関係各課が収集した情報を基に、避難行動要支援者名簿の情報を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう仕組みづくりを行う。

(6) 名簿情報の漏えいを防止するための措置

避難支援等関係者は、提供を受けた名簿情報の適正な管理に細心の注意を払うこととし、施錠可能な場所に名簿を保管するなどの取り扱いを行う。

市は、避難支援等関係者に対して、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されていることや名簿情報の管理等について十分に説明を行う。

(7) 避難行動要支援者への情報伝達

災害発生時の避難準備情報等の防災情報の提供に当たっては、高齢者、障害者等にも分かりやすい言葉や表現を使用し、防災行政無線（同報系）、広報車、マスメディア等さまざまな伝達手段を活用して情報提供を行う。

(8) 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者は、自らの安全確保のもと可能な範囲で避難支援等を行う。市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう安全確保に配慮する。

(9) 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を確保するため、地区自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、サービス事業者、ボランティア団体等も参加した訓練を実施するよう努める。

第2 二次避難施設（福祉避難所）の指定

市は府と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、二次避難施設（福祉避難所）を指定する。なお、新たに指定する際には、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を選ぶ

とともに、福祉避難所の役割について市民に周知する。

資料3-37 避難場所等一覧表（資料編P144）

第3 外国人に対する支援体制整備

市は、市内在住の外国人と来阪外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）等の地域国際化協会及びボランティア団体等と連携し、市内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。一方、本市に来訪した外国人旅行者に対しては、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するためのポータルサイトを通じて発信するなど、外国人に配慮した支援に努める。

第4 その他の要配慮者に対する配慮

防災知識の普及、防災訓練を実施する際、要配慮者への配慮を十分行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点へも十分配慮するように努める。

第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、府の策定した地震防災対策特別措置法に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設等の推進を図るとともに、公共施設の適正化に向けた全庁的な取組の中で、地震防災上の観点も踏まえて施設等の検討を進めている。

第1 第5次地震防災緊急事業五箇年計画

項目	事業名	事業主体	事業量	実施 予定年度	所管省庁	実施目標との関係
8の2号 公立幼稚園	公立幼稚園園舎 耐震補強事業	藤井寺市	3学校 3棟	R1-R2	文部科学省	昭和56年以前 の建築物の耐震 化
9号 公立小中学校 等（校舎）	公立学校施設整 備事業	藤井寺市	3学校 11棟	H28-H 30	文部科学省	昭和56年以前 の建築物の耐震 化
9号 公立小中学校 等（屋内運動 場）	公立学校施設整 備事業	藤井寺市	1学校 1棟	H28-H 29	文部科学省	昭和56年以前 の建築物の耐震 化
15号 防災行政無線	都市防災総合推 進事業	藤井寺市	1箇所	H28-H 29	国土交通省	防災無線の整備

※第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28年度から令和2年度）

（令和2年3月変更、大阪府）より抜粋

なお、令和3年度以降の対応については、第6次地震防災緊急事業五箇年計画によるものとする。

第2 公共施設の適正化に向けた取組

公共施設の老朽化対策等について、全庁的な検討を進めている。

第12節 帰宅困難者対策体制

市は府、事業者等と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

帰宅困難者に対する情報提供や徒歩帰宅支援等について、事業者等と連携を図りながら、対策推進に努める。特に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、事業者等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなどの対策を行う。

第1 帰宅困難者への対策

帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、府及び関係機関と連携し、対策を図る。帰宅困難者のうち、徒歩等による帰宅が可能なものについては、コンビニエンスストア等の帰宅支援施設の情報を提供し、徒歩帰宅支援を促進する。

また、国、府、市、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策については、国、府、市、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。

資料2-24 帰宅困難者一時滞在施設一覧表（資料編P73）

第2 帰宅困難者対策の普及啓発

大規模な災害が発生した場合に、帰宅困難者が一時安全な勤務先等に留まり、公共交通の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、こうした帰宅困難者の行動を普及啓発する。また、事業者等に帰宅困難者マニュアルの作成を促進しながら、一時的な避難滞留場所の確保等必要な環境整備を進めるように努める。

第13節 災害営農体制

市及び防災関係機関は、各種の災害から農作物の被害を未然に防止し、又は最小限に食い止めるため、技術の普及、指導体制の確立等必要な措置を講ずるものとする。

第1 防災営農指導体制の確立

市及び農業協同組合は、各種災害による農作物等の被害の軽減を図り、防災営農を推進するため、防災営農指導体制の確立を図る。

第2 防災営農技術の普及

市は、営農指導に関し、広報及び研修会等を実施し、防災営農技術の普及を図る。

第3 家畜伝染病の予防

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、府家畜保健衛生所の協力を得て、注射、消毒等の指導を行う。

第2章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市、府をはじめ防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、あらゆる機会を通じて、市民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。また、これらの実施に当たっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるように努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、市民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及と啓発

市、府をはじめ防災関係機関は、災害時の危険性を周知するとともに、市民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性、市民の理解と協力の必要性等を周知する。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、避難行動要支援者の適切な避難行動に対する理解の促進を図る。

1. 普及啓発の内容

（1）災害の知識

- ① 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、さまざまな災害の態様や危険性
- ② 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ③ 地域の地形、危険場所
- ④ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ⑤ 地域社会への貢献
- ⑥ 応急対応、復旧・復興に関する知識

（2）災害への備え

- ① 最低3日間、できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等生活物資の備蓄
- ② 非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ③ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

- ⑤ 負傷防止や避難路の確保の観点からの家具等の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策
- ⑥ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- ⑦ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性
- ⑧ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練等への参加
- ⑨ 地震保険、火災保険の加入の必要性
- ⑩ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動
- ⑪ さまざまな条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

（3）災害時の行動

- ① 身の安全の確保方法
- ② 情報の入手方法
- ③ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- ④ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動
- ⑤ 沿岸部における津波発生時（大きな揺れが継続した場合）にとるべき行動
- ⑥ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ⑦ 避難行動要支援者への支援
- ⑧ 初期消火、救出救護活動
- ⑨ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- ⑩ 避難生活に関する知識
- ⑪ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- ⑫ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ⑬ 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2. 普及啓発の方法

（1）パンフレット等による啓発

防災パンフレット、DVDビデオ等を活用するとともに、広報紙、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した普及啓発を実施する。

（2）活動等を通じた啓発

水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図りつつ、防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、市民参加型防災訓練の実施、社会教育講座での防災教室の開催、又は地域社会活動等の促進・活用による普及啓発を実施する。

第2 防災教育

1. 学校における防災教育

学校は、児童生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、市は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(1) 教育の内容

- ① 気象、地形、地震についての正しい知識
- ② 防災情報の正しい知識
- ③ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- ④ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- ⑤ 災害等についての知識
- ⑥ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ① 防災週間等における訓練の実施
- ② 教育用防災読本、DVDビデオの活用
- ③ 特別活動等を利用した教育の推進
- ④ 防災教育啓発施設の利用
- ⑤ 防災関係機関との連携
- ⑥ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- ⑦ 地区自治会、自主防災組織、ボランティア団体等との連携

(3) 教職員の研修

市は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」等を通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食料や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品の整備に努める。

2. 消防団等による防災教育

市及び府は、消防団が消防組合等と連携を図りつつ、防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

市及び府は、過去に起こった大災害の教訓や災害経験から生まれた知恵を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第2節 自主防災体制

市及び府は、市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 自主防災組織の育成

市、府及び消防機関は平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組について啓発し、自主防災組織の育成に努める。

1. 活動内容

(1) 平常時の活動

- ① 防災組織を普及啓発する活動（広報紙の発行、講習会の開催等）
- ② 災害に備え地域を知るための活動（避難場所の把握、避難行動要支援者の把握等）
- ③ 災害発生時の活動を習得するための訓練（情報伝達、初期消火、避難、救出救護、安否確認等の訓練等）
- ④ 災害発生時の活動に備えるための活動（防災用資機材の整備管理等）

(2) 災害時の活動

- ① 情報収集伝達活動（被害情報等の収集・伝達、救護情報等の周知等）
- ② 初期消火活動（消火器による消火活動等）
- ③ 救出救護活動（負傷者の救出、救護等）
- ④ 安否確認活動（避難行動要支援者の安否確認等）
- ⑤ 避難誘導活動（住民の安否確認、避難所への誘導、介護が必要な人への援助等）
- ⑥ 給食・給水活動（食料、飲料水の調達、救援物資の受領、配分等）

2. 育成方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る取組を行う。

府は、市が推進する自主防災組織育成の取組について、必要な支援を行う。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催）
- (4) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (5) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

3. 各種組織の活用

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ等、防災・防火に関する組織のほか、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

資料2-25 自主防災組織結成状況一覧表（資料編P74）

第2 地区防災計画の策定等

「自助・共助」による自発的防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市の一定の地区内の住民及び事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災活動に関する計画を、本計画に定めることを防災会議に提案できる。

市防災会議は、地区の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定め、実施に努める。なお、策定に当たっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進していく。

市は、府及び関係機関とともに地区防災計画策定の取組の支援に努める。

第3 事業所による自主防災体制の整備

市、府及び消防機関は、事業所に対して、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1. 啓発の内容

（1）平常時の活動

- ① 業務継続計画（BCP）の策定・運用
- ② 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用等）
- ③ 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備等）
- ④ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法の確認等）
- ⑤ 災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練等）
- ⑥ 地域活動への貢献（防災訓練等地域活動への参加、自主防災組織との協力）

（2）災害時の活動

- ① 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認、避難誘導、避難行動要支援者への援助等）
- ② 救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護等）
- ③ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火等）
- ④ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報の周知等）
- ⑤ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、帰宅困難者対策のための施設の開放等）

2. 啓発の方法

柏羽藤火災予防協会等と連携して、事業所による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙等を活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第3節 ボランティアの活動環境

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会（以下「府社会福祉協議会」という。）、藤井寺市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図るものとする。

第1 受入れ体制の整備

市及び関係機関は、災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対し、その円滑な活動が行えるよう受入れ・活動の調整を行うための窓口の運営について、連絡調整を行う。

- （1）受入れ窓口とする災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会によって運営するものとし、災害対策本部との協議・調整により活動計画を定める。
- （2）災害時にボランティア及びボランティア団体が円滑に組織化され活動できるようボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が積極的に活発に行われるよう市民意識の高揚を図る。

第2 「災害時におけるボランティア活動支援制度」における事前登録

市は社会福祉協議会等と連携し、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、ボランティアセンターでの個人ボランティアの登録制度を周知する。

第3 人材の育成

市及び関係機関は、相互に連携してボランティア活動を支援するボランティアコーディネーターの養成に努める。

第4 活動支援体制の整備

災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、必要な資機材の提供等、ボランティアが活動しやすい環境づくり等の条件整備に努める。

第5 情報共有会議の整備・強化

市及び府は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進すべく、研修や訓練の実施に努める。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、市及び府は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

第1 事業者

1. 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

2. 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組を継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を進める。

- （1）防災体制の整備
- （2）従業員の安否確認体制の整備
- （3）必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- （4）防災訓練
- （5）事業所の耐震化・耐浪化
- （6）損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- （7）予想被害からの復旧計画の策定
- （8）各計画の点検・見直し
- （9）燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- （10）取引先とのサプライチェーンの確保

3. その他

- （1）食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者等、災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び府との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- （2）事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。
- （3）豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することの

ないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- (4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。

第2 市

市は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組を支援する。

なお、市は、商工会等と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

※ 事業継続マネジメント（BCM）

BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善等を行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。

（出典：内閣府作成 事業継続ガイドライン）

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市の防災機能の強化

市、府及び防災関係機関は、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構築物等の施設の耐震対策等により、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努めるものとする。

都市の防災機能の強化に当たっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、市民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（府都市整備部）を活用する。

また、市は「災害危険度判定調査」の実施及び市民への公表に努めるとともに、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進するものとする。

第1 国土強靱化の推進

昨今、激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震は社会経済活動を機能不全に陥れることから、老朽化する公共施設をはじめとするインフラ等、災害時にも社会経済活動を維持、もしくは早い段階で復旧させるべく、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を着実に進めていく必要がある。

具体的には、あらゆる関係者が協働して行う流域治水対策、下水道施設や建築物の耐震化及び官庁施設の電力の確保等、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策、道路施設をはじめとする公共施設の予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策への取組、さらにICTを活用した道路管理体制の強化等、デジタルトランスフォーメーションの活用等の国土強靱化に関する施策を加速化する。

第2 災害に強いまちづくりの推進

1. 災害に強い住環境づくり

延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯の確保、火災等の災害から避難できる避難場所や備蓄倉庫の確保、避難場所となる公共施設の耐震化、民間建築物の不燃化・耐震化を進める。

2. 老朽建築物等が密集する市街地の改善

老朽建築物等が密集する市街地等防災上の課題を抱えている地域においては、準防火地域の運用により建て替え時の防災性能の向上を図る。建築物の不燃化や耐震診断や改修の促進、建て替えに伴う狭あい道路の解消等によりまち全体の防災性の向上に取り組む。

第3 防災空間の整備

災害時において、公園・緑地、道路及び河川等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として

重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間である。

市、府及び関係機関は、これら都市基盤施設の整備を効果的に推進し、防災空間の確保に努めるものとする。

1. 都市公園等の整備

災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、藤井寺市総合計画及び藤井寺市都市計画マスタープランに基づき、公園緑地整備を推進する。

なお、都市公園の整備に際しては「防災の公園計画・設計・管理運営ガイドライン」（国土技術政策総合研究所）、「大阪府防災公園整備指針」（府都市整備部）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（府都市整備部公園課）を参考にするものとする。

2. 道路・緑道の整備

市の道路の多くが幅員の狭小な補助幹線道路又は生活道路であり、災害時には交通の混乱が予想される。

道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における延焼遮断帯、避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、道路ネットワークの形成を図るため、都市計画道路の早期完成等の広域的な整備を推進する。また、避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

3. 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

4. 農地の保全・活用

農地、生産緑地は減少傾向にあるが、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進等により適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図るものとする。

第4 都市基盤施設の防災機能の強化

市、府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。

（1）避難場所及び避難路における災害応急対策に必要となる施設（備蓄倉庫、放送施設等）の設置

（2）河川における防災機能の強化

① リバーサイドエリア緊急総合防災事業の推進

② 河川防災ステーション、ヘリポートの整備促進

③ 緊急交通路の補完的機能を果たす緊急用河川敷道路の整備促進

（3）河川水、高度下水処理水、貯留雨水等の防災用水、雑用水としての利用等、その多目的な有効利用の整備促進

（4）ため池等の防災利活用と防災機能強化

第5 木造密集市街地の改善

街道沿いの集落や農村集落に端を発する住宅地では、木造家屋が密集し狭あい道路が多い箇所も見られる。そのため、建物の不燃化や耐震化、建て替え促進とそれに伴うセットバック等により住宅地の防災性の向上を図っていく。あわせて、空き家の適正管理や農地等の活用によるオープンスペースの確保等についても検討していく。

第6 ライフライン災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1. 上水道（大阪広域水道企業団）

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

2. 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。

3. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

4. ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

5. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。）の強化と保全に努める。

第7 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、柏原市、羽曳野市とともに一般廃棄物を共同で処理するため、柏羽藤環境事業組合（以下「環境事業組合」という。）を設立している。市及び環境事業組合は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1. し尿処理

- （1）し尿処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- （2）既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- （3）災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- （4）災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の

収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

(5) し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

(6) 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2. ごみ処理

(1) ごみ処理施設の整備に当たっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。

(2) 既存のごみ処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

(3) 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう努める。

(4) あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

(5) ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3. 災害廃棄物等処理

(1) 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

(2) あらかじめ仮置場の候補地、及び最終処分までの処理ルートを検討しておく。また、仮置場の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。

(3) 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。

(4) 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

(5) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第2節 地震災害予防対策

市、府をはじめ防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震、耐火性を保つよう配慮する。

特に、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する市の施設、消防署、学校、病院等の公共建築物について耐震化を推進する。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震、耐火構造の普及に努めるものとする。

第1 建築物の耐震・耐火対策の促進

市、府をはじめ防災関係機関は「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」及び「市耐震改修促進計画」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組強化を図る。また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策等を適切に実施する。建築物の新築に際しても防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

市は、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえ、市耐震改修促進計画の見直しを行い、地域特性に応じた施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を図る。

1. 公共建築物

- (1) 市及び府等は公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修等の計画的な実施に努める。
- (2) 市及び府は、ブロック塀等の安全対策、天井等の2次構造部材の脱落防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策等を図る。

2. 民間建築物

- (1) 府知事は、病院等の多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。
- (2) 市及び府はブロック塀・自動販売機等の転倒防止や看板等の落下防止等、安全な住まい方等を含め、耐震に関する知識の普及啓発に努める。
- (3) 市は府と連携し、住宅・建築物所有者が行う耐震診断や耐震改修に対して、民間建築物の耐震診断補助制度や耐震改修補助制度に基づく助成に努め、診断・改修の促進を図る。

第2 建築物の安全性に関する指導等

市及び府は、建築物の安全性を確保し、市民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。また、福祉のまちづくり条例等に基づき、不特定多数の人が利用する建築物等の福祉的整備を促進する。

- (1) 定期報告制度（建築基準法第12条）の推進、特殊建築物等の調査・検査報告
- (2) 都市施設の福祉的整備に関する協議・指導
- (3) 液状化対策の啓発

第3 土木構造物の耐震対策の推進

市、府、近畿地方整備局をはじめ、土木構造物の管理者は、自ら管理する構造物について、次の方針で耐震対策を推進する。

1. 基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策に当たっては、次に掲げる地震動を考慮の対象とする。
 - ① 供用期間内に1～2度発生する確率を持つ一般的地震動（レベル1）
 - ② 発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動（レベル2）を共に考慮の対象とする。
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、また高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、市の地域的特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上に当たっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。
- (4) 既存構造物の耐震補強に当たっては、地震防災上重要な施設から耐震対策を実施する。
- (5) 埋立地、旧河川敷、ため池等の埋立地等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2. 鉄道

駅舎等の耐震対策を実施する。

3. 道路施設

道路橋・高架道路等の耐震対策を実施する。特に緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき、計画的な耐震性の強化を図る。

4. 河川、ため池施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

また、市は、ため池管理者等と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を進め、計画的な耐震対策を図る。想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき計画的に耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。

資料2－26 市内ため池一覧表（資料編P75）

第3節 水害予防対策

市、府及び関係機関は、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の堤防の決壊（破堤）等により発生する洪水等水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第1 河川対策

1. 河川の改修

- (1) 市の管理する準用河川の改修については、順次整備を行っていく。
- (2) 国土交通省及び府の管理する河川については、各管理者の整備計画に基づき改修計画が進められているが、市は堤防の決壊により人家等に被害等を及ぼすおそれがある箇所については、管理者に対して改修を要請する。また、最近の著しい開発等による流域、河川の状況等を把握し、河川改修工事の促進を国土交通省及び府へ要請していく。
- (3) 市内を流れる大和川の河川敷は広域的に利用できる空間として、一部グラウンドやテニスコート等市民が憩える広場として利用されている。しかし、本市においては大規模地震の発生が懸念される中、市民の広域避難場所や負傷者の緊急搬送のための施設、さらに消防団の訓練場所等の防災機能の充実が求められており、市民の憩える場とともに、防災公園としての整備を要望する。

2. 河川施設等の点検・整備

市内にある主要河川及び水路（一般公共水路を含む）についても降雨等により水害を起こすおそれのあるものは、周辺部における開発状況を考慮して改修を行うよう努めるものとする。

なお、各河川管理者及び水防関係機関は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検・整備を行う。また、平常時から藤井寺市水防連絡会議を通じて水防体制を堅持するとともに、大阪府水防計画に定められた水防区域等の巡視・点検を行うなど、予防対策を検討する。

第2 雨水出水対策

市及び府は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第3 水害減災対策

1. 水防警報の発表について

市は、府から水防警報（石川下流域）が発せられたときや、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めたときは、消防機関等を出動又は出動準備させる。

2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市は、大和川、石川、東除川、平野川、落堀川、大水川が氾濫した場合に予想される浸水の範囲と想定される水深、避難場所、避難時の心得等を示したハザードマップ（洪水避難地図）を作成し、各世帯に配布、公表を行い、浸水想定区域等の周知徹底を図っている。

① 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達に当たっては、防災行政無線（同報系）の活用等により市民に対して伝達するとともに、地区自治会、自主防災組織等の協力を得て情報を迅速かつ的確に伝える。

② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保

洪水時における避難方法等の周知徹底を図るとともに、地区自治会、自主防災組織等を中心とした地域ぐるみの避難体制の確立等、円滑かつ迅速な避難を確保できる体制づくりに努める。

③ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設等への対応

浸水想定区域内において、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）等でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる施設について、施設の名称及び所在地等を定める。

洪水予報の伝達は、当該施設の構成員へファクシミリ、電話、メール等により伝達する。

(2) 上記（1）より本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

(3) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

資料2-27 樋門等一覧表（資料編P76）

資料2-28 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表（資料編P80）

3. 洪水リスクの開示

(1) 洪水リスクの開示

① 府は、管理河川においてさまざまな降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。

② 市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表す

る。

(2) 洪水リスク及び避難に関する情報の周知及び利用

市及び府は、公表された洪水リスクをわかりやすく市民に周知するため、必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成に当たっては、早期の立ち退き避難が必要な区域を明示し、加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

4. 浸水対策

市は、これまでに浸水被害の多発していた地域を重点的に、西水川の本川改修、小山及び北條雨水ポンプ場の建設、雨水幹線等の整備を実施するとともに、市内の中小水路も併せて整備し、浸水箇所の削減に努めてきた。

(1) 下水道施設の整備

現在も整備中である西水路及び京樋雨水幹線を引続き整備促進し、抜本的な浸水被害の解消に努める。

(2) 水路施設等の整備

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平常時から浸水箇所の把握や水門（樋門）の管理に努める。

(3) 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や水路等へ急激に流入するため発生する。

そのための対策として、下流への流出量を抑制する雨水流出抑制施設の整備や設置を指導する。

(4) 道路の冠水対策

道路管理者は、交通の確保を図るために、冠水した実績のある又は冠水するおそれのある道路については、かさ上げ等の対策により、順次冠水道路の解消を図る。

5. 防災訓練の実施・指導

(1) 防災訓練の実施

市及び府は、防災週間、水防月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等さまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

(2) 要配慮者利用施設等の防災訓練

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

6. 水防と河川管理等の連携

(1) 市及び府は、国や府が組織する、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減されるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「南河内地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。

(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第4 農地・ため池対策

市、府及び関係機関は、豪雨により起こりうる水害を防止するために、水防上重要なため池を防災重点ため池に指定し、ため池管理者は、常に巡回、点検する。ため池等農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。

第4節 危険物等災害予防対策

消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行い、危険物等施設の管理者は、関係法令を遵守する。

第1 危険物災害予防対策

消防組合は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査及び保安検査による法令上の技術基準の遵守徹底、危険物積載車両等の一斉取締りの実施等

(2) 指導

危険物施設の実態に即した予防規程策定、適正な維持管理、適正な定期点検等

(3) 自主保安体制の確立

大規模な危険物施設事業所に対する自衛消防隊の組織化、活動要領の策定等

(4) 啓発

研修会、講習会や危険物安全月間を中心に関係者に対する各種啓発事業の実施等

資料2-29 藤井寺市内危険物施設一覧表（資料編P82）

第2 高圧ガス施設災害予防対策

消防組合は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査及び保安検査による法令上の技術基準の遵守徹底、高圧ガス積載車両等の一斉取締りの実施

(2) 指導

危害予防規程の策定、事業所における適正な保安教育、施設の維持管理等

(3) 自主保安体制の確立

「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動の充実等

(4) 啓発

研修会、講習会や高圧ガス保安活動促進週間における、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等

第3 火薬類災害予防対策

消防組合は、府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査及び保安検査による法令上の技術基準の遵守徹底等

(2) 指導

災害予防規程の策定、事業所等における保安教育や自主保安検査の実施等

(3) 自主保安体制の確立

「大阪府火薬類保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法の指導等

(4) 啓発

災害予防週間（6月）での、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等

第4 毒物劇物災害予防対策

府は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

(1) 規制

立入検査による法令上の技術基準の遵守徹底

(2) 指導

毒物劇物の貯蔵量に対応する設備とするよう指導、市民の生命及び保健衛生上の危害を生じるおそれがあるときは、保健所、警察署又は消防機関への届け出及び危害防止のための応急措置を講ずるような関係機関との連携等

(3) 危害防止対策の整備

営業者等に対する危害防止体制の整備等

(4) 啓発

毒物劇物に関する知識の普及等

第5 管理化学物質災害予防対策

府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例をはじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

(1) 規制

管理計画書等の策定・届出の徹底

(2) 指導

立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導等

(3) 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備等

(4) 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーの開催等

第5節 火災予防対策

市及び消防機関は、火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努め、建築物等における出火防止及び初期消火の徹底を図る。

第1 一般建築物（住宅を含む。）

1. 火災予防査察の強化

消防機関は、当該区域内の工場や公衆の出入りする場所等について、消防法第4条、第4条の2に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等について、改善指導する。

2. 防火管理者制度の推進

消防機関は、学校、工場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）に対し、消防法第8条に定める防火管理者を活用し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

- （1）消防計画の作成及び消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施
- （2）消防用設備等の設置、点検整備、維持管理
- （3）火気取り扱いの監督、収容人数の管理等

3. 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防機関は、大規模小売店舗、旅館、病院等不特定多数の人が利用する対象施設の関係者に防火に対する認識を高める活動を行うとともに、点検基準適合への取組を推進する。

4. 住宅防火対策の推進

消防機関は、住宅における住宅用火災警報器の設置を進める。

5. 市民、事業所に対する指導、啓発

市民、事業者に対し、消火器具による消火方法、暖房器具の正しい使い方、さらには地震発生時の火気使用器具の取扱い方法等を指導するとともに、広報活動や防火ポスターの募集等による火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

6. 定期報告制度の活用

市及び府は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物や建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

第2 大規模及び高層建築物

高層建築物については、前項の事項の徹底のほか、防災計画書の作成指導や統括防火管理者の選任・届出、防災規制等、所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

1. 対象施設

- （1）高層建築物

高さが31mを越える建築物

2. 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場及び緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

3. 所有者等に対する指導の強化

市、府をはじめ関係機関は、消防法改正（平成19年6月）に伴い、学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りするものであり、かつ、大規模なものについては、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、所有者等に対し、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第6節 文化財の災害予防対策

令和元年7月に世界文化遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群は、巨大な前方後円墳を核として、小規模の円墳、方墳に至るまで、墳形と規模のバラエティー豊かな古墳で構成されており、市内には、同古墳群を構成する古墳のほか、国宝を所蔵する葛井寺、道明寺天満宮、道明寺等の古社寺が散在している。特に埋蔵文化財は、2件の国指定史跡をはじめ、文化財包蔵地が市域の65%に達している。

史跡を除く国・府指定の文化財は、道明寺、道明寺天満宮、葛井寺、生涯学習センターの4箇所に保管されている。このうち、葛井寺の国宝千手観音については、国、府及び市の補助により防災カプセルを設置し、災害への備えを整えている。しかし、その他の指定文化財に対する防災対策は十分であるとはいえない。

市及び府は、これら豊富で市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

第1 市民に対する文化財の防災意識の普及と啓発

文化財の保存と活用の両面から、調査・研究活動を進め、市民生活に根ざした文化財となるよう、広く公開できる環境整備を行っていくとともに、「文化財を災害から守る」という意識の普及と啓発を図る。

第2 所有者等に対する防災意識の徹底

市及び府は、文化財の所有者等に対し、文化財への防災意識を徹底するよう努める。

第3 予防体制の確立

1. 初期消火と自衛組織の確立

2. 防災関係機関との連携

3. 地域住民との連携

4. 消防用設備の整備、保存施設等の充実

(1) 構造物、美術工芸品保存施設の耐震対策

- ① 文化財関連施設の点検を平素から徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷等を早期に発見し、速やかに修理する。
- ② 文化財及びその周辺の機器、器具等の転倒・転落防止の措置を講じる。
- ③ 復旧を的確かつ速やかに行うため、あらかじめ文化財を写真やビデオに記録を残す。

(2) 火災対策

- ① 防火管理者の選任、消防計画の作成等、自主防火管理体制の充実を図る。
- ② 消防用設備等の設置促進化

資料2-30 指定文化財一覧表（資料編P85）

第3編 自然災害応急対策

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	活動体制の確立	95
第2章	情報収集伝達・警戒活動	111
第3章	消火・救助救急・医療救護	125
第4章	避難行動	132
第5章	交通対策、緊急輸送活動	144
第6章	二次災害防止・ライフライン確保	152
第7章	被災者の生活支援	158
第8章	社会環境の確保	173

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員計画

市、府をはじめ防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

第1 災害時の配備体制

市は市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるため、市長を本部長とする「災害対策本部」を設置して職員の動員配備を行い、災害応急対策活動を行う体制を確立する。

市域に気象注意報（大雨・洪水注意報等）が発表されるなど、情報収集活動が必要な場合、状況に応じて危機管理担当職員が情報収集体制をとる。また災害対策本部を設置する前の段階、又は災害対策本部を設置するに至らず警戒を中心とする場合で必要があると認めるときは、危機管理監を中心とする「事前配備体制」、副市長を本部長とする「災害対策初動本部」を設置し、被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理等小規模な災害の発生に対処する体制をとる。配備体制の職員は、通常業務より災害対策配備業務を優先する。

災害時における職員の配備基準及び配備体制を以下に示す。

資料3－1 職員の配備基準（資料編 P89）

資料3－2 災害時の配備体制（資料編 P91）

資料3－3 災害対策各班事務内容等（資料編 P92）

第2 災害対策初動本部の活動体制

1. 災害対策初動本部の設置基準

災害が発生した場合又は災害発生が予想される場合は、副市長に報告の上、副市長を本部長とする市災害対策初動本部を設置する。

2. 災害対策初動本部の設置又は廃止の通知

（1）災害対策初動本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者に災害対策初動本部の設置又は廃止を通知しなければならない。

- ① 府知事
- ② 消防長
- ③ 警察署長

（2）災害対策初動本部の廃止基準

- ① 市域において災害のおそれが解消したとき。

② 市災害対策本部が設置されたとき。

③ その他市長が適当と認めたとき。

3. 災害対策初動本部の組織及び配備

(1) 災害対策初動本部の組織は次のとおりとする。

① 初動本部長には副市長を、初動副本部長には危機管理監をあてる。

② 初動本部員には、各部危機管理情報担当をあてる。

(2) 本部事務局

① 災害対策初動本部には、本部事務局を設ける。

② 本部事務局は、総務隊全体調整班とし、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動の調整を行う。

資料3-4 藤井寺市災害対策初動本部の組織図（資料編P94）

4. 配備指令の伝達

(1) 勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出されたときは、初動本部員から配備職員に伝達する。

(2) 勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常召集

勤務時間外において配備指令が出されたときは、初動本部員は電話（職員参集メールの活用）等により配備職員を直ちに非常召集しなければならない。

(3) 非常召集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服さなければならない。

(4) 配備指令が出された場合、動員を受けない職員にあっては、自宅待機とする。

資料3-5 災害対策初動本部配備指令の伝達（資料編P95）

第3 災害対策本部の活動体制

1. 災害対策本部の設置基準

市長を本部長とする市災害対策本部を設置し、初動本部体制はその管轄下に入る。

(1) 災害対策配備体制

① 市域に中規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、初動配備体制では対処できない場合

② 南河内又は中河内地域で震度5強を観測した場合

③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めた場合

(2) 全職員配備体制

① 市域に大規模の災害が発生し（発生するおそれがあり）、又は災害が拡大するおそれがあり、災害対策配備体制では対処できない場合

② 南河内又は中河内地域で震度6弱以上を観測した場合

③ その他の状況により、本部長（市長）が必要と認めた場合

2. 災害対策本部の設置又は廃止の通知

(1) 災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げる者のうち必要と認める者に災害対策本部の設置又は廃止を通知しなければならない。

- ① 府知事
- ② 消防長
- ③ 警察署長
- ④ 消防団長
- ⑤ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長
- ⑥ 隣接市長
- ⑦ 報道機関

(2) 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ① 市内において災害発生のおそれが解消したとき。
- ② 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ③ その他市長が適当と認めたとき。

3. 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織は次のとおりとする。

- ① 本部長には市長をあてる。
- ② 副本部長には、副市長、教育長、危機管理監をあてる。
- ③ 本部員には、庁議等の設置に関する規程に定める庁議構成員、消防長及び消防団長をもってあてる。

(2) 本部事務局

- ① 災害対策本部には、本部事務局を設ける。
- ② 本部事務局は、総務隊全体調整班（人数不足の場合は、庶務班を含む）とし、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営事務の担当等を行う。

資料3－6 藤井寺市災害対策本部の組織図（資料編P96）

(3) 災害対策本部会議

- ① 災害対策本部会議は、本部長が必要に応じて召集する。
- ② 災害対策本部会議は、次の事項について方針を決定し、その実施を推進する。
 - a 災害応急対策の基本方針に関すること
 - b 動員配備体制に関すること
 - c 各部課間の連絡調整事項の指示に関すること
 - d 自衛隊の災害派遣要請に関すること
 - e 現地災害対策本部に関すること
 - f 国、府及び関係機関との連絡調整に関すること

第3編 自然災害応急対策

第1章 活動体制の確立

g 災害救助法の適用要請に関すること

h 近隣市との相互応援に関すること

i その他災害に関する重要な事項

(4) 防災会議の開催

市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施するうえで必要のある場合は、市防災会議を開催し、関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動の実施に万全を期する。

(5) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎内に設置する。ただし、災害の規模その他状況により応急対策の推進を図るために、市現地災害対策本部の設置を必要とする場合、市長は他の適切な場所に設置することができる。この場合、各関係機関にその旨を連絡するものとする。

万一、本庁舎が使用不能状態になった場合は、速やかに生涯学習センターの状況を調査し、本部を設置する。

4. 現地災害対策本部

府が現地災害対策本部を設置した場合、市災害対策本部は、府現地災害対策本部と連携し、災害応急対策を実施するものとする。

(1) 現地対策本部の設置

災害対策本部体制下において、局地的に著しい災害が発生又は発生が予想される場合において、現地で指揮系統の確立を行う必要があるときは、災害対策本部長の指示により、現地災害対策本部を設置する。

(2) 組織及び運営

① 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部員その他の職員をおく。

a 現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長は、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

b 現地災害対策本部員（課長相当職以上の職にある者）その他職員は、災害対策配備要員のうちから本部長が指名する。

② 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を処理する。

③ 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

④ 現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を処理する。

(3) 現地災害対策本部の廃止

現地災害対策本部の廃止は、災害対策本部長がこれを指示する。

5. 災害対策本部の任務分担

市災害対策本部の組織・事務分掌は藤井寺市災害対策応急実施要領（資料—5）に定めるとおりとする。

資料－5 藤井寺市災害応急対策実施要領（資料編 P177）

資料3－7 災害対策本部の組織体制と事務分掌（資料編 P97）

6. 動員配備計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

（1）配備基準

職員の配備は、「第1 災害時の配備体制」に示す基準による。

（2）配備区分別の職員配置数

それぞれの配備に必要な職員数は毎年定める。なお、災害の種類、時間帯又はその状況等に応じて災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備職員数の増減又は各部相互間の応援を行うことがある。

（3）配備指令

職員の動員は、「第1 災害時の配備体制」の区分に従い市長が決定し、指令する。

（4）災害対策本部設置後の初動配備職員の体制

災害対策本部が設置された場合、初動配備職員はその体制を維持し、災害対策本部に編入するものとする。

ただし、災害の規模等により災害対策本部事務分掌の規定による事務を執行する必要があるときは、本部長の指示によりその任務に服するものとする。

7. 配備指令の伝達

（1）勤務時間内における配備指令の伝達

勤務時間内において配備指令が出されたときは、本部員から配備職員に伝達し、速やかにその旨を周知させるものとする。

（2）勤務時間外における配備指令の伝達及び職員の非常召集

勤務時間外において配備指令が出されたときは、本部員は配備職員を直ちに非常召集しなければならない。召集の方法は原則として次の方法による。

① 電話（職員参集メールの活用）等

② 市内に突発的な災害が発生し、通信網の途絶等により配備伝達が困難となったときは、全職員配備体制が発せられたものとする。

（3）非常召集を受けた職員は、直ちに指示された任務に服しなければならない。

（4）配備指令が出された場合、動員を受けない職員にあっては、自宅待機とする。

資料3－8 藤井寺市災害対策本部配備指令の伝達（資料編 P102）

（5）非常参集

職員は勤務時間外において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを察知したときは、状況に応じ、自らの判断により速やかに勤務場所に参集しなければならない。

第3編 自然災害応急対策

第1章 活動体制の確立

なお、参集途上で確認した被害状況は速やかに本部に報告するものとする。

(6) 交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、交通途絶時にあっても勤務場所に集合することとする。

(7) 職員登庁までの情報収集

職員登庁までの間の情報収集として、消防組合に設置されている高所ＩＴＶカメラの映像により市内における被災状況の把握を行うなど、消防機関と連携した情報収集・伝達を行う。

(8) 非常召集及び自主参集を要しない者

- ① 心身の障害により許可を受けて休暇中の者
- ② 妊娠中及び産後１年を経過しない女子職員
- ③ 前各号に定める者のほか、所属長がやむを得ない理由のため、勤務出来ないと認めた者

第4 長期的対応のオペレーション体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を検討する。

第2節 自衛隊の災害派遣

市長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、府知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするように求めることができる。

第1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 市内で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき

第2 災害派遣要請手続き

- (1) 災害派遣要請の申し入れは、市長が知事に行うものとする。
- (2) 通信の途絶等により知事への要請の依頼ができない場合は、市長は直接陸上自衛隊第3師団長に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨に対し災害の状況を通知する。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に応じ、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。なお、市長は、通知した旨を速やかに知事へ通知することとする。
- (3) 前項の場合における申し入れの判断は、警察署、消防組合及び消防団等の関係機関の長と協議の上迅速に行うものとする。
- (4) 災害派遣要請の申し入れは、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
 - ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ② 派遣を希望する期間
 - ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ④ その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (5) 要請文書のあて先
要請文書のあて先は次のとおりとする。
大阪府中央区大手前2丁目
府危機管理室

資料3-9 自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順（集結場所含む）（資料編P103）

様式－8 自衛隊の災害派遣、撤収要請書（資料編 P217）

（6）藤井寺市担当部隊（陸上自衛隊第3師団第37普通科連隊）

〒594－8502 和泉市伯太町官有地 TEL 0725－41－0090

（7）知事への報告

自衛隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

- ① 派遣部隊の長の官職・氏名
- ② 隊員数
- ③ 到着時刻
- ④ 従事している作業の内容及び進捗状況
- ⑤ その他参考となる事項

第3 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- （1）災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- （2）災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- （3）災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- （4）運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- （5）その他災害に際し、上記（1）から（3）に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまのないと認められる場合

第4 派遣部隊の受入れ体制

災害派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入れ体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

1. 派遣部隊の誘導

自衛隊の災害派遣要請を行ったときは、必要により警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

2. 受入れ体制

- （1）市は、責任者に対策本部特命部長を受入れ班長として指定し、派遣部隊の指揮官と調整に当たる。

(2) 受入れ体制の確立

派遣部隊の集結及び宿泊場所は、「青少年運動広場A・B」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、市災害対策本部会議において決定する。

資料2-15 藤井寺市域における防災拠点一覧表（資料編P64）

(3) 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

(4) 災害時用臨時ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポートについても準備する。

資料2-1 災害時用臨時ヘリポート一覧表（資料編P43）

3. 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救援を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。

第3編 自然災害応急対策

第1章 活動体制の確立

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水の提供を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第5 派遣部隊等の撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

災害に際して、市のみでは対応が十分できないときには、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、人材や資機材等の協力を要請するとともに、災害が発生した市町村等に応援協力を行う相互応援協力に関し、次のとおり定める。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。なお、市職員を市外被災地域に派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

第1 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

資料3-10 法律、協定に基づく応援協力の要請系統（応援部隊の集結場所含む）
（資料編P104）

第2 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の異動を伴わずに、応援隊を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図る。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費）等については、原則として市がこれを負担する。

1. 応援の要請できる要件

市域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- （1）応急措置を実施するため必要があると認めるとき
- （2）自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- （3）緊急を要するとき、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

2. 応援に当たっての要請事項

- （1）災害の状況及び応援を要請する理由
- （2）応援を必要とする期間
- （3）応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- （4）応援を必要とする場所
- （5）応援を必要とする活動内容
- （6）その他必要事項

3. 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、府知事に対して応援の要求を行う。

この場合には、市から府危機管理室を通じて行う。

4. 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

また、市長は、災害相互応援に関する協定を締結した市町村に対して応援要請を行う。

これら協定は、被災により独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他市町村に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものである。

資料3-11 相互応援協定の状況（資料編P105）

5. 緊急消防援助隊の応援活動

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に、全国の消防機関による応援を速やかに実施するため創設され、平成16年からは消防組織法に基づく部隊となり、令和2年4月1日現在、6,441隊が登録している。災害時には、被災地の要請を受け、地域を超えた消火・救助活動を実施する。

資料3-12 緊急消防援助隊の応援等要請・出動スキーム
（大阪府への応援要請等の連絡窓口含む）（資料編P108）

6. 受入れ体制の確立

応援部隊の受入れ先及び活動拠点は、「スポーツセンター」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、市災害対策本部会議において決定する。

資料2-15 藤井寺市域における防災拠点一覧表（資料編P64）

第3 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、市の職員のみでは対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1. 府、他の市町村又は指定地方行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条又は、地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行う。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

- （1）派遣を要請する理由
- （2）派遣を要請する職員の職種別人員数
- （3）派遣を必要とする期間
- （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件

(5) その他職員の派遣について必要な事項

2. 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関及び他の普通地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、本部事務局は、その場合の手続きを、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3. 身分及び経費の負担

派遣職員の身分及び経費の負担については、災害対策基本法第32条に定めるところによる。

第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣

近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局及び大阪管区気象台等は、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省本省等とともに緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を設置し、本省災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合は事務次官）の総括的指揮のもとに、被災地への派遣活動を行う。

第5 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、市及び府と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市は、府及び総務省と連携し、被災市町村への応援体制を整備する。

第6 関係機関の連絡調整

市は必要に応じて、府が開催する、連絡会議及び調整会議において、市の被災の状況や対応状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第7 民間との協力

1. 労働者の確保

- (1) 災害対策基本法による従事命令等

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第65条に基づき市民

又は応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

＜労働力の確保＞

- ① 従事命令、協力命令の種類と執行者
- ② 従事命令の対象者

資料3－13 民間との協力（資料編P109）

③ 公用令書の交付

従事命令、協力命令若しくは保管命令を発するとき、又は発した命令を変更し、又は取消すときは公用令書を交付するものとする。

④ 実費弁償

知事の委任に基づき、市長が発した従事命令により、災害応急対策に従事した者に対しては、災害対策基本法第82条の規定に基づいて府が実費を弁償する。

⑤ 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、災害対策基本法第84条の規定によりその損害を補償する。

（2）公共職業安定所の労働者供給

- ① 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あつせんを依頼する。

- a 必要労働者数
- b 男女別内訳
- c 作業の内容
- d 作業実施期間
- e 賃金の額
- f 労働時間
- g 作業場所の所在
- h 残業の有無
- i 労働者の輸送方法
- j その他必要な事項

② 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

③ 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考

慮する。

(3) 民間協力団体の活用

災害発生時に市職員、派遣職員等の災害対策要員の活動を支援するため、必要に応じて民間協力団体に対して、応急対策又は復旧対策のための労務提供を要請する。ここでいう民間協力団体とは、赤十字奉仕団、市医師会、市歯科医師会及び市薬剤師会、市災害医療センター、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、区長会、自主防災組織等の公共的団体をいう。

2. 要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇い上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

奉仕団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定に当たっては、奉仕団体等の意見を尊重して行う。

- ① 炊出し、その他災害救助活動の協力
- ② 清掃及び防疫
- ③ 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- ④ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ⑤ 軽易な作業の補助
- ⑥ その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ① 被災者の安全な場所への避難
- ② 医療及び助産における各種移送業務
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救済用物資の輸送
- ⑥ その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 従事者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

資料3-14 民間との協定の状況（資料編P110）

様式-9 公用令書（資料編P218）

第8 防災組織等の協力

市は、防災組織、ボランティア等に対し災害対策に対する協力を求める。

第3編 自然災害応急対策

第1章 活動体制の確立

ここでいう防災組織とは、自主防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

これらの協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- 避難行動要支援者への安否確認等の実施に協力すること
- 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること
- 災害に関する予警報その他情報を市民に伝達すること
- 災害時における広報広聴活動に協力すること
- 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
- 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- 被害状況の調査に協力すること
- 被災区内の秩序維持に協力すること
- 罹災証明書交付事務に協力すること
- その他の災害応急対策業務に関すること

1. 市民の協力

市民は、市災害対策本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に以下のような防災活動上の責務を負うものとする。

- (1) 防災関係機関への協力
- (2) 被害情報等の防災関係機関への伝達
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 初期救急救助
- (5) 避難行動要支援者への支援
- (6) 家庭における水、食料等の備蓄

2. ボランティアの協力

災害時において被災者の救援等を自発的に行う者は、ボランティアとして市災害対策本部が実施する応急対策活動に協力する。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市災害対策本部は社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター及び関係団体と連携し必要な措置を講じる。

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第1節 警戒期の情報伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象予警報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び市民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずる。

また、大阪管区気象台及び府は気象予警報の伝達・周知に当たっては、参考となる警戒レベルも附すものとする。

第1 気象予警報等の把握

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や危険度、その切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

市は、台風接近時や集中豪雨等が予想されるとき等は、市域に係る気象情報（気象警報・注意報、大雨警報・洪水警報の危険度分布等）の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視する。

資料3－15 気象警報・注意報（気象情報等を含む）（資料編P113）

資料3－16 大雨警報・洪水警報の危険度分布等（資料編P123）

第2 地震情報等の把握

市は、市域に揺れを感知したときは、気象庁が発表する地震情報等を把握し、南河内又は中河内地域の震度等を把握する。

資料3－17 地震情報（資料編P124）

第3 気象予警報等・特別警報の関係機関への伝達経路

1. 大阪管区気象台が発表する気象予警報などの伝達系統図
2. ＜特別警報の伝達系統図＞

資料3－18 気象予警報等の伝達系統図（資料編P125）

3. 気象予警報等の収集伝達

- (1) 気象台が行う気象予警報等の収集については、危機管理室が行う。
- (2) 危機管理室は、この予警報等を受信したときは、必要に応じ市長・副市長に報告するとともに、関係各課に連絡する。
- (3) 伝達を受けた関係各課は、直ちにその内容に応じた適切な措置（防災パトロールも含む）を講じるとともに、関係先等に伝達する。
- (4) 危機管理室は、予警報等のうち、特に必要とする情報については庁内放送するなど、全職員に周知する。
- (5) 夜間休日における情報の収集は、当直者が行い、大雨や氾濫警戒情報（洪水警報）については、直ちに危機管理室長等に報告し、その内容に応じた措置をとる。

第4 大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報

1. 大和川洪水予報

大和川の洪水に関する予報は、大和川洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で行う。（気象業務法第14条の2第2項、水防法第10条第2項）

資料3-19 大阪管区気象台及び近畿地方整備局大和川河川事務所が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）（資料編P127）

第5 大阪管区気象台及び府が共同で発表する洪水予報

1. 石川洪水予報、寝屋川洪水予報

石川の洪水に関する予報は、大和川水系石川・淀川水系寝屋川流域の洪水予報実施要領に基づき、大阪管区気象台及び府が共同で行う。（気象業務法第14条の2第3項、水防法第11条）

2. 石川洪水予報通信連絡系統図

3. 寝屋川流域洪水予報通信連絡系統図

資料3-20 大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する洪水予報（連絡系統含む）（資料編P128）

第6 国土交通大臣が発表する水防警報

1. 発表基準

国土交通大臣が直轄管理する河川、海岸等（府内では、淀川、大和川、石川（直轄管理区間）、猪名川のみ）に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防活動が必要とする旨を警告するもので国土交通大臣が発表する。

2. 大和川、石川水防警報及び情報通信連絡系統図

資料3-21 国土交通大臣が発表する水防警報（伝達系統含む）（資料編P131）

第7 知事の発表する水防警報等

1. 洪水予報指定河川の水防警報

知事が指定する河川（市内では石川のみ）に洪水による災害の発生が予想される場合において、水防活動を必要とする旨を警告するもので知事が発表する。

資料3-22 知事の発表する水防警報等（伝達系統含む）（資料編P132）

2. 水位到達情報

知事が指定する水位情報周知河川について、河川管理者は、避難判断水位及び氾濫危険水位に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

市長は、避難判断水位及び氾濫危険水位に到達した旨の情報を得た場合は、必要に応じて、避難指示等を行う。

第8 火災気象通報

火災気象通報は、消防法第22条に基づいて大阪管区気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を知事に通報するもので、市長が知事からこの通報を受けたときは、必要により関係団体及び市民等に火災警報を発令するものとする。

火災気象通報の通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

第9 市民への周知

（1）市は、本計画に基づき、防災行政無線（同報系）、広報車、マスメディア等を利用し、又は状況に応じて地区自治会、自主防災組織等と連携して、市民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態等について周知する。周知に当たっては、メール、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員児童委員、介護サービス事業者、福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

（2）市及び消防組合は、火災警報発令、解除の市民への周知について、次の要領で行う。なお、周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

- ① 「火災警報発令中」の掲示板を火災警報発令時に消防署等に掲示し、解除時にはこれを撤去する。
- ② 防災行政無線（同報系）、広報車等を利用し、又は状況に応じて地区自治会、自主防災組織等と連携して、市民に警報を周知する。

第2節 警戒活動

市、府をはじめ防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

1. 雨量、水位等に関する情報の収集

市は、局地的な集中豪雨等に対処するため、雨量・水位等の観測を行うとともに、府の雨量・水位の情報を、大阪府防災情報システム及び川の防災情報、防災気象情報で確認する。また、近畿地方整備局のレーダー雨量計のエコーについては、川の防災情報により収集する。

雨量に関する情報については、降りはじめ又は大雨等の予警報が発表された時点から、適宜情報を電話等で収集する。

資料3-23 雨量・水位観測所一覧表（資料編P132）

2. ため池水位の通報

- (1) ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を把握しておく。
 - (2) ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は、降雨等の状況により増水のおそれがあると認めたときは、直ちに市長に通報する。
 - (3) 市長は前項の通報を受けたときは、直ちに消防組合及び警察署に通報するものとする。
- なお、必要に応じ富田林土木事務所、南河内農と緑の総合事務所に通報する。

資料3-24 ため池水位の通報（資料編P132）

第2 水防計画及び水防情報

1. 任務

市は水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。

2. 市の水防組織

水防組織は、消防団をもってこれに充てる。

3. 大和川右岸水防事務組合

水防事務組合は、水防法の定めるところにより、その管轄区域内の水防を十分に果たさなければならない。水防事務組合の管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき又は水防上必要があると認めるときは水防団の出動又は出動準備をさせ、水防の万全を期するものとする。

資料3-25 大和川右岸水防事務組合概要（資料編P133）

4. 水防区域

市内の各河川及びため池のうち、公共上特に重要な区域について、その及ぼす影響の程度により、次のとおり区分する。

- (1) 特に重要な水防区域
- (2) 重要水防区域
- (3) その他

5. 出動準備及び出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合には市職員、管下水防団、消防機関並びにため池管理者に対し出動準備をさせる。

- ① 河川及びため池の水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- ② 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水等の危険が予測されるとき。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合には直ちに市職員、管轄の水防団、消防機関並びにため池管理者に対し、定められた計画に従い出動させ、配備につかせるとともに、この旨を府水防本部現地指導班長に報告するものとする。

- ① 河川又はため池の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。若しくは氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは超えることが予想されるとき。
- ② 堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき又は気象予報、洪水予報、水防警報等により出動を要すると認めたとき。

6. 監視及び警戒

(1) 常時監視

- ① 水防法第9条に基づき、水防管理者は随時市内の河川等を巡視して水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに河川、堤防等の管理者に連絡しなければならない。
- ② ため池管理者は、前記に準じて水防上危険であると認められる箇所があるときは、所轄農と緑の総合事務所長に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と上端（天端）と裏側を3班に分けて巡視させ、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合直ちに府水防本部現地指導班長に報告するとともに水防活動を開始する。なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

- ① 堤防斜面（裏法）の漏水等による亀裂及び欠け崩れ
- ② 堤防斜面（表法）で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③ 上端（天端）の亀裂又は沈下
- ④ 堤防から水が溢れる

- ⑤ 水門（樋門）の両袖又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
- ⑥ 橋梁その他構造物と堤防との取り付け部分の異常
- (3) 警戒区域の設定
 - ① 水防法第21条及び第24条により、水防活動上必要がある場合には警戒区域を設定して無用の者の立入を禁止若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。
 - ② 水防法第22条に基づき、水防管理者は水防活動のため必要があると認めたときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

1. ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

- (1) 上水道（大阪広域水道企業団）
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の確保
- (2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の確保
- (3) ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）
 - ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
 - ② 応急対策用資機材の点検、整備、確保
 - ③ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内制圧器等の巡回点検
- (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）
 - ① 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
 - ② 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
 - ③ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
 - ④ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - ⑦ その他安全上必要な措置

2. 交通施設管理者

気象情報の収集等に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）
 - ① 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

- ② 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路施設（市、府、西日本高速道路株式会社）
- ① 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - ② 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

第3節 発災直後の情報伝達

市、府をはじめ防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行うものとする。

第1 被害状況等の収集

災害が発生したとき又はそのおそれがあるときで、配備区分に基づく体制とは別に緊急的に調査を実施し、市内の被害状況について早急に把握する必要があるときは、区域責任者は本部長（市長）にかわり、担当区域の現場視察及び応急対策を行うとともに、本部長に報告する。

また、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、府が一元的に集約、調整を行うことから、市が把握している人的被害の数について府に連絡する。

資料3-26 緊急調査担当地区一覧表（資料編P134）

第2 災害情報の収集伝達経路

資料3-27 災害情報の収集伝達経路（資料編P135）

第3 伝達先

災害対策本部は、収集した被害状況等のうち、必要なものはそれぞれ次の機関へ報告伝達するものとする。

- （1）報告を必要とする防災関係機関
- （2）応急救助活動等の実施を必要とする部局
- （3）報道機関
- （4）市民

資料3-28 各機関の電話番号・連絡先及び所在地（資料編P136）

資料3-29 大阪地区非常通信協議会連絡経路（資料編P138）

第4 府への被害状況等の報告

災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府へ被害状況等の報告を行う。

ただし、地震が発生し、当該市町村区域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとする。

なお、府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。

火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告する。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められる。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

1. 報告の基準

被害状況等の報告は、次の該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (2) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的状況からみて、報告の必要があるもの。
- (3) 災害に対し、国の財政的援助を要すると認められるもの。
- (4) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は2市町村以上にまたがるような広域的な災害で、本市が軽微な被害であっても全体的に大規模な同一災害の場合。
- (5) 災害対策本部を設置した場合。
- (6) その他、特に報告の指示があった場合。

2. 報告要領

災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の区分により府に被害状況等報告様式の各事項について報告するものとする。

(1) 災害概況報告

市は、災害発生直後に、「災害概況即報」に従い、報告するとともに、避難、救護の必要性並びに災害拡大のおそれ等、災害対策上必要と認められる事項について、その概況を報告する。

(2) 被害状況報告

災害概況報告を行ってから、被害状況の詳細が判明した場合、又は、被害状況等に大きな変化があった場合、直ちにその内容を報告するとともに、「被害状況即報」により報告する。報告数値は判明した範囲でよい。

(3) 災害確定報告

応急対策が終了した場合は、「被害確定報告」に掲げる全部の事項について、20日以内に府に報告する。

3. 府及び国への報告

- (1) 消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。こ

の場合、事後速やかに府に報告を行う。

様式－1 被害状況速報（その1）（資料編P206）

様式－2 被害状況速報（その2）（資料編P207）

様式－3 災害確定報告（資料編P209）

第5 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

1. 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報しなければならない。

2. 市長の通報

通報を受けた市長は、直ちに大阪管区气象台、府出先機関、府関係課及び防災関係機関に通報するとともに市民に対して周知徹底を図るものとする。

3. 警察官の通報

異常現象を発見し、又は通報を受けた警察官は、市長及び警察署長に通報しなければならない。

4. 異常現象の種類

- （1）気 象 竜巻、強いひょう、突風等著しく異常な気象現象
- （2）水 象 がけ崩れ、堤防等からの水洩れ
- （3）その他異常と思われる現象

5. 異常現象通報系統図

資料3－30 異常現象通報系統（資料編P138）

第6 通信手段の確保

災害時における関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、公衆電話回線が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1. 無線通信機能の点検・確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに防災行政無線の通信機能を点検し、無線通信機能の確保を図る。

2. 通信窓口

- （1）各機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- （2）各機関は、災害時には指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信事務従事者を配置し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たるものとする。
- （3）各機関相互における通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所の電話を利用するものとする。

3. 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者に対し、応急回線の作製、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常、緊急通信や非常緊急電報を一般の電話に優先して取り扱うよう要請する。

(2) 優先利用

必要に応じて西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者に対して非常電話及び非常電報を申込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

4. 府防災行政無線の活用

府、近隣市町村、防災関係機関等との連絡については、府防災行政無線を活用する。

5. 公衆電話回線途絶時の対応

公衆電話回線途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 府、近隣市町村との連絡

府防災行政無線を利用して行う。また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 関係機関との連絡

関係機関に対し、職員の派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 非常通信の利用

公衆電話回線が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ① 関係機関（府警察、鉄道会社等）が保有する無線
- ② 放送局の有する無線
- ③ 近畿地方非常通信協議会に加入する機関の無線
- ④ アマチュア無線等

(4) 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出勤している職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）派遣等の適当な手段によって行う。

第4節 災害広報

市、府をはじめ防災機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報をさまざまなツールを活用し、提供する。

第1 災害モード宣言

府は、市民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事等の日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

市は、府が「災害モード宣言」を行ったときは、府と連携して、状況に応じた情報発信を行う。

第2 広報活動

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図り、市民や応急対策に従事する職員等に混乱が生じないようにする必要がある。

そのため、災害対策本部の各部においては、知り得た情報は、全て災害対策本部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は、政策企画対策部を通じて広報するものとする。

第3 広報の内容

（1）台風接近時の広報

- ① 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況
- ② 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ③ 鉄道等の交通機関の運行情報の収集 等

（2）地震発生直後の広報

- ① 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象の状況
- ② 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ③ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ④ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起 等

（3）風水害発生直後の広報

- ① 気象等の状況
- ② 要配慮者への支援の呼びかけ 等

（4）その後の広報

- ① 二次災害の危険性
- ② 被災状況とその後の見通し

- ③ 被災者のために講じている施策
- ④ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- ⑤ 医療機関等の生活関連情報
- ⑥ 交通規制情報
- ⑦ 義援物資等の取扱い 等

第4 広報の方法

1. 市民への発表

(1) 特別警報が発表された場合（避難指示等を発令した場合を含む）

- ① 防災行政無線（同報系）を使用し周知
- ② 市の広報車及び消防団車両等により巡回し周知
- ③ 大阪府防災情報システムへの情報入力による周知
（おおさか防災ネット、防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、公共情報コモンズへの自動配信が可能となる。）
- ④ 市ホームページへの掲載
- ⑤ 地区自治会の長への連絡
- ⑥ J：COMチャンネル（地上デジタル11チャンネル）を通じての緊急情報の放送

(2) その他

状況に応じて、次の方法をもって広報活動を行うものとする。

- ① 防災行政無線（同報系）の活用
- ② 広報車等による方法
- ③ ヘリコプター等の航空機による方法
- ④ インターネットの活用（ホームページ、SNS等の利用）
- ⑤ マスメディアの利用による方法
- ⑥ 地区自治会、自主防災組織等の協力による方法
- ⑦ 巡回等による方法
- ⑧ チラシ、ポスター、広報紙等印刷物による方法
- ⑨ その他の方法

2. 報道機関への発表

必要に応じ、災害の状況や応急活動の状況を報道機関に発表する。なお、市長又は知事は緊急を要する場合、災害対策基本法第57条に基づき電気通信事業者及び放送事業者等に対し情報の提供を行うよう求めることができる。

3. 要配慮者に配慮した広報

(1) 障害者への情報提供

広報に当たっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障害特性に配慮した広報を行う。

(2) 外国人への情報提供

府は、必要に応じ、その他の放送事業者に対し、外国語放送等適切な対応を要請する。

(3) 避難行動要支援者への情報提供

広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行う。

第5 広報資料の収集等

(1) 各部からの報告のほか、必要に応じて災害現場における現地取材を行うものとする。

(2) 災害写真の撮影

① 災害現場に職員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努めるものとする。

② 災害写真は速やかに印刷し、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼がある場合は提供するものとする。

(3) 記録の作成

災害の予防に資するため災害に関する記録を作成するとともに、必要があれば、写真撮影を行う。

第6 広聴活動

大規模な災害が発生した場合は、情報の途絶から、民心は極度に混乱し、社会不安をもたらす。また、災害や避難生活が長期化した場合の生活環境等の悪化からストレスに見舞われるため、被災者の生活相談、救助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図るとともに、災害応急、復旧活動に市民の要望等を反映していく。

1. 相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは市長が必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

なお、相談場所については、災害の規模及び程度等により適切な場所を実施する。

2. 相談窓口の推進体制

(1) 相談窓口では、当該災害について電話及び市民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は各部から派遣するほか、防災関係機関、ボランティア等の協力を得るものとする。

(2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等で市民へ周知する。

3. 広聴内容の処理

(1) 相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係各部署及び関係機関に連絡し、早期解決が図れるよう努める。

(2) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

第3章 消火・救助救急・医療救護

第1節 消火・救助救急活動

市、消防機関、府、府警察及び自衛隊等は、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火・救助救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 震災警防体制

1. 組織

消防組合は、大規模地震が発生した場合、震災活動マニュアル（警防本部編、警備課編、指令課編）に基づき、震災警防体制を確立する。

2. 非常警備体制

消防長は、大規模地震が発生した場合、柏原羽曳野藤井寺消防組合警防規程（以下「警防規程」という。）第57条に基づき、次の基準により非常警備を発令し、警防体制の強化を図る。また、非常警備時の措置は、警防規程第59条に定めるとおりとし、当務員により初動体制を確立する。

- （1）消防組合構成市（柏原市、羽曳野市及び本市。以下「組合構成市」という。）に震度5強以上の地震が発生したとき（第3非常警備体制）
- （2）組合構成市に震度5弱の地震が発生したとき（第2非常警備体制）
- （3）組合構成市に震度4の地震が発生し、被害が拡大したとき（第1非常警備体制）
- （4）組合構成市に震度4の地震が発生したとき（非常警備体制、特命招集警戒）
- （5）組合構成市に震度3の地震が発生したとき（非常警備体制、特命招集警戒）
- （6）組合構成市が震度3以下の場合であっても、組合構成市に災害対策本部が設置されたとき又は消防長が必要と認めたときは、特命招集警戒又は第1非常招集を発令する。

3. 職員の非常招集

消防長は、非常警備体制を確立するため職員を増強する必要があると認めるときは、警防規程第62条に基づき、現に勤務している隔日勤務職員以外の職員を対象とし、警防規程別表3の区分により非常招集を発令する。

4. 情報収集伝達

消防無線等の各種通信設備を有効に活用し、震災消防活動に必要な情報を迅速的に収集するとともに、組合構成市の被害状況等を組合構成市災害対策本部のほか、府等へ連絡する。

第2 震災消防活動

1. 活動方針

大規模地震発生時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生するが、大規模火災へと発展させないよう、火災防御活動を優先した部隊活動を実施するとともに、火災防御活動と並行して救助救急活動を実施する。

2. 初動措置

警防規程第22条に定める警防本部長は、地震発生と同時に震災活動マニュアル（警防本部編）に基づく初動措置を実施させ、消防活動体制を整える。なお、警防本部設置までの警備課の初動措置については、震災活動マニュアル（警備課編）に基づき、初動体制を整える。

3. 火災防御活動

震災時の同時多発火災に対応するため、火災の早期発見、延焼拡大前の早期鎮圧を主眼とした火災防御活動を実施するとともに、火災に対応可能な消防隊及び消防団を確保するため、速やかに他の火災現場に移動可能な体制を整える。

4. 救助活動

火災現場における人命救助活動を最優先とし、資器材を有効に活用し活動する。

5. 救急活動

救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせる。

6. 消防団との協働

消防団と協働して、震災消防活動を実施する。

7. 自主防災組織との連携

消火、救助、救急活動等については、自主防災組織、事業所の自衛消防隊等と連携を保ちながら実施する。

8. 受援体制の確立

他の消防機関からの応援を受ける場合は、受援計画に基づく受援体制を確立する。

9. 惨事ストレス対策

消火、救助、救急活動に当たっては、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

市、府及び医療関係機関は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施する。

また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾン等を含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 基本方針

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、消防機関と医療関係機関との密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のためには、適切なトリアージを行う必要がある。

第2 医療情報の収集活動

市は、市医師会の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告するとともに、府が一元的に把握している被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受入れ情報等の提供を受ける。

また、市民に対しても可能な限りの医療機関情報を提供する。

第3 現地医療対策

市は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。また、市長（本部長）は、市だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市や府に応援を依頼するものとする。

1. 医療救護班の編成

災害時において、通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が一時に発生した場合には、健康・医療連携課は、速やかに市内医療機関の被害状況を把握し、市内医療機関の被害により地域に医療の空白地帯が生じた場合には、救護所を設置するとともに、市災害医療センター、市医師会等の協力を得て、医療救護班を編成して傷病者の治療や応急処置を行う。医療救護班は、市災害医療センターの医師等による医療救護班（医師1名以上、看護師2名、その他1名の4人以上で構成する。）1班と、市医師会関係機関に医師等の派遣を要請して編成する医療救護班（医師2名以上、看護師2名、事務職1名の5名以上で構成する。）3班とし、参集場所はそれぞれ市災害医療センター、保健センターとする。

資料3－31 医療救護班の編成（資料編P139）

2. 医療救護班の業務

(1) 医療救護班の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置・手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護
- ⑥ 助産救護
- ⑦ 被災市民等の健康管理

(2) 具体的な活動

- ① 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- ② 重症患者に対する救急蘇生術の施行
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び順位の判定
- ④ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- ⑤ 死亡の確認

3. 医療救護班の搬送

(1) 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

(2) 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

4. 救護所の設置

市は、被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ応急救護所あるいは医療救護所（以下「救護所」という）を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- ① 集中して負傷者が出る地域
- ② 避難場所
- ③ 学校等の保健室
- ④ 保健センター
- ⑤ 市の公共施設
- ⑥ その他救護所の設置が必要な場所

5. 医療救護班の受入れ・調整

(1) 市

医療救護班の受入れ窓口を健康・医療連携課とし、保健所の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

(2) 府

医療救護班を受入れ、市への派遣調整を行う。

6. 救護所における現地活動

(1) 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される緊急医療救護班等が、応急救護所で応急救置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

(2) 医療救護所における臨時診療活動

市、府及び各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療救護班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災市民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

7. 応援の要請

市の医療救護班の体制をもってしても、なお医療救護が確保できないときは、府を通じて、災害派遣医療チーム（DMA T）、日本医師会災害医療チーム（JMA T）等の派遣や日本赤十字社大阪府支部等の応援を要請する。

第4 後方医療対策

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市災害医療センター及び災害協力病院は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。また、これら後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、搬送手段の優先的確保等特段の配慮を行うものとする。

なお、負傷者の搬送にあっては、救急車をはじめ、消防、警察、自衛隊等のヘリコプター等の動員を求め、後方の医療機関に搬送することとなる。

1. 受入れ病院の選定と搬送

消防組合は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

2. 患者搬送手段の確保

(1) 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

(2) 航空機搬送

府は、市から要請があった場合、又は自ら必要と認められたときは、ヘリコプターや消防防災ヘリ、自衛隊機等の航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

3. 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

① 基幹災害拠点病院

基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療拠点病院間の調整を行う。

② 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- a 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- b 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- c 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- d 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

（2）特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患等の専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ① 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- ② 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ③ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- ④ 疾病に関する情報の収集及び提供

（3）市災害医療センター

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ① 市の医療拠点としての患者の受入れ
- ② 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

（4）災害医療協力病院

災害医療協力病院は災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

第5 医薬品等の確保供給活動

市及び府は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材の確保体制を整備し、供給活動を実施する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

1. 市

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

2. 府

市から要請があった場合、又は自ら必要と認められたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入れ窓口を設置し調整を行う。

3. 日本赤十字社大阪府支部

日本赤十字社大阪府支部は、被害のない地域に採血班を出動させるとともに、他府県支部に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施する。

第6 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

市は、保健支援チーム、栄養指導チーム、歯科衛生指導チームからなる避難所保健衛生支援チームを編成して、順次避難所を巡回し、指導・調査を行う。

1. 巡回相談の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、応急仮設住宅等において、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- (3) 経過観察中の在宅療養者や避難行動要支援者を把握し、適切な指導を行う。

2. 心の健康診断等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口の設置に努める。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、保健所や医療機関との連携の下、精神科救護班の設置に努める。

資料3-32 避難所保健衛生チーム（資料編P139）

第7 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4章 避難行動

第1節 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難指示、避難誘導等必要な措置を講ずる。その際、市は、危険の切迫性・地域特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫し、対象者を明確にする。また、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、避難行動要支援者支援マニュアル等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難情報

1. 避難情報発令により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動

市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等を発令する。市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達する。

資料3-33 避難指示等により立ち退き避難が必要な市民等に求める行動（資料編 P140）

資料3-34 大和川・石川・東除川の避難指示等発令基準（資料編 P141）

資料3-35 量水標及び通報水位、警戒水位一覧表（資料編 P142）

2. 実施者

（1）避難情報

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを指示する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、当該地域の住民等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

避難行動は、「水平避難（現在いる危険な場所から立ち退いて、避難場所は近隣の安全を確保できる場所に移動すること）」と「垂直避難（2階以上の安全を確保できる高さに移動すること）」がある。市民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動としては必ずしも従来の立ち退き避難を必要としない場合もあることから、「屋内での待避等の屋内における安全確保措置」も避難指示等が対象とする避難行動

とする。

さらに、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示等の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示等を実施する。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。

資料3-36 避難指示等が対象とする避難行動（資料編P143）

（2）高齢者等避難

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達するなど洪水等により被害が発生するおそれがある場合は、対象となる地域の住民に対し、防災行政無線（同報系）等により避難の準備を指示する。

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。

第2 避難の方法

1. 事前措置

市長等の指示の実施者は、避難のための立ち退きの万全を図るため、対象となる地域の住民に対し、次の事項を事前に周知徹底させ、災害時の自主的な避難準備体制を指導する。

- （1）避難に際しては、火気、危険物等の始末を完全に行うこと。
- （2）会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。
- （3）避難者は、必要に応じ、防寒雨具、照明具を携行すること。
- （4）避難者は、氏名票を携行すること（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）。
- （5）病院、高齢者及び乳幼児収容施設にあっては、平時において避難計画をたて、消防組合、警察署等と連絡を密接に行うこと。
- （6）その他避難の指示が発せられたときは直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。

2. 避難指示等の伝達及び広報

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系）、広報車、防災情報メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

（１）避難指示等の伝達については、「資料３－１８ 気象予警報等の伝達系統図（資料編 P122）」に定める警報伝達方法に準じて処理する。なお、新型コロナウイルス等の感染症まん延期は、避難情報の伝達と同時に、新型コロナウイルス等の感染症対策として、次の事項を周知する。

- ① 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること
- ② 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- ③ 感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること
- ④ 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること
- ⑤ 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと

（２）広報

- ① 防災行政無線（同報系）を使用し周知
- ② 市の広報車及び消防団車両等により巡回し周知
- ③ 大阪府防災情報システムへの情報入力による周知
（おおさか防災ネット、防災情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、公共情報コモンズへの自動配信が可能となる。）
- ④ 市ホームページへの掲載
- ⑤ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）による情報発信
- ⑥ 地区自治会の長への連絡
- ⑦ J：COMチャンネル（地上デジタル11チャンネル）を通じての緊急情報の放送

3. 避難者の誘導等

（１）市

避難誘導に当たっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

市民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、地区自治会、自主防災組織等と連携して、できるだけ集団避難を行う。府が示した指針に基づき、市が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

（２）学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

（３）避難路の確保

市、府、府警察及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 避難者の心得

避難者の心得として、次のような事項を日頃から周知徹底を図る。

- ① 火の元の点検、消火をする。
- ② 大雨、台風時期には、災害に備えて家屋を補強し、浸水が予想される場合は、貴重品等を階上に移動させる。
- ③ 危険物の始末、電気のブレーカを切る。
- ④ 避難時に携帯する荷物は最小限にする。
- ⑤ 氏名票（氏名、住所、年齢、血液型を記入したもので、防水性のあるもの）を常に携行する。
- ⑥ 身近に危険が迫ったときは、避難情報を待たずに自主的に（できるだけ集団で）避難する。
- ⑦ 自主避難者は、災害及び災害状況から判断し、安全な避難路を選定する。
- ⑧ 自家用車による避難は行わない。

第3 避難場所の区分

1. 一時避難場所（地震時）

地震発生直後、広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予測される場合、一時的に市民の生命の安全を確保するための避難に適する場所とする。

2. 指定避難所（風水害、地震時）

家屋の損壊、滅失、浸水、流出により市民が避難を必要とする場合、市内の各学校その他の公共施設を市民の避難所として指定する。

一人当たりの所要面積は、最大の被害想定となる生駒断層帯地震では、概ね1.65㎡、その他の地震では概ね3.3㎡とする。

3. 広域避難場所（地震時）

広域避難場所については、周辺地域も含め、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱や熱気流から市民の安全を確保できる面積の確保に努める。

4. 二次避難施設（福祉避難所）

避難所における生活が長期にわたると予測されるときは、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮し、二次的な避難所として二次避難施設（福祉避難所）を使用する。

一人当たりの所要面積を概ね3.3㎡とする。

5. 指定緊急避難場所（大和川・石川氾濫時）

大和川・石川が氾濫し、又はそのおそれがある場合に、その危険から逃れるため、垂直避難等が可能な施設又は場所を指定する。

資料3-37 避難場所等一覧表（一時避難場所、指定避難所、広域避難場所、二次避難施設（福祉避難所）、緊急避難場所含む）（資料編 P144）

資料3-38 避難場所等の位置図（資料編 P148）

第4 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立入の禁止及び退去を命ずることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署、消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。さらに、警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

資料3－39 警戒区域の設定（資料編P149）

第2節 指定避難所の開設・運営

第1 指定避難所の開設

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、市長が避難所開設の可否を判断する。
- (2) 避難所の開設を決定した場合、施設の安全確認、資機材、物資等の確認、避難所利用室の範囲確認等を検討し、避難所を開設する。
- (3) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を知事及び警察署長及び消防長に報告する。
(閉鎖したときも、これに準じて行う。)
また、開設したことを、防災行政無線（同報系）、広報車、ホームページ等の可能な限り多様な手段で市民に伝達する。
- (4) 原則として、勤務時間内外等に応じ、最も早く対応できる者（施設管理者、建物管理班、避難所班）が施設の開錠及び開門を行う。
- (5) 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。その場合、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点について配慮する。
- (6) 避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス等感染症の流行状況を踏まえ、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討する。

第2 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ① 住家が被害を受け居住の場所を失った者
 - ② 現に災害を受けた者（宿泊者、来訪者、通行人等を含む。）
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ① 避難情報の対象となる者
 - ② 避難情報は発せられていないが、緊急に避難する必要のある者
- (3) その他避難が必要と認められる場合

第3 指定避難所の管理・運営

市は、避難所運営マニュアルや避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応編）に基づき、避難者の自主的な運営を行うことを基本とし、地域全体の情報、物資の配給拠点となるように、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 健康福祉対策部長は、指定避難所の運営を総括するとともに、市の職員の中から各指定避難所の責任者を指名する。
- (2) 避難所責任者は、学校長・警察官・赤十字奉仕団員・ボランティア等の協力を得て、避難

者の自主的運営を促進し、指定避難所を管理、運営する。

- (3) 避難所責任者は、速やかに指定避難所収容者名簿を作成する。
- (4) 避難所責任者は、避難中の傷病者を診療機関等に引き継ぐ等適切な処置を講ずる。
- (5) 避難所責任者は、指定避難所の防護、警備については警察官の協力を得て行い、赤十字奉仕団員のほか避難者等に適宜協力させることができる。
- (6) 避難所責任者は、指定避難所に配布される物品及び避難者に配分される食料物資の受払い及び配分を行う。
- (7) 避難所責任者は、災害対策本部に報告を必要とする事態が発生した場合は、防災行政無線等により報告する。

第4 指定避難所の管理・運営の留意点

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに府への報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施
- (7) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (8) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (9) 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮
- (10) 発達障害児（者）への配慮
- (11) 指定避難所運営組織への女性の参加
- (12) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (13) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- (14) 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- (15) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底
- (16) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (17) 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと
- (18) 新型コロナウイルス等感染症の流行時等、発生した災害やその地域の実情に応じ、避

難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

第5 二次避難施設（福祉避難所）の開設

指定避難所の中で、特に避難行動要支援者については心身の状態によっては避難所での生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細かな対応が必要である。そのため、避難行動要支援者のニーズを把握し、迅速に必要な対策を講じるとともに、避難者一人ひとりの人権が尊重されるよう、避難行動要支援者等の相談窓口を市役所内に設置する。

指定避難所における避難行動要支援者の必要スペースについては、避難行動要支援者の状況に配慮して介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また避難行動要支援者や避難支援等関係者等が静養できる空間の確保に努める。

障害の状態や心身の健康状態を考慮し、避難所の生活が困難と判断される場合には、本人の意思を踏まえ、二次避難施設（福祉避難所）を開設し、収容するとともに、市災害対策本部に要請して福祉施設等への緊急一時入所を図る。身体等の状況が専門施設への入所に至らない程度の人には、二次避難施設（福祉避難所）への避難を勧める。

第6 指定避難所の統廃合・撤収

- (1) 市長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の統廃合・撤収を決定し、前もって周知し、避難者の自立を促す。
- (2) 指定避難所責任者は、市長の指示により避難者を帰宅させるほか、各指定避難所内の避難スペースの集約や地域ごとの避難所の統廃合等、必要な措置をとるものとする。
- (3) 市長は、避難者の個別の事情についての相談に対応しながら、自立を支援する。また、避難者の健全な居住環境の早期確保のため、応急仮設住宅の提供等の住宅確保対策を進め、指定避難所の早期解消に努める。

第7 学校・社会福祉施設等における避難対策

学校・保育施設・社会福祉施設・病院等、集団避難を必要とする施設にあつては、日頃から市、消防組合、警察署等関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・措置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）

(9) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

第3節 避難行動要支援者への支援

市及び府は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1. 避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、本計画に基づく災害対策本部の設置とともに、安否確認情報処理班を設置する。避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者支援マニュアル等に基づき、避難支援関係者の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報の伝達や安否確認・避難誘導、避難所における支援等を実施する。

(2) 被災状況の把握

市及び府は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

2. 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても、十分配慮する。

1. 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市及び府は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2. 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市及び府は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者について

第3編 自然災害応急対策

第4章 避難行動

ては、本人の意思を尊重したうえで、二次避難施設（福祉避難所）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

第3 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を府に連絡し、府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町村等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

第4 浸水想定区域内の高齢者、障害者施設等

浸水想定区域内における高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を必要とする者が利用する施設については、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるようファクシミリ、電話、メール等により洪水予報等を伝達する。

資料2-28 浸水想定区域内の要配慮者施設一覧表（資料編P80）

第4節 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

避難者の生命、身体保護のため必要な対応（措置）を行うときは、警察署と緊密な連携を図り、市保有の車両等により移送を行うものとし、他の市町村に移送が必要となり、市で対応ができない場合は、知事に応援を要請するものとする。

また、府は、他の都道府県から被災市民の受入れの協議を受けた場合は、被災市民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市町村長は、正当な理由がある場合を除き、被災市民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災市民に対し公共施設等を提供する。そのため、市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災市民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5章 交通対策、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

第1 交通規制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において警察署及び道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

1. 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携のもとに適切な処置をとる。

資料3-40 交通規制の実施責任者（資料編P150）

（1）警察署による交通規制

① 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

② 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

（2）警察官、自衛官及び消防職員による措置命令（災害対策基本法第76条の3）

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するために必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両通行のため、同様の措置を講じる。

（3）道路管理者の通行規制及び災害時における車両の移動（道路法第46条、災害対策基本法第76条の6）

① 災害時において、道路施設の破損等により通行が危険と判断される場合、あるいは、被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、警察署と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

② 車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した道路標識等を設置する。

- ③ 道路上の倒壊障害物の除去、移動、放置車両の移動を、民間建設業者等に協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

2. 相互連絡

警察署及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行禁止又は制限の対象区間及び理由を相互に通知する。

3. 広 報

市、府、警察署及び道路管理者は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を掲出するほか報道機関を通じ、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者等緊急輸送活動にかかる関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、一般通行者（車）等に対し、その内容、迂回路について広報する。

4. 道路交通の確保対策

- (1) 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握し、現地で徒歩によるパトロールを強化する。
- (2) 道路管理者は、危険箇所が発生した場合は、直ちに警察署に連絡のうえ、交通の規制を行うとともに、これにかわる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- (3) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (4) 道路管理者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のために必要がある場合は、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。
- (5) 災害箇所については、道路管理者が早急に仮復旧等の応急措置を行う。
- (6) 資機材の調達
市の指名登録業者等から必要に応じ緊急に調達する。
- (7) 迂回路の選定
道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議のうえ迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

第2 緊急輸送活動

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、関係機関の保有する車両、航空機等を動員するとともに、運送関係業者の保有する車両等を調達するなど、緊急輸送体制を確保する。

1. 緊急輸送の対象等

- (1) 緊急輸送の対象は、次のとおりとする。
 - ① 被災者
 - ② 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
 - ③ 飲料水、食料、生活必需品等
 - ④ 救援物資等
 - ⑤ 応急復旧に係る要員、資機材等
- (2) 輸送順位
 - ① 市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
 - ② 災害の拡大防止のために必要な輸送
 - ③ ①、②以外の災害応急対策のために必要な輸送

2. 緊急輸送手段の確保

輸送に当たっては、車両、鉄道、航空機等の手段が考えられる。

(1) 車両の確保

現在、市で保有する車両等は、以下のとおりである。

なお、市で保有する車両のみでは車両が不足する場合は、市内の運送業者等に協力を要請する。

資料2－16 車両の現有（資料編P65）

(2) 車両の借上げ

市で保有する車両のみでは車両が不足する場合は、市内の運送業者等に協力を依頼し、調達するものとするが、これをもってしてもなお必要な輸送力を確保できない場合は、次の事項を明示して府に調達あつせんを要請する。

- ① 輸送区間及び借上げ期間
- ② 輸送人員又は輸送量
- ③ 車両等の種類及び台数
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ その他必要な事項

(3) 鉄道による輸送

自動車による輸送が困難な場合には、鉄道会社に依頼して輸送を確保する。

(4) 航空機による輸送

地上の輸送が不可能な場合又は孤立地区への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、府に調達あつせんを要請する。

(5) 緊急交通路の確保

緊急交通路（府が選定する「広域緊急交通路」及び市が選定する「地域緊急交通路」）の道路管理者は、緊急交通路の点検及び道路啓開を行う。

- ① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び警察署に連絡する。

② 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業に当たっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

3. 緊急通行車両等の確認

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項による通行の禁止又は制限を行った場合、知事又は公安委員会に対して、緊急通行車両等であることの確認を受け、緊急輸送を実施する。

府公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(1) 緊急通行車両等の範囲

大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法に基づく交通規制区間を通行できる車両には以下の2種類がある。

① 緊急通行車両

緊急自動車その他指定行政機関等による災害応急対策に使用される計画のある車両

② 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(2) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に申請書を提出する。緊急通行車両等に該当し、所定の要件を満たす車両については、事前に届出をすることができる。

(3) 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付

緊急通行車両等の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から証明書及び標章が交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を当該車両に備え付けて輸送を実施する。

(4) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

資料3-41 緊急物資集積場所（藤井寺市、大阪府）（資料編P151）

（5）非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

様式-4 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証（資料編P211）

様式-5 緊急通行車両確認申請書、確認証明書（資料編P213）

様式-6 緊急通行車両標章（資料編P215）

様式-7 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示（資料編P216）

4. 輸送基地の確保

（1）陸上輸送基地

- ① 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- ② 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。
- ③ 府は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、利用する陸上輸送基地を指定し、施設の管理者、警察署、自衛隊、並びに日本通運株式会社、一般社団法人大阪府トラック協会及び赤帽大阪府軽自動車運送協同組合運送業者に連絡する。運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、府から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

（2）航空輸送基地

- ① 府は、大阪市消防局、警察署、第五管区海上保安本部、大阪航空局、新関西国際空港株式会社、自衛隊の協力を得て、空港及び航空機の利用可能状況を把握する。
- ② 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、府に報告する。
- ③ 市及び府は、大阪市消防局、警察署、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

5. 緊急輸送路の確保

（1）緊急輸送予定路線

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急輸送予定路線の設定を図る。

（2）啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急輸送路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関等の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

6. 高速道路等が緊急交通路等に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社はこれに対処すべき必要な措置を行い、道路交通の確保に協力する。この場合において、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金収受業務に関し、適切な措置を講ずる。

7. 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資等を支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2節 交通の維持復旧

第1 交通の安全確保

道路及び鉄道の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

1. 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を市及び府に報告する。

2. 各施設管理者における対応

(1) 道路施設

- ① 道路管理者は、道路パトロールを強化し、危険箇所の早期発見に努め、その状況を把握し、現地で徒歩によるパトロールを強化する。被害が生じた場合には、その状況を市又は府に報告する。
- ② あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限若しくは速度規制を実施する。
- ③ 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防組合、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ④ 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(2) 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

- ① あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。
- ② 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、消防組合、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ③ 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第2 障害物除去計画

市及び関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、建物等に侵入した土砂、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための人員、資機材の輸送が円滑に行えるよう道路、河川等における障害物を除去する。

1. 障害物の除去

(1) 実施責任者

道路及び鉄道の管理者は、管理する施設について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、責任をもって処理する。

(2) 障害物の除去の優先順位

- ① 市民の生命の安全を確保するための重要な施設（避難路）
- ② 災害の拡大防止上重要な施設（延焼阻止のために消防隊が防御線を張る道路）

③ 緊急輸送を行う上で重要な施設（緊急交通路等）

④ その他災害応急対策活動上重要な施設

（3）資機材の確保

市は、市の管理する道路について、障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等の協力を得るほか、他の市町村や府に応援を要請する。また、被害状況によって、施設管理者に資機材の提供等の応援を行う。

（4）障害物の集積場所

災害で発生した障害物のうち、廃棄すべき物については、除去の実施者の管理する遊休地のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積する。

なお、市の集積場所だけでは処理しきれない場合は、府及び近隣市町村に協力を求めるものとする。

2. 各施設管理者における復旧

（1）道路施設

① 市の管理する道路

a 被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁等復旧に時間を要する道路は、代替道路の確保に努める。

b 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

c 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

② その他の交通施設

国道及び府道等の交通施設の復旧については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

（2）鉄道施設（近畿日本鉄道株式会社）

① 線路、保管施設、通信施設等列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度等を考慮し、段階的な応急復旧を行う。

② 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。

③ 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

第6章 二次災害防止・ライフライン確保

第1節 公共施設応急対策

関係機関は、地震活動又は大雨による浸水及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民への啓発に努める。

第1 公共土木施設等

市、府及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早急に復旧できるよう体制等を強化する。また、著しい被害が生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

1. 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立ち退きを指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2. 橋梁等道路施設

- (1) 道路管理者は二次災害防止のため、緊急点検調査を実施し通行に危険があると判断される場合は通行規制を行い、警察等関係機関に連絡する。
- (2) 復旧工法等を検討し、建設業関係団体等の協力を得て復旧作業を行う。

3. その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- (2) 市、府及び施設管理者は、関係機関及び市民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市、府及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等

1. 公共建築物等

公共建築物の管理者等は、被害状況の早期把握、被害建物・敷地に対する点検を速やかに

行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物・敷地への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2. 民間建築物等

市は、被害状況を府に報告するとともに、危険度判定を実施する。実施に当たっては、必要に応じ、府に、建物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。府は、派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、建築物及び宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害防止に努める。

3. 応急危険度判定の迅速化

市は、府の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物等の危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物等への立入禁止等の措置を講じる。

第3 危険物等

1. 対象

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設

2. 施設の点検、応急措置

危険物施設の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防組合及び府は、必要に応じて立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

3. 避難及び立入制限

危険物施設の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質

1. 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位体）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏洩を防止するため、施設の点検応急措置、環境監視等を実施する。

2. 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位体）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊等によって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第2節 ライフラインの確保

第1 上水道

大阪広域水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。

なお、十分な対応が出来ない場合は、公益社団法人日本水道協会、府、近隣市町村、水道関係業者等に応援を要請する。

1. 応急措置

- (1) 上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
- (2) 必要に応じて消防機関、警察署、付近住民に通報する。

2. 応急給水

- (1) 府及び大阪広域水道企業団は、大阪府域に震度5弱以上を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- (2) 給水車、トラック等により、応急給水を行う。
- (3) 被害状況に応じて、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。

3. 広報

- (1) 被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。
- (2) 生活水の節水に努めるよう広報する。

第2 下水道

市は、府及び関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

1. 応急措置

- (1) 停電等によりマンホールポンプの機能が停止した場合は、排水不能が起こらないよう、発電機によるポンプ運転を行うなど必要な措置を講ずる。
- (2) 下水管渠の被害には、汚水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置、その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。
- (4) 必要に応じて消防機関、警察署、付近住民に通報する。

2. 応急対策

被害状況に応じて、必要度の高いものから応急対策を行う。

3. 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第3 電力

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、災害によって機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、非常災害対策支部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

1. 応急措置

感電事故、漏電事故等二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防対策を講ずるとともに、市、府、消防機関、府警察及び付近住民に通報する。

2. 応急供給及び復旧

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき応援を要請する。
- (5) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (6) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

3. 広報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ること等電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しについて関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス

1. 応急措置

地震により、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。

水害、浸水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合わせ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2. 応急復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を開始する。
- (4) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

3. 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信

1. 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
- (4) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。
また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2. 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3. 設備の応急対策

- (1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回線を第一義として速やかに実施する。
- (2) 必要と認めるときには、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (3) 応急復旧に当たっては、行政機関、他の事業所と連携し、早期復旧に努める。

4. 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第3節 農業関係応急対策

市及び府は、農業に関する被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

第1 農業施設応急対策

被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。

第2 農作物応急対策

1. 技術の指導

市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。

2. 種子の確保、あっせん

府は、大阪府種子協会を通じ、水稻、小麦、大豆の種子の確保に努め、必要に応じ、近畿農政局に対し、災害応急種子もみが確保できるよう必要な指導及び助言を依頼する。

また、一般社団法人日本種苗協会が保管する園芸種子のあっせんに努める。

3. 病害虫の防除

府は、市その他関係機関と協力して、病害虫発生予察事業を活用した、被災農作物の各種病害虫防除指導を行う。

第7章 被災者の生活支援

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市及び府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、支援体制の整備に当たり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定める。

市は、府の支援を受けながら、支援体制の整備に努める。

第2節 市民等からの問い合わせ

市及び府は、必要に応じ、市民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市及び府は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

市内に一定規模以上の災害が発生し被災者が応急的な救助を必要としている場合、府知事は、災害救助法を適用し、人命の保護及び食料その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病に悩む被災者に対して応急的、一時的な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。

ただし、知事の職権の一部を委任された場合、市長は、委任された救助事項について実施責任者となって応急救助活動を実施する。

1. あらかじめ委任を受けている事項

- (1) 受入れ施設（応急仮設住宅を除く）の供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の搜索及び処理
- (9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去、また災害の態様に応じて、その都度市長に委任することがある事項

2. 知事が実施する事項

- (1) 応急仮設住宅の供与
- (2) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (3) 被災住宅の応急修理

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 市内の住家滅失世帯が80世帯以上に達するとき。
- (2) 府内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が40世帯以上に達するとき。
- (3) 府内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合であって、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

資料3-42 災害の認定基準（資料編 P153）

資料3-43 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料編 P155）

第3 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯を持って1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂のたい積等で一時的に居住不能な世帯は3世帯を持って1世帯とする。

第4 適用手続き

- (1) 市長は、本市における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被害者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「資料3-43 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度等災害の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の同意を得て延長することがある。

資料3-43 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（資料編 P155）

第4節 緊急物資の供給

市及び府は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者等全ての被災者に対して物資等が供給されるよう努める。

市及び府は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

第1 応急給水

市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

1. 大阪広域水道企業団の役割

大阪広域水道企業団は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) あんしん給水栓、浄水場、配水場及びその周辺での拠点給水の実施
- (2) 浄・配水場からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- (3) 仮設給水栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達
- (5) 飲料水の水質検査及び消毒

2. 府の役割

府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整
- (2) 給水用資機材調達に関する総合調整
- (3) 給水活動に関する情報の提供
- (4) 給水活動に関する応援の調整
- (5) 飲料水の水質検査
- (6) ボトル水・缶詰水の配布（災害時用備蓄水の配布）

3. 市の役割

市は、給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 市民への給水活動に関する必要な情報の提供
- (2) ボトル水・缶詰水の配布（災害時用備蓄水の配布）

4. 浄水場等の現状

浄水場等の水量の現状確認を行う。

5. 給水対象等

災害救助法に定められた基準に準ずる。

6. 応援要請

激甚災害等により、大阪広域水道企業団のみでは飲料水の確保、給水活動が困難なときは、公益社団法人日本水道協会、府、近隣市町村に応援を要請する。

第2 食料等供給計画

1. 市の役割

市は、発災時においては、必要な物資を確保供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

- (1) 指定避難所ごとの必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2. 府の役割

府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市町村ごとの必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部等に対し、それぞれ、食料、毛布・日用品の供給を要請
- (6) 不足する場合は、関西広域連合に基づく要請
- (7) 応援物資等を、輸送基地で受付し、地域防災拠点等市町村の集積地まで輸送

3. その他防災関係機関の役割

下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は次の措置を講ずる。

- (1) 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び調整並びに米穀の供給
- (2) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給について連絡
- (3) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品の備蓄物資の供給
- (4) 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (5) 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会等との連絡・調整及び必要な物資の確保

4. 要配慮者への配慮

食料の供給は、高齢者、傷病者、障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルク及び液体ミルクの供給を行う。

第3 衣料・生活必需品・その他物資供給計画

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与に関し、次のとおり定める。

1. 実施機関

市長は、被災者への生活必需品等の調達、供給を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、生活必需品の調達及び市への搬送は知事が行い、支給は市長が行う。

2. 給与又は貸与の対象者及び品目等の基準

(1) 対象者

- ① 災害により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- ② 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ③ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 供給品目等の基準

- ① 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。
 - a 被服、寝具及び身のまわり品
 - b 日用品
 - c 炊事用具及び食器
 - d 光熱材料
- ② 供給品目、供給のための支出できる経費の限度、期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。

3. 調達方法

- (1) 市は避難所等ごとの必要量を算定し、備蓄品を供給する。それで賄えない場合は、市内業者の応援を要請する。
- (2) 市のみで必要量が確保できない場合は、府に対し物資の調達あっせんを依頼する。また、近隣市町村にも応援を要請する。
- (3) 大規模な災害により、災害救助法の適用を受けたときは、府知事に対し、大阪府備蓄物資の応急供給申請により調達を行う。
- (4) 府等防災関係機関に応援を要請した場合は、府に報告するものとする。

4. 供給の方法

(1) 物資の供給

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握し、被災者間に公平に配

分する。

(2) 市民等の協力

配分に当たっては、地区自治会、自主防災組織等の協力を得て行う。

(3) 物資の受け払いの管理

物資の供給に当たっては、指定避難所ごとに物資の受け払い責任者を設けるとともに、「避難所用物資受払簿」を備え、指定避難所ごとに受け払いを記録し、常に手持ち数量を把握しておくものとする。

5. 救援物資の受入れ

災害時には、大量の救援物資の搬入があった場合、適切な受入れを行うとともに、指定避難所等へ迅速な配送を行うものとする。

(1) 受入れ拠点

災害による救援物資等が市に送られてきたときは、本庁、市民総合会館において、その品目別に分類、整理し配分する。

(2) 救援物資の管理

受入れた救援物資は、数量等を把握し、種類ごとに区分し、出荷しやすい状態で維持管理するものとする。

6. 要配慮者への配慮

衣料・生活必需品・その他物資の供給の実施については、できる限り要配慮者個人のニーズに対応するものとする。

第5節 住宅の応急確保

市及び府は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障害者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及びトイレ等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

第2 住居障害物の除去

市は、府から委任された場合、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。

府は、市から障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえ、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- (1) 建設型仮設住宅の管理は、府と協力して行う。
- (2) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (3) 入居者に建設型仮設住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障害者に配慮し、スロープ、手すり等を設けた建設型仮設住宅の建設に努める。
- (5) 応急仮設住宅の建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地は、基本的に市が所有する学校等のグラウンドをあてる。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

資料3－44 応急仮設住宅建設予定地一覧表（資料編P160）

第6 公共住宅等への一時入居

市及び府は、建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府営住宅、都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- （1）府は、住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- （2）市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第6節 応急教育

市及び府は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合、児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の被災により通常教育ができない場合、教育施設の応急復旧及び児童生徒に対する応急教育等を、次のとおり実施するものとする。

第1 実施責任者

- (1) 市立小中学校等の応急教育及び教育施設の応急復旧対策は教育委員会が行う。
- (2) 各学校等の災害に対する措置については、学校長は教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け、市長が実施する。
- (4) 私立学校等については、府が公立学校に準じた措置をとるよう指導、助言する。

第2 児童生徒等の保護

1. 児童生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長又は学校長の判断により、危険が予想される場合は臨時休業等を行うなど臨機の措置をとる。

- (1) 登校後にあっては、早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教職員が付き添うものとする。ただし、保護者が不在の者又は居住地域に危険のおそれのある者は学校において保護する。
なお、保育所等については、保護者等に連絡し引き継ぐ。
- (2) 登校前に休業措置をとるときは、直ちにその旨を保護者及び児童生徒等に連絡する。
- (3) 学校長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導に当たらせる。
- (4) 学校長は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設整備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会への連絡及び校舎の管理に必要な職員の確保を行い、万全の体制を確立する。

2. 教育施設の保全・応急復旧

- (1) 教育施設及び備品等の被害を最小限にするため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。
- (2) 災害により、被害を受けた場合は、災害後速やかに施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努め、授業に支障をきたさないよう措置を講じなければならない。この場合、写真撮影等で被災の事実及びその状況を立証する措置を行う。
- (3) 教職員の確保

災害の規模によっては、応急教育体制を速やかに確立する必要があり、学校長と教育委員会が協議のうえ、十分な調整を図る。なお、調整がつかない場合は、府の指導と助言を求めるものとする。

第3 応急教育の実施

(1) 応急教育実施の場所

- ① 市は指定避難所等に利用され、校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、他の公共施設等への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。
- ② 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業やオンライン授業を実施する。

(2) 学校は、教職員及び児童生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、府若しくは市と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

- ① 校舎が指定避難所として利用されている場合の市との協議
- ② 校区外に避難した児童生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(3) 児童生徒の健康管理

市、府及び学校は、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、スクールカウンセラー、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施し、被災地域の児童生徒の身体と心の健康管理を図る。

(4) 市及び府は、児童生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(5) 市及び府は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、就学援助費の支給等必要な援助を行う。府は、私立学校の行う就学援助に対して支援するように努める。

第4 学校給食の応急措置

学校、市及び府は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食物資の確保、給食施設等の復旧等の措置を講ずる。

第5 保育所等の措置

保育所等の施設についても、各保育所等において上記の計画に準じて保育幼児の保護及び保育に十分に配慮するものとする。

第7節 自発的支援の受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

資料3-45 災害時ボランティアの受入れ（ボランティアセンター一覧含む） （資料編P161）

第1 ボランティアの受入れ

市、府、日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うように努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するように努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

1. 市の活動

（1）受入れ窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等については、市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターで行う。市は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う窓口を開設する。

（2）活動拠点への提供

市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報及び資機材の提供に努める。

2. 府の活動

（1）活動環境の整備

災害の状況、市から収集した市民のニーズ等の情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。また、府社会福祉協議会等のボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

（2）ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

（3）避難行動要支援者への支援

府社会福祉協議会、市社会福祉協議会その他ボランティア関連団体へ災害ボランティ

アの派遣を要請する。

(4) 在住外国人への支援

大阪府国際交流財団へ、通訳ボランティアの派遣の協力依頼をする。

3. 日本赤十字社大阪府支部の活動

(1) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口等情報の提供に努める。

(2) 赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

第2 義援金品の受付・配分

市及び府等に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1. 義援金

(1) 受付

- ① 府に寄託される義援金は、府福祉部において受け付ける。
- ② 市に寄託される義援金は、健康福祉対策部において受け付ける。
- ③ 日本赤十字社大阪府支部は、事務局において受け付ける。
- ④ 大阪府共同募金会に寄託される義援金は、事務局において受け付ける。

(2) 配分

- ① 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。
- ② 市は、府又は日本赤十字社から配分を委託された義援金を、被災者に配分する。

2. 義援物資

(1) 市は、次のとおり、義援物資の受け付け、保管、配分、輸送を行う。

- ① 市に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口で受け付ける。
- ② 義援物資の配分方法等は、関係する部局等が協議して決定する。
- ③ 配分決定に基づき、義援物資を指定避難所等へ輸送する。
- ④ 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

(2) 日本赤十字社大阪府支部は、次の項目を行う。

- ① 日本赤十字社大阪府支部は、被災者ニーズに応じた必要量の確保を前提とし、企業等の大口の義援物資を受け付ける。
- ② 寄託義援物資の一時保管場所として日本赤十字社の倉庫等を確保するものとし、なお不足するときは、府に集積可能な場所を応急的に確保するよう要請する。

(3) 日本郵便株式会社近畿支社の援護対策等は、次の項目を行う。

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

3. 義援物資提供の際の市民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする市民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示するなど、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、市民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

市及び府は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努める。

第3 海外からの支援受入れ

市、府をはじめとする防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、海外からの支援が予想される場合、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

市及び府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

- (1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- (2) 被災地のニーズと受入れ体制

海外からの支援の受入れに当たっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ① 案内者、通訳の手配
- ② 活動拠点、宿泊場所等の確保

第8章 社会環境の確保

第1節 保健衛生活動

市及び府は、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

市及び府は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

1. 市の役割

- （1）市は、府の指示により、次の防疫活動を実施する。なお、自らの防疫活動が不十分と認められるときは、府に協力を要請する。
 - ① 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - ② ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - ③ 指定避難所の防疫指導
 - ④ 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - ⑤ 衛生教育及び広報活動
- （2）防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- （3）その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

2. 府の役割

- （1）災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。
- （2）一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- （3）市に対して、防疫活動に係る指示を行う。
- （4）防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- （5）予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要があると認めたときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。（予防接種法第6条）
- （6）衛生教育及び広報活動を行う。

- (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置し、又は市への必要な指示等を行う。

第2 食品衛生監視活動

府は、食品衛生監視班を編成し、食品衛生協会等関係機関と緊密な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- (1) 指定避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視
- (2) 被災した食品関係営業施設の衛生監視
- (3) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (4) 飲料水の衛生監視、検査
- (5) その他食品に起因する危害発生の排除

第3 被災者の健康維持活動

市及び府は、相互に連携して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1. 健康相談

保健所と連携して災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

- (1) 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、指定避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅等を巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

- (2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し、食料の供給機関等との連絡をとり、給食施設やボランティア団体等の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

- (3) 避難行動要支援者への指導

高度医療を要する在宅療養者や避難行動要支援者を把握し、適切な指導を行う。

2. 心の健康相談等

府が設置する心の健康に関する相談窓口及び精神科救護所の運営に協力する。

第4 保健衛生活動における連携体制

市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

1. 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2. 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、府及び府獣医師会等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

3. 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第2節 廃棄物の処理

市及び府は、国の災害にかかる廃棄物対策指針（「震災廃棄物対策指針」、「水害廃棄物対策指針」）等を踏まえ、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、発生量等の事前予測等も検討しつつ、被災地域の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、柏羽藤環境事業組合の廃棄物処理計画及び本市の廃棄物処理計画に基づき適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

1. 初期対応

- （1）上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- （2）し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- （3）被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2. 処理活動

- （1）速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- （2）消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

3. 応援要請（市及び府）

- （1）市は必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府内の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- （2）府は、被災地域の市町村から災害し尿等の収集運搬について協力要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。
- （3）府は、府内でし尿の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対して応援を要請する。

第2 ごみ処理

1. 初期対応

- （1）指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- （2）ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2. 処理活動

- （1）被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- （2）必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- （3）防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- （4）殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

3. 応援要請（市及び府）

- （1）市は必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、府内の各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の調整を行う。
- （2）府は、府内で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、他の府県や国に対して応援を要請する。

第3 災害廃棄物等の処理

1. 初期対応

- （1）災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- （2）災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2. 処理活動

- （1）災害廃棄物等の処理については、危険な物、通行上支障のある物等を優先的に収集・運搬する。
- （2）災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- （3）アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- （4）損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- （5）産業廃棄物処理業者等との災害廃棄物等の処理に関する基本協定に基づき廃棄物の収集運搬処理の対策を講じる。

3. 応援要請（市及び府）

- （1）市は必要に応じて、府、近隣市町村、関係団体に応援を要請する。府は、市からの応援要請があった場合、又は自ら必要と認めた場合は、最終処分までの処理ルート確保を応援する。
- （2）府は、市が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。
- （3）府は、府内で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確保するため、他の府県や国に対し応援を要請する。
- （4）ごみ処理広域化南河内ブロック内における災害廃棄物の処理に係る相互支援協定に基づき広域的に連携し、対応する。

4. 資機材の確保

災害廃棄物等の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の事業者等の協力を得るほか、他の市町村や府に応援を要請する。

第3編 自然災害応急対策
第8章 社会環境の確保

資料3-4-6 清掃施設一覧表（資料編 P161）

資料3-4-7 清掃業者一覧表（資料編 P162）

第3節 遺体対策

市及び警察署は、遺体対策について、必要な措置をとる。

第1 遺体の検視

- (1) 警察署は、災害により死亡した者の遺体の早期収容に努め、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体は、警察署に連絡し、写真の撮影、指紋、歯型の採取、遺品保存等を行うとともに、速やかな身元確認に努める。
- (3) 災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

第2 遺体対応

遺族が遺体対応を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。

- (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。
- (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- (4) 火葬場の耐震化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

第3 遺体安置所の設定

- (1) 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内又は近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- (2) 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。
- (3) 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- (4) 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等については、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- (5) 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の配置にも配慮しておく。
- (6) 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

資料3－48 遺体安置所一覧表（資料編P163）

第4 応援要請

- （1）市は、自ら遺体対策の実施が困難な場合、府が作成する広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。
- （2）府は、被災市町村から応援要請があった場合には、他の市町村及び、必要に応じて近隣府県に応援依頼を行う。

第4節 社会秩序の安定

市、府をはじめ防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 市民への呼びかけ

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。市では、災害広報活動を通じて、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

第2 警戒活動の強化

府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 暴力団排除活動の徹底

府警察は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

第4 物価の安定及び物資の安定供給

市、府及び関係機関は、買占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導を行い、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。市では、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や災害広報活動等を行い、万全を尽くす。

1. 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

2. 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

3. 物価の監視

府は、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売り惜しみをする業者に対しては、

売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど適切な措置を講ずる。

4. 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

5. 金融機関における預貯金払戻等

(1) 株式会社ゆうちょ銀行（藤井寺郵便局）は、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等について、取扱局、取扱機関、取扱業務の範囲を指定して、通帳・証書・印章等をなくした場合であっても、運転免許証・保険証等により本人であることが確認できれば、拇印による非常払渡し及び非常貸付を実施するよう郵便局に対して指示する。

ただし、災害救助法が発動されたときは、郵便局長は非常払渡し及び非常貸付を直ちに実施することができる。

(2) 近畿財務局、日本銀行は、被災者の預金の払戻等が円滑に行われるように被災地の民間金融機関に対して、次のような指導及び要請を行う。

- ① 市民が預金通帳、届出印鑑等を消失又は流失した場合に、罹災証明書の提示その他簡易な確認方法を持って預金払戻の利便を図ること。
- ② 事情によっては定期預金、定期積み金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。
- ③ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(3) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払戻や、有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第5節 文化財

指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を、市教育委員会を經由して府教育委員会に報告する。

第1 被害状況の把握

文化財が被災した場合、その所有者及び管理責任者は、直ちに消防組合に連絡するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、市教育委員会に報告する。

市教育委員会は、その結果をとりまとめ、府教育委員会に報告するものとする。

第2 被害の拡大防止

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講ずるものとする。

また、市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第 4 編 事故等災害応急対策

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予防対策

第 3 編 自然災害応急対策

第 4 編 事故等災害応急対策

第 5 編 災害復旧復興対策

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節	鉄道災害応急対策	185
第 2 節	道路災害応急対策	186
第 3 節	危険物等災害応急対策	187
第 4 節	市街地災害応急対策	189

第1節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者、市、府及び防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 情報収集伝達体制

資料4－1 情報収集伝達体制（鉄道災害）（資料編P164）

第2 収集伝達事項

- （1）事故の概要
- （2）人的被害の状況等
- （3）応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- （4）応援の必要性
- （5）その他必要な事項

第3 鉄道事業者の災害応急対策

鉄道事業者は、速やかに応急対策を実施する。

1. 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2. 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3. 代替交通手段の確保

他の交通機関への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4. 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否確認、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

第2節 道路災害応急対策

道路管理者、市、府及び防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 情報収集伝達体制

資料4－2 情報収集伝達体制（道路災害）（資料編 P164）

第2 収集伝達事項

- （1）事故の概要
- （2）人的被害の状況等
- （3）応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- （4）応援の必要性
- （5）その他必要な事項

第3 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに応急対策を実施する。

1. 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2. 危険物の流出対策

他の防災機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導等を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

3. 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4. 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5. 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否確認、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

第3節 危険物等災害応急対策

市、消防機関及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

- (1) 市及び消防機関は、防災関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市及び消防機関は、危険物施設関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ① 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - ② 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ③ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス災害応急対策

市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第3 火薬類災害応急対策

市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 毒物劇物災害応急対策

市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第5 管理化学物質災害応急対策

市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第6 原子力災害への対応

(1) 原子力災害対策

原子力災害への対応は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉運転等により、放射性物質等が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害の発生、拡大を防止し、その復旧を図ることとしている。

原子力事業所は、府内に現在3か所あり、それぞれ原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点地域」という）の範囲を「資料4－3 大阪府域の原子力災害対策重点地域」のとおりとし、府は「大阪府地域防災計画（原子力災害対策）」に基づき、オフサイトセンターの整備、環境放射線モニタリング体制等の事前対策、緊急事態への応急対策及び原子力対策中長期対策を講ずることとしている。その他、府内には核燃料物質等を扱う事業所があるが、いずれも使用する核燃料物資等の量が少ないため、原子力災害対策特別措置法の対象となる事業所ではなく、事業所以外に影響を及ぼすような放射線事故は基本的に考えられないが、防災対策の観点から、原子力事業所に準ずる対策を講ずるように努めることとしている。

資料4－3 大阪府域の原子力災害対策重点地域（資料編P165）

(2) 原子力災害における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県等が定める広域避難計画に基づき、関西圏域全体で被災市民の受入れを行う。府は滋賀県からの要請を受け、広域避難の受入れを行うこととし、本市は、旧高月町（現長浜市）の地域からの受入れを行うこととしている。こうした広域避難が円滑に行われるよう受入れ体制の整備を図る。

○指定避難所の設置運営

・指定避難所の提供

市民総合体育館（受入れ可能人数：450人＞人口割による受入れ人数：310人）

・指定避難所の開設・施設管理

避難所班を兼務している市民総合体育館の施設管理者が行う。

・指定避難所の運営体制

指定避難所運営は、当初3日間を目安に市が主導し、その後順次避難者による自主運営へとつないでいく。

資料4－4 避難元（滋賀県）・避難先（大阪府）マッチング割当（資料編P166）

第4節 市街地災害応急対策

市、府、消防機関、警察署及び自衛隊等は、大規模な高層建築物等の市街地災害に対処するため、それぞれの防災に関する計画に基づき、各種対策を実施する。

第1 通報連絡体制

資料4－5 通報連絡体制（市街地災害）（資料編 P167）

第2 火災の警戒

（1）火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、府知事に通報し、府知事は市長に伝達する。通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

（2）火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

（3）市民等への周知

市は、防災行政無線（同報系）、広報車等を利用し、又は状況に応じて地区自治会、自主防災組織等と連携して、市民に警報を周知する。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

第3 市の応急対策

市及び消防機関は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

（1）ガス漏れ事故

- ① 消防活動体制の確立
- ② ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- ③ 火災警戒区域の設定
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救助・救急
- ⑥ ガスの供給遮断

（2）火災等

- ① 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- ② 活動時における情報収集、連絡

第4編 事故等災害応急対策

③ 排煙、進入時等における資機材の活用対策

④ 浸水、水損防止対策

第4 広域応援体制

市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

府は、市から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第5 高層建築物の管理者等

ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。

関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第5編 災害復旧復興対策

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章	生活の安定	191
第2章	復興の基本方針	202

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市、府をはじめ防災関係機関は、市民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。

なお、男女共同参画の観点から、復旧事業プロセスでの女性の参画を促進するとともに、要配慮者の参画を促進する。

第1 災害復旧事業計画

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を把握し、再度の被害の発生防止に努めるように、関係機関と連絡調整を図り、災害復旧事業計画を作成する。また、災害復旧事業計画の策定に当たっては、速やかに効果があがるように十分関係機関と調整を図り、復旧完了予定時期の明示に努める。

主な災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ① 河川公共土木施設災害復旧事業
 - ② 都市災害復旧事業
- (2) 農林水産施設災害復旧事業
- (3) 上水道災害復旧事業
- (4) 住宅災害復旧事業
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業
- (6) 医療施設等災害復旧事業
- (7) 公立学校施設災害復旧事業
- (8) 社会教育施設災害復旧事業
- (9) その他の事業

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事・市長の報告、資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- (1) 法律による一部負担又は補助
 - ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

第5編 災害復旧復興対策

第1章 生活の安定

- ③ 公営住宅法
 - ④ 土地区画整理法
 - ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ⑦ 予防接種法
 - ⑧ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
 - ⑨ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

資料5－1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業
(資料編 P168)

第3 特定大規模災害

府は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。

第2節 被災者の生活確保

市及び関係機関等は、災害により被災した市民がその痛手から再起更生するよう金融措置、流通機関の回復、災害応急仮設住宅から恒久・良質な住宅に切り替えを図るとともに、雇用機会の確保に努め、被災者の生活の安定を図るものとする。

第1 金融措置

1. 市税の徴収猶予及び減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は藤井寺市災害による被災者に対する市税の減免に関する条例により市税の緩和措置として、事態に応じ納税期限の延長、徴収猶予及び減免措置をとる。

(1) 納期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、又は市税を納付できないと認められるときは、その申請により2ヶ月以内の期限（特別徴収義務者については30日以内）において市税の納期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者が、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

災害により滞納者が無財産になるなどの被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置をとる。

(4) 減免等

被災した納税義務者に対し、必要と認められる場合は、その者の申請に基づき、市民税、固定資産税、都市計画税の減免及び納入義務の免除を行う。

2. 国民健康保険料、介護保険料の減免等

市は、藤井寺市国民健康保険条例に基づき、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者について特に必要がある場合は、国民健康保険料の減免等を行う。また、藤井寺市介護保険条例により、第1号被保険者が災害その他の事由により経済的困難等になった場合、介護保険料について減免等を行う。

3. 国税の減免及び徴収猶予等

国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。また、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

4. 府税の減免及び徴収猶予等

府は、地方税及び大阪府税条例に基づき、府税の減免及び徴収猶予等適切な措置を行う。

5. 後期高齢者医療保険料の減免等

大阪府後期高齢者医療広域連合は、条例に基づき後期高齢者医療保険料の減免等を行う。

6. 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付

(1) 災害見舞金等

資料一7 藤井寺市災害見舞金等支給条例（資料編 P193）

資料一8 藤井寺市災害見舞金等支給条例施行規則（資料編 P195）

(2) 災害弔慰金

(3) 災害障害見舞金

(4) 災害援護資金

資料一9 藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（資料編 P197）

資料一10 藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（資料編 P202）

資料5-2 災害援護資金（資料編 P169）

7. 生活福祉資金の災害援護資金貸付（社会福祉協議会）

府社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、府内居住の低所得者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立再生するのに必要な資金を貸し付ける。原則、「6.（4）災害援護資金」の対象者を除いた低所得者世帯を対象とする（例外あり）。なお、申込み相談窓口は、市社会福祉協議会が行う。

第2 罹災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

第3 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と経済の復興の促進を図る。

1. 商品の確保

市及び府は、生活必需品をはじめとする各種商品の在庫量を把握し、不足量については、国、都道府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させるよう努める。

鉄道事業者及び道路管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

2. 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、心理的パニックを防止する。

第4 住宅の確保

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。

1. 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災者の実状に沿った施策を推進する。

2. 相談窓口の設置

府は、住宅に関する相談窓口を設置し、府民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕等建設者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

3. 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、大阪府住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅、住宅供給公社住宅、都市再生機構住宅の活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災市民の住宅として活用できるよう配慮する。

- (2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

- (3) 特定優良賃貸住宅等の活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対して、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅のあっせんを行う。

4. 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）

の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

5. 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

第5 雇用機会の確保

災害時において市は、国や府の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難市民等に対する被災地域の実情に応じた雇用確保に努める。

第6 被災者生活再建支援金

1. 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行い、「被災者生活再建支援法」に基づく適切な措置により、被災者生活再建支援法人（公益財団法人道道府県センター）の迅速な支援金支給を要請する。

2. 被災者生活再建支援制度の概要

（1）被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（2）対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る）。

（3）支給対象世帯

自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

- ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)

(4) 支給金額

支給金額は、以下のア、イの合計金額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ・上記(3)①～③の世帯 100万円
- ・上記(3)④の世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

- ・住宅を建設又は購入した場合 200万円
- ・住宅を補修した場合 100万円
- ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。

資料5－3 被災者生活再建支援制度のしくみ（資料編P170）

第3節 中小企業等の復興支援

市は、被災地の経済復興を担う中小企業、農林業事業者等の自立的復興を促進するために必要な各種財政援助・助成措置等が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、その内容に関する広報を積極的に行う。さらに各種制度の適用についての相談窓口等を設け、個々の事情に即した弾力性のある対応に努める。

なお、市及び府は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第1 中小企業の復興支援

1. 政府系金融機関の融資

(1) 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。また、据置期間、償還期間の延長及び利率の引き下げを行う。

(2) 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業所を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金を貸し付ける。

2. 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第2 農業関係融資

(1) 天災融資資金（天災融資法）

(2) 農林漁業金融公庫資金

(3) 大阪府農林漁業経営安定化資金

第4節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復旧にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第1 上水道（大阪広域水道企業団）

1. 復旧計画

- (1) 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第2 下水道

1. 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1. 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味

した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。

(3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災等の二次災害の防止に努める。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス（大阪ガスネットワーク株式会社）

1. 復旧計画

(1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。

(3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社（関西支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

1. 復旧計画

(1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

(2) 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2. 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

第6 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

1. 復旧計画

- （1）鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- （2）復旧に当たり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

2. 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

第7 道路（市、府、西日本高速道路株式会社）

1. 復旧計画

- （1）被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- （2）復旧計画の策定に当たっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- （3）単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

2. 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等さまざまな手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2章 復興の基本方針

大規模な災害が発生し、被災した場合には、市及び府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市及び府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すことを基本に、将来の人口動向等中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

第1 復興に向けた体制

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

第2 復興基本方針

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律」第10条に基づく復興計画を定める。

復興計画の策定に当たっては、国の復興基本方針及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

第3 復興計画の策定

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予防対策

第 3 編 自然災害応急対策

第 4 編 事故等災害応急対策

第 5 編 災害復旧復興対策

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節	総則	205
第 2 節	東海地震注意情報発表時の措置	206
第 3 節	警戒宣言が発せられたときの対応措置	207

第 1 節 総則

第 1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の市民等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市を含む府は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産等の安全を確保する。

第 2 基本方針

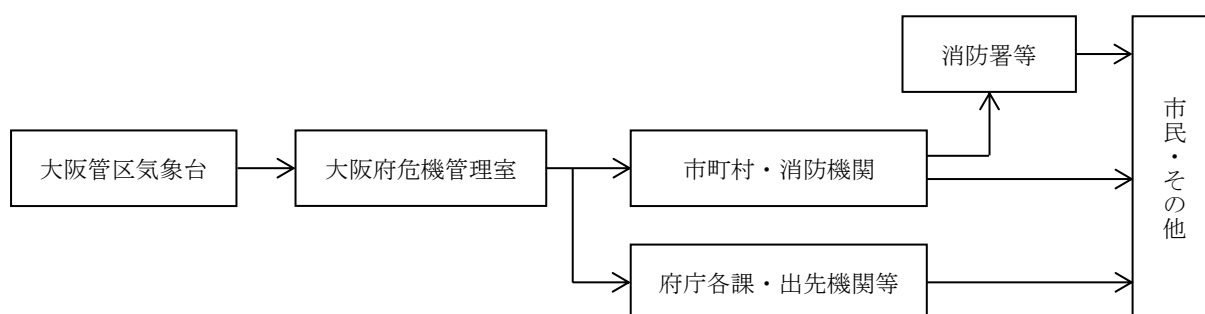
- (1) 本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言発令中においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから、警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (4) 災害予防対策及び応急対策は、「第 2 編 災害予防対策」「第 3 編 自然災害応急対策」によるものとする。

第 2 節 東海地震注意情報発表時の措置

市及び防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第 1 東海地震注意情報の伝達

1. 伝達系統



2. 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要と認める事項

第 2 警戒体勢の準備

市及び防災関係機関は、職員の待機、非常配備等災害対策（初動）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報等の準備を行う。

消防組合では、非常警備を発令して警戒態勢を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

第3節 警戒宣言が発せられたときの対応措置

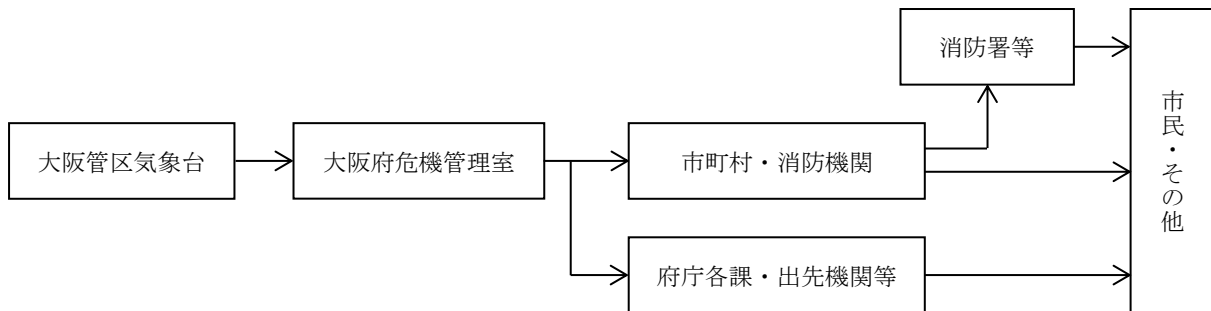
市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合において社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に市民・事業所に伝達する。

1. 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

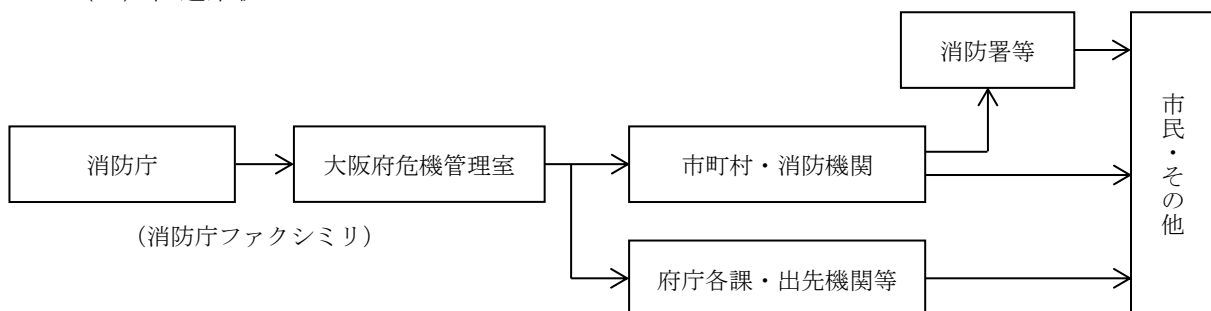


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2. 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1. 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、地震防災対策強化地域に対し警戒宣言が発せられた場合、速やかに災害対策初動本部を設置し、災害対策初動本部体制をとるものとする。初動本部の組織、動員の方法については、「第3編 第1章 第1節 組織動員計画」に定めるとおりとする。
- (2) 府及びその他の防災関係機関は、災害対策（警戒）本部等を設置し、動員配備を行う。
- (3) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (4) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2. 消防・水防

市、府、消防機関及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3. 交通の確保・混乱防止

警察署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4. 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全走行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5. ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6. 社会秩序の維持

(1) 警備活動

警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との緊密な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

7. 多数の者を受入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第3 市民、事業所に対する広報

市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、市民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1. 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とその措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応等、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 市及び防災関係機関が行う防災活動への協力等

2. 広報の手段

- (1) 市及び防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線（同報系）、広報車等を活用し、地区自治会、自主防災組織等とも連携して広報を行う。
- (3) 広報に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1編 総 則

第2編 災害予防対策

第3編 自然災害応急対策

第4編 事故等災害応急対策

第5編 災害復旧復興対策

付編1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	211
第2節	関係者との連携協力の確保	212
第3節	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	213
第4節	地震発生時の応急対策等	215
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	215
第6節	防災訓練計画	216
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	217

第 1 節 総則

第 1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市域に係る地震防災に関し、本市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 編 総則 第 5 節 防災関係機関の基本的責務と業務大綱」によるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

第1 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材等（以下「物資等」という。）の確保については、「第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備」によるものとする。
- (2) 市は、市民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請を行う。

2. 人員の配置

市は、人員の配備状況を府に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請するものとする。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- (2) 具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第2 他機関に対する応援要請

1. 相互応援協定

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は以下のとおりである。

資料3-11 相互応援協定の状況（資料編 P105）

資料3-14 民間との協定の状況（資料編 P110）

2. 応援の要請

市長は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応は、「第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第1.2節 帰宅困難者対策体制」によるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3. 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

資料6-1 南海トラフ地震に関連する情報（資料編P171）

第2 防災対応について

市、府をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、市民等へ周知する。

1. 災害応急対策をとるべき期間等

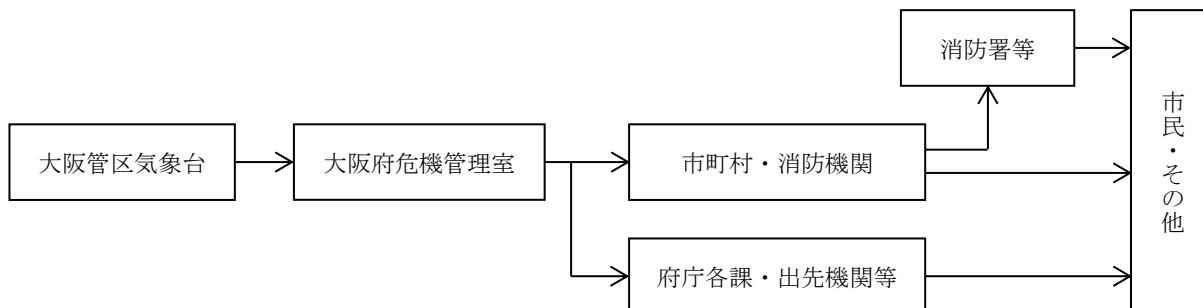
市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容は以下のとおりとする。

- （1）日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- （2）情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

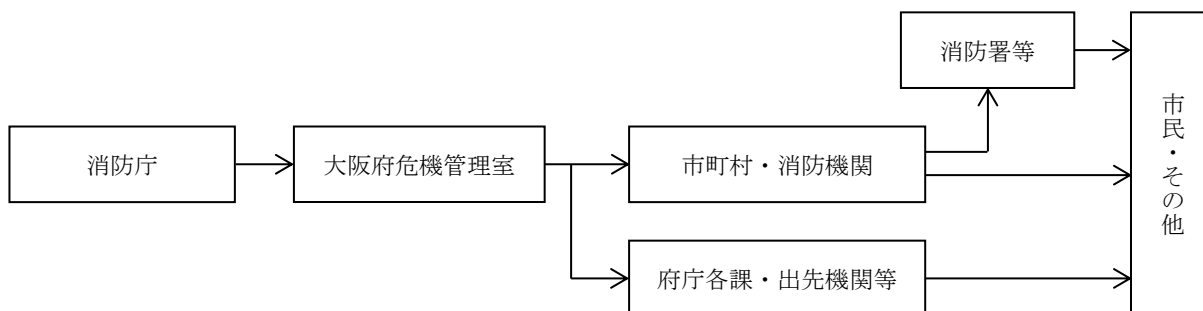
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1. 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2. 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第4節 地震発生時の応急対策等

第1 組織

市は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第3編 自然災害応急対策 第1章 活動体制の確立」によるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第3編 自然災害応急対策 第1章 活動体制の確立～第8章 社会環境の確保」によるものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「第2編 災害予防対策 第1章 防災体制の整備 第11節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」及び「同 第3章 災害予防対策の推進」によるものとする。

具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第6節 防災訓練計画

1. 市及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
2. 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
3. 1の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とし、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
4. 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
5. 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - （1）職員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - （2）要配慮者、滞留旅行者等に対する避難誘導訓練
 - （3）南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
 - （4）災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

第７節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第１ 市職員に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容については、次の事項を含むものとする。

- (１) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (２) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (３) 地震・津波に関する一般的な知識
- (４) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (５) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (６) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (７) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第２ 地域住民等に対する教育

地域住民等に対する教育に関する事項については、「第２編 災害予防対策 第２章 地域防災力の向上」によるものとする。

第３ 相談窓口の設置

府及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。